

F	一一一四二	吸入管	一三〇〇〇
F	一一一四四三	瓦斯抜本體	一六五〇〇
F	一一一五四	ガスケット	九四〇〇
F	一一一六一	勢車カハ	三一五〇〇
F	一一一六三	カハ取付板	一〇〇〇〇
F	一一二〇一	クランクケース	三一五〇〇
F	一一二〇二	油注入口	四四〇〇
F	一一二〇五	油ポンプ本體	一五〇〇〇
F	一一三〇一A	クラッチ外籠	一二五〇〇
F	一一三〇二	スプロケット軸	一九〇〇〇
F	一一三〇四	クラッチシユ一取付板	一一〇〇〇
F	一一三〇五	ローラー外環	一四〇〇〇
F	一一三一〇	クラッチシユ一	九四〇〇
F	一一五〇一A	氣化器本體	四四〇〇〇
F	一一五〇四	浮子室蓋	六三〇〇
F	一一五〇六	主ノズル	三七五〇
F	一一五〇A	微速用ノズル	四一五〇
F	一一五一六	絞弁軸(乙)	一九〇〇
F	一一五二〇	絞弁軸(甲)	四四〇〇
F	一一五三七	針弁	一九〇〇
F	一一五四〇	針弁筒	六三〇〇
F	一一五四二	燃料入口接手	三七五〇
F	一一五四二	均壓盲ネジ	一二五〇

〔機械〕

D	一一一〇一六	燃料ベタルアーム	四五〇〇
D	一一一〇一七	ブレーキベタルアーム	四五〇〇
D	一一一〇二一	ハンドル及びフォーク	八〇〇〇
D	一一一〇二二	覆(乙)	六〇〇〇
D	一一一〇二九	覆(甲)	九〇〇〇
D	一一一〇三一	荷臺	一五〇〇〇
D	一一一〇六二	ガソリンタンク	二〇〇〇〇
D	一一一〇六四	燃料入口蓋	三五〇〇
D	一一一〇六七	燃料コック	四五〇〇
D	一一一〇九一	物入蓋	六〇〇〇
D	一一一三四	結合ホルト	三〇〇〇
D	一一一五一	エキゾーストパイプ	一五〇〇〇
D	一一一四〇一	前車輪左側輪帯	六〇〇〇
D	一一一四〇二	前車輪右側輪帯	六〇〇〇
D	一一一四〇五	前車輪軸	七〇〇〇
D	一一一四〇六	前泥除	一〇〇〇〇
D	一一一四〇七	前車輪軸受體	一五〇〇〇
D	一一一五〇一	後車輪左側輪帯	三五〇〇〇
D	一一一五〇二	後車輪右側輪帯	八〇〇〇〇
D	一一一五〇五	後車輪軸	五〇〇〇〇
D	一一一五一八	ブレーキシユ一	四五〇〇〇
D	一一一六〇九	濾網口金	一二〇〇〇

十二、ダットサン部品

〔機械〕

品番	品名	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
一七〇〇一〇	エンジンアツセンブリー(ミツシヨン付)	二七、〇〇〇	三三、七五〇
一七〇一〇〇	エンジンアツセンブリー(ミツシヨン無)	二二、五〇〇	二八、一五〇
一五〇一〇一	シリンドープロツク(スタツド付)	二、四〇〇	三、〇〇〇
一五〇一〇一L	シリンドースリッパ	一七〇	二一五
一四三二〇二	シリンドーオイルジエツト	二一三	二二九
一二三二〇三	タイミングギヤーケースオイルジエツト	二〇〇	二二五
一二六二〇九	カムシヤフトフロントアツシニロツクスクリユ	一二〇	一五〇
九四二一四	エンジンリヤサポートプレート	八五	一一〇
九一一一八	ラバーアツシヤリテーナー	一五〇	一九〇
九八二二〇	エンジンリヤサポートスプリング	三三〇	四二〇
九一一二二Y	エンジンフロントサポートクツシヨンリテーナー	三〇〇	三七五
一二六二二三	バルブチエンバーカバーナツト	五五〇	六九〇
一五〇二二五Y	シリンドーヘッド	九〇〇	一、一五〇
一二四二二五一一	シリンドーヘッドエキスパンシヨンプラグ	七〇	九〇
一二八二二六	シリンドーヘッドガスケツト(銅製)	九五〇	一二〇〇
一二八二二六	シリンドーヘッドガスケツト(アルミ製)	七〇〇	八八〇
一三二二三〇	ピストン(各寸法)	九五〇	一二〇〇
一三一三三一	ピストンリング(各寸法)	一五〇	一九〇
一三一三三二	ピストンオイルリング(各寸法)	一七〇	二一五
一五五二二三	ピストンピン(各寸法)	二五〇	三一五
一四二二三四	ピストンピンプラグ	六〇〇	七五〇
一三四一三五	コネクチングロッドアツセンブリー	三八〇	四七五

品番	品名	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
一二六一三六	コネクチングロッドホルト	八五〇	一一〇〇
一六四一四〇	クランクシヤフトアツセンブリー	一、一五〇	一、四五〇
九三一四四一A	クラツチバイロツトアツシユ	二〇〇	二五〇
一二四一四五一A	クランクシヤフトラチエツト	一八〇	二二五
一二四一四五一B	クランクシヤフトプリーワツシヤ	八〇	一一〇
九六一四六	フライホイールリテーニングナツト	六〇〇	七五〇
一二四一四七	フライホイール	四七五	六〇〇
九七一四八	フェザークー	一八〇	二三〇
二三四一五〇	カムシヤフト	五一〇	六四〇
九三一五一	カムシヤフトフロントアツシユ	三三〇	四一五
一四一一五五	タイミングギヤーケースカバー	一一〇	一四〇
一三五一五八	デイストリビユータードライブギヤ	五五〇	六九〇
一二五一六〇	クランクシヤフトギヤ	一〇〇	一二五
一二八一六一	カムシヤフトギヤ	一七五	二二〇
一四一一六四Y	ファンブリー	一四〇	一七五
一六四一六六	ファンブリー	一六〇	二〇〇
一三一六七一Y	クランクシヤフトブリー	一五〇	一九〇
一三五一七二	ファンブリースピンドル	五〇〇	六三〇
一三四一八〇A	インテークバルブ	七〇〇	八八〇
一三四一八〇B	エキゾーストバルブ	七〇〇	八八〇
一八五一八一	バルブブリー	三五〇	四四〇
一二六一八二	バルブブリー	三五〇	四四〇
一二六一八三	バルブブリー	一〇〇	一四〇

一一二一八四
 一一七一八五
 一二四一八六
 一二四一八七
 一二五一九〇
 一三四一九五
 一五一二〇〇
 一六一二〇三—A
 一九八二〇四
 一四四二〇五
 一五〇二〇六
 一三四二〇八
 三二五二一二
 一二〇二一五
 一二五二一五
 一二五二一六
 一二二二一七
 一二二二一八
 一二五二一九
 一二五二二一
 一二三二二二
 一二七二二五
 一二五二二六

バルプステームガイド
 バルプスプリング
 バルプスプリングシート
 バルプチェンバーカバー
 バルプスプリングスピリットコーン
 オイルパンアツセンブリ
 マニフールド
 キヤブレター(ソレックス)
 マニフールドガスケツト
 エキゾーストパイプ
 マフラーアツセンブリ
 エキゾーストパイプタランブ
 マフラーテールパイプ
 オイルポンプアツセンブリ
 オイルポンプギヤ
 オイルポンプシヤフト
 オイルポンプシヤフト
 オイルポンプホテ—カペー
 オイルポンプシヤフトハウジング
 オイルポンプブレイド
 オイルポンプスクリーン
 オイルポンプブレイドスプリング
 オイルポンプローター

一九〇〇
 一三〇〇
 一〇八〇
 一〇〇〇
 一〇一〇
 八〇〇〇
 二九五〇
 六二〇〇
 七五〇
 六三〇〇
 一六〇〇
 一八〇
 六五〇
 三三五〇
 三〇〇
 一一〇〇
 四〇〇
 五〇〇
 一八〇〇
 七〇
 一二〇
 一〇〇
 一二〇〇

二四〇〇
 一六五〇
 二・三〇
 一二・五〇
 一・四〇
 一、〇〇〇
 三七〇〇
 七八〇〇
 九・四〇
 七九〇〇
 二〇〇〇
 二・三〇
 八・二〇
 四二〇〇
 三七五〇
 一四〇〇
 五〇〇
 六三〇〇
 二二五〇
 八・八〇
 一五〇〇
 一・三〇
 二七五〇

(機軸)

一二六二二八
 三〇二二九
 一五三二二九 C
 一三〇二三〇
 一六〇二三一
 九一二三五
 九九二三九
 一六九二四〇
 一四九二四〇—一
 一三八二四二—A
 一三八二四二—B
 一三八二四二—C
 一三八二四二—D
 一三八二四二—E
 一三八二四二—F
 一六九二五四
 一六九二五五
 一六九二五七
 一六八二五九
 三三八二六〇
 九八二六一—一
 一六〇二六二
 一七〇二七二

ホールト(ボンブシリンドラー)
 オイルパイプアツセンブリ
 オイルリタンパイプ
 フェールポンプアツセンブリ
 ガンリンパイプアツセンブリ(ボンブキヤブ間)
 オイルワイラーパイプ
 シリンダーウオータードレインコック
 テイストリビューター
 テイストリビューターギヤ
 スパークプラグワイヤー一番
 スパークプラグワイヤー二番
 スパークプラグワイヤー三番
 スパークプラグワイヤー四番
 スパークプラグワイヤー(コイルテイストリビューター用)
 スパークプラグワイヤーコンジエツト
 ジエネレーター
 スターターモーター
 スタータースイツチ
 スターターケーブル
 スタータースエツチケーブル
 スターターグランドケーブル
 スターチングクランクハンドルアツセンブリ
 ラジエーターコアアツセンブリ

三〇〇
 四二〇〇
 九〇〇
 三〇〇
 三〇〇
 三七〇
 二三〇
 五八〇
 一六〇
 八五〇
 八五〇
 八五〇
 一〇〇
 一〇〇
 一〇五〇
 七〇
 一、九五〇
 二、〇〇〇
 一五〇〇
 一〇〇〇
 一〇〇〇
 七五〇
 三八〇
 一五〇〇
 一三〇〇
 二、三〇〇

三・八〇
 五三〇〇
 一一・五〇
 三七五〇
 三七五〇
 四六・五〇
 二九〇〇
 七三〇
 二〇〇
 一一〇
 一一〇
 一一〇
 一二・五〇
 一二・五〇
 一三五〇
 八・八〇
 二、四五〇
 二、五〇〇
 一九〇〇
 一四〇〇
 九四〇
 四七・五〇
 一九〇〇
 二、九〇〇

(機軸)

一七二七一—B	ラヂエターシエルアツセンブリー	四〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
九四二七四—G	ガンリントンクワイラーキヤツプ	一八〇・〇〇	二二・五〇
九九二八〇—一	ホースクランプ大	二一・〇〇	二・七〇
九九二八〇—二	ホースクランプ小	一・六〇	二・〇〇
一七〇二九〇	ガンリントンクアツセンブリー	三八五・〇〇	二・〇〇
一五〇二九八	ガンリンバイアアツセンブリー(タシクロブ用)	四五・〇〇	四八五・〇〇
一四〇三〇—A	クラツチスライテングアロツク	一七〇・〇〇	五七・〇〇
一三〇三〇—一	クラツチデイスク(フエシング付)	三二〇・〇〇	二一五・〇〇
一二〇三〇—二	クラツチアレッツシヤ—プレート	九五・〇〇	四〇〇・〇〇
一二四三〇—三	クラツチカパー	九〇・〇〇	一一〇・〇〇
一二九三〇—四	クラツチスプリング	一三〇・〇〇	一一五・〇〇
九八三〇五	クラツチフエシング	二〇〇・〇〇	一六・五〇
九七三〇五—A	クラツチフエシングリヘツト	・八〇	二五・〇〇
一五四三〇—六	クラツチリリースレバー	三〇〇・〇〇	一・〇〇
九六三〇七	クラツチリリースレバーピン	一七〇	三七五・〇
九四三一〇	クラツチリリースフオーケース	一一〇・〇〇	二二〇
九四三一—一	クラツチリリースフオーケ	四〇〇・〇〇	一五〇・〇〇
九六三一二	クラツチリリースフオーケピン	二四〇	三〇〇
一二五三—三	クラツチリリースフオーケシヤフト	一六〇・〇〇	二〇〇・〇〇
一二六三一—九	クラツチリリースシヤフトアジヤストホールト	四〇〇	四〇〇・〇〇
三二〇三二—〇	トランスミツシヨンアツセンブリー	三二〇・〇〇	四〇〇・〇〇
一一一三二—一	トランスミツシヨンケース	二〇〇・〇〇	二・五〇
一五四三二—二—B	トランスミツシヨンフエルトカパーフエルトリテーナ!	二〇〇	

(機械)

一二七三二—四	スピードメーターライアギヤ—アツシグ	一〇〇・〇〇	一一・五〇
一二五三二—九	メインシヤフト	二九〇・〇〇	三六五・〇〇
九〇三三—〇	メインドライブギヤ	三二〇・〇〇	四〇〇・〇〇
一五四三三—〇—A	メインドライブギヤ—オイルテフレクター	二二〇	二・八〇
一二四三三—一	トツアセコンドギヤ	一九〇・〇〇	二四〇・〇〇
一二四三三—二	ローバツクギヤ	二二〇・〇〇	二七五・〇〇
九四三三—三	カウンターギヤ	五三〇・〇〇	六七〇・〇〇
九〇三三—四	リベースアイドギヤ—(アツシユ付)	八〇・〇〇	一〇〇・〇〇
九三三三—五	リベースアイドギヤ—アツシユ	一五〇・〇〇	一九〇・〇〇
九五三三—六	リベースアイドギヤ—シヤフト	二〇〇・〇〇	二五〇・〇〇
九四三四—五	ギヤ—シヤフトフオーケ	四〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
九五三四—六	ギヤ—シヤフトフオーケシヤフトロウ及びリベース	三〇〇・〇〇	三七五・〇〇
一二五三四—七	ギヤ—シヤフトフオーケシヤフトロウ及びセコンド	三〇〇・〇〇	三七五・〇〇
一二七三四—八	ギヤ—シヤフトロツキングボールスプリング	一・五〇	一・九〇
九六三五—〇	メインシヤフトナツト	六〇・〇〇	七・五〇
三二四三五—九	クラツチリリースロツド	七〇・〇〇	八・八〇
一四一三七—一—Y	ギヤ—シフトハウジング	四五〇・〇〇	五七・〇〇
一五七七—三	ギヤ—シフトレベースアリング	七〇	八・八〇
三一七三七—五	ギヤ—シフトレバー	五五〇・〇〇	六九・〇〇
一六八三七—六	ギヤ—シフトノブ	一六〇・〇〇	二〇〇・〇〇
一六〇三八—三	プロペラシヤフトアツセンブリー	二八〇・〇〇	三五〇・〇〇
一五〇三八—六	ユニバーサルジョイントセンターアツセンブリー	二〇〇・〇〇	二五〇・〇〇
九九三八—九	グリースニツアル	四〇〇	五〇〇

(機械)

五〇三九〇
 七四四〇一
 三〇四〇四
 九七四〇五
 二四四〇八
 二四四〇九
 六五四一三
 六五四一三
 九四四一四
 二三四一五
 一〇四一七
 九九四一八
 二三四一九
 一五〇四二〇
 一二二四二八
 一二六四二九
 一二六四三二
 一五四四三三
 一五四四四三
 一二四四四四
 一二四四四四
 一三五四四六
 九七四四七
 九六四四九

ユニバーサルジョイントカッパ
 フロントアクスル
 ナツクルスピンドル左
 ロックピン
 スピンドルアーム左
 スピンドルアーム右
 キングピン
 キングピンカバー
 スピンドルワッシャー
 スピンドルアッシュ
 ナツクルスピンドル右
 グリースニツアル
 キングピンストラントプレート
 フロントハブ及びドラム組合
 ホイールハブキャツパ
 ハブホールト
 ハブホールトナツト
 フロンドブレーキオペレチングアーム右
 フロンドブレーキオペレチングアーム左
 クロントブレーキカム及びシャフト組合
 ホールジョイント
 サツホートスプリング
 タレビスピン

六〇〇〇
 五五〇〇〇
 三一〇〇〇
 一一二〇
 七七〇〇
 一八〇〇〇
 四二〇〇
 九〇
 一〇〇〇
 一〇〇〇
 三一〇〇〇
 五〇〇〇
 二二〇〇
 七二〇〇〇
 一五〇〇〇
 一七〇〇〇
 一三〇〇〇
 一二〇〇〇
 一二〇〇〇
 一二〇〇〇
 七二〇〇〇
 三三〇〇
 五〇〇〇
 三〇〇〇

七五〇〇
 六九〇〇〇
 三九〇〇〇
 一五〇
 九七〇〇
 二二五〇〇
 五三〇〇〇
 一一二〇
 一七〇
 一二五〇
 三九〇〇〇
 六三〇〇
 五〇〇〇
 六三〇〇
 一一二五〇
 二二五〇
 六九〇〇〇
 四〇〇〇〇
 一一〇〇〇
 二四〇〇〇

〔機械〕

九六四五〇
 一五〇四六〇
 一五一四六〇
 九八四六一A
 一三八四六二
 一三五四六三
 九七四六四
 一五四四七〇
 一二五四七三
 九五四七四
 一六〇四八〇
 九四四八三
 一四五四八五
 三三〇四九三
 九一五〇三
 九一五〇五
 一五八五〇七
 一二一五一四
 一六五四一六
 一二三五二五
 九四五二六
 一二一五二七
 九四五三〇

フロントブレーキユニバーサルジョイントピン
 プレーキシニュー(ライニング付)
 プレーキシニュー
 プレーキライニング
 プレーキライニング
 プレーキライニンググリベツト
 プレーキシニューピボツト
 プレーキシニュースプリング
 タイロツド
 タイロツドソケットアツク
 ホールスタツド
 ラジャスロツド
 ホールキャツパ
 スリッパ
 テイスクホイール
 テブレンシヤルフロントカバー
 テブレンシヤルハウジングリヤーカーバー
 テブレンシヤルガーロツクバツキング
 リヤーシヤフトベアリングカバー
 カバーリテーナー
 テブレンシヤルウオームギヤ
 テブレンシヤルドライブングオーム
 テブレンシヤルギヤケース
 テブレンシヤルサイドギヤ

三〇〇
 一五〇〇〇
 八〇〇〇
 二四〇〇
 三〇
 七〇
 一八〇〇〇
 一一〇〇
 七〇
 七〇
 一四〇〇
 四二〇〇
 七〇
 五五〇
 三一〇〇
 五〇〇〇
 四〇〇〇
 五〇〇〇
 一〇〇〇
 一〇〇〇
 二〇〇
 五五〇〇
 八八〇〇
 三二〇〇
 一九〇〇〇

三・八〇
 一九〇〇〇
 一〇〇〇〇
 三〇〇〇
 四〇
 八・八〇
 一五〇〇
 二二五〇
 八・八〇
 一七五〇
 五三〇〇
 八・八〇
 六・九〇
 三九〇〇
 六三〇〇
 五〇〇〇
 六三〇〇
 一一二五〇
 二二五〇
 六九〇〇
 四〇〇〇
 一一〇〇〇
 二四〇〇〇

〔機械〕

一二五五三一	テフレンシヤルビニオン
二〇五五三二	テフレンシヤルビニオンシヤフト
二〇〇五三六	リヤールアクスルベアリングダオイルシールアツセンブリー
一〇四五四〇	シヤールアクスルシヤフト
九九五四三	ベアリングリテーニングナツト
九四五四三	ナツトワツシヤール
九六五四六	アクスルシヤフトナツト
九七五四八	アクスルシヤフトキー
三二〇五六〇	リヤールハブ及びブレーキドラム
一五五五六二	リヤールブレーキカム及びシヤフト組合せ右
一五五五六六	リヤールブレーキカム及びシヤフト組合せ左
一四五五六七	オバレーチングアームピン
一四一六〇一A	ステアリングギヤークス
一二一六〇一B	ステアリングギヤークスカバー
一四七六〇二B	ブツシヤフト
一四四六〇二C	ホールシート
三〇四六〇四	ステアリングギヤークセクタール
九四六〇五	ステアリングギヤークアーム
一六〇六〇六	ステアリングホイール
三二〇六〇七	メインシヤフト及びウオーム組合せ
五七六〇八	ウツドラフキー
九六六〇九	メインシヤフトナツト
三二〇六二〇	ステアリングコラムチューブ

一〇〇〇〇〇	一二五〇〇〇
四七〇〇〇	五九〇〇〇
五〇〇〇〇	六〇〇〇〇
六九〇〇〇	八九〇〇〇
三・五〇	四・四〇
一・〇〇	一・三〇
七・〇〇	八・八〇
一・〇〇	一・三〇
八〇〇〇〇	一、〇〇〇〇〇
三一〇〇〇	三九〇〇〇
二七〇〇〇	三四〇〇〇
一・四〇	一・八〇
五五〇〇〇	六九〇〇〇
六〇〇〇〇	七五〇〇〇
一〇〇〇〇	一二五〇〇
二〇〇〇〇	一六五〇〇
一三〇〇〇	一一五〇〇
九〇〇〇〇	一〇〇〇〇
四〇〇〇〇	五〇〇〇〇
二五〇〇〇	三一五〇〇
一・八〇	二・三〇
一・五〇	一・九〇
一二〇〇〇	一五〇〇〇

〔機械〕

九四六三〇一A	ステアリングホーンボタン
九七六三一	ホーンボタンリテーニングリング
九〇六三三	ホーンボタンワイヤール
九六六三七	ステアリングウオームアジャストナツト
九六六三八	ステアリングセクタールアジャストホール
九六六三九	ロツクナツト
三二四六四一	ドラダリングク
一二五六四三	ホールシート
一二七六四四	ホールシートスプリング
一二五六四五	ドラダリングクナツトブラダ
一六九六六五	カッタウトリレー
一五四七〇一三	フロントクロスメンバール
一五四七〇一四	リヤールクロスメンバール
一四四七〇一五	サードクロスメンバール
一三四七〇一六	セコンドクロスメンバール
一五四七〇一八	エンジンパン右
一五四七〇一九	エンジンパン左
三〇一七〇二	リヤールスプリングフロントブラケット
九一七〇三	リヤールスプリングリヤールブラケット
三〇一七〇三A	リヤールスプリングリヤールブラケット右
三〇一七〇三B	リヤールスプリングリヤールブラケット左
三二四七一Y	アクセルレターペタル
三三四七二Y	クラツチペタル

四・二〇	五・三〇
二・五〇	三・二〇
八・〇〇	一〇〇〇〇
四・五〇	五・七〇
三・五〇	四・四〇
七・〇〇	八・八〇
九〇〇〇〇	一一五〇〇
九・〇〇	一一五〇〇
四・五〇	五・七〇
四・〇〇	五・〇〇
一三〇〇〇	一六五〇〇
二二〇〇〇	二九〇〇〇
二二〇〇〇	二七五〇〇
四二〇〇〇	五三〇〇〇
四二〇〇〇	五三〇〇〇
四二〇〇〇	五三〇〇〇
五五〇〇〇	六九〇〇〇
五五〇〇〇	六九〇〇〇
三五〇〇〇	四四〇〇〇
三〇〇〇〇	三七五〇〇
四〇〇〇〇	五〇〇〇〇
四〇〇〇〇	五〇〇〇〇
三二〇〇〇	四〇〇〇〇
九五〇〇〇	一二〇〇〇

〔機械〕

九四七二五	ロッドエンドクレビス	一八・〇〇	二二・五〇
九五七二八	クレビスピン	一・五〇	一・九〇
一六〇七二七Y	リヤブレーキロッド後	七〇・〇〇	八八・〇〇
一四〇七二八Y	リヤブレーキロッド前	七〇・〇〇	八八・〇〇
一六〇七二九Y	フロントブレーキロッド	六六・〇〇	八三・〇〇
九七七三〇	ブレーキロッドスプリング	三・二〇	四・〇〇
一四六七三一	アジャスチングナット	二・六〇	三・三〇
一六〇七三七	ハンドブレーキレバーアッセンブリー	一一・〇〇	一五・〇〇
三五〇七五〇	フロントスプリングアッセンブリー	四八・〇〇	六〇・〇〇
三五〇七五〇	フロントスプリングメインリーフ	一一・〇〇	一五・〇〇
一九〇七六〇	フロントスプリングシヤツクルアッセンブリー	一〇・〇〇	一二・五〇
九三七六一	フロントスプリングシヤツクルアッセンブリー	一一・〇〇	一五・〇〇
三三四七六六	「U」型ホルト	二・三〇	二・九〇
一七四七六七	フロントスプリング「U」型ホルトバー	一一・〇〇	一五・〇〇
二〇五七七〇	リヤスプリングシヤツクルホルト	一六・〇〇	二〇・〇〇
三二五七七二	シヤツクルホルトスリープ	一六・〇〇	二〇・〇〇
二〇三七七二	スプリングアッセンブリー	六・五〇	八・二〇
一二六七七四	シヤツクルホルト	七・〇〇	八・八〇
三五〇七八〇	リヤスプリングアッセンブリー	一一・〇〇	一五・〇〇
三五〇七八〇	リヤスプリングメインリーフ	六二・〇〇	七八・〇〇
三〇四七九〇	リヤスプリングシヤツクルアッセンブリー	一五・五〇	一九・五〇
一七〇八〇〇	ブリードハーファッセンブリー(ハンドル無)右	六〇・〇〇	七五・〇〇

(機械)

三二〇八〇〇	ブリードハーファッセンブリー(ハンドル無)右	八五・〇〇	一一・〇〇
一七〇八〇〇	ブリードハーファッセンブリー(ハンドル無)左	一一・〇〇	一五・〇〇
三二〇八〇〇	ブリードハーファッセンブリー(ハンドル無)左	八五・〇〇	一一・〇〇
一五四八〇〇	ブリードトツアパネ右	三八・〇〇	四七・五〇
一七四八〇〇	ブリードトツアパネ右	三八・〇〇	四七・五〇
三二四八〇〇	ブリードトツアパネ左	三八・〇〇	四七・五〇
一六四八〇〇	ブリードトツアパネ左	三八・〇〇	四七・五〇
一七四八〇〇	ブリードトツアパネ左	三八・〇〇	四七・五〇
三二四八〇〇	ブリードトツアパネ右	三八・〇〇	四七・五〇
一七四八〇〇	ブリードトツアパネ右	三八・〇〇	四七・五〇
三二四八〇〇	ブリードレツジ右	四〇・〇〇	五〇・〇〇
一七四八〇〇	ブリードレツジ右	三〇・〇〇	三七・五〇
三二四八〇〇	ブリードレツジ左	三〇・〇〇	三七・五〇
一七四八〇〇	ブリードレツジ左	三〇・〇〇	三七・五〇
三二四八〇〇	ダツシニパネ	二〇・〇〇	二五・〇〇
一五〇八〇九	インストルメントパネ	一四・〇〇	一七・五〇
一五〇八一七	ブリードサイドパネアッセンブリー右	九五・〇〇	一一・〇〇
三二〇一八七	ブリードサイドパネアッセンブリー右	四二・〇〇	五三・〇〇
一七〇八一七	ブリードサイドパネアッセンブリー右	三〇・〇〇	三七・五〇
一五〇八一八	ブリードサイドパネアッセンブリー右	四六・〇〇	五八・〇〇
三二〇八一八	ブリードサイドパネアッセンブリー左	四二・〇〇	五三・〇〇
一七〇八一八	ブリードサイドパネアッセンブリー左	三〇・〇〇	三七・五〇
一六〇八五〇	フロントフェンダー右	四六・〇〇	五八・〇〇
三二〇八五〇	フロントフェンダー右	一三・〇〇	一六・五〇

(機械)

一六〇八五〇一	フロントフエンダー左
三二〇八五〇二	フロントフエンダー左
一五〇八五五	リヤーフエンダー右
一五〇八五六	リヤーフエンダー左
一七〇八五九一	ランニングボードアッセンブリー右
三二四八五九一	ランニングボード右
一七〇八五九二	ランニングボードアッセンブリー左
三二四八五九二	ランニングボード左
一四〇八六五	スベヤホイールカバー
一六九九〇二	スピードメーターケーブル(ケーシング付)
一六九九〇四	メインスイッチ
三三九九一九一A	ワイヤーリングハーネス一番
一五九九一九一B	ワイヤーリングハーネス二番
一三九九一九一G	ダツシユランプアンケツト五番
一四九九一九一H	ワイヤー
一六九九二二	テールランプ
AR一三〇〇	エヤークリナーアッセンブリー
MP一八〇〇一A	フロントバンパーアッセンブリー
MP一八〇〇一B	リヤバンパーアッセンブリー
D一六	デイストリビューターキャツプ
D一四	デイストリビューターローター
D一七	デイストリビューターポイント
D一〇	デイストリビューターコンダクタアーム

一三〇〇〇	一六五〇〇
一三〇〇〇	一六五〇〇
一〇〇〇〇	一二五〇〇
一〇〇〇〇	一二五〇〇
一五〇〇〇	一九〇〇〇
四〇〇〇	五〇〇〇
四〇〇〇	五〇〇〇
四四〇〇	五七〇〇
八〇〇〇	一〇〇〇〇
八〇〇〇	一〇〇〇〇
八三〇〇	一〇五〇〇
九〇〇〇	一一五〇〇
一八〇〇〇	二二五〇〇
二〇〇〇	二二五〇〇
一二〇〇〇	一五〇〇〇
八五〇〇	一一〇〇〇
一八〇〇〇	二二五〇〇
一五〇〇〇	一九〇〇〇
七二〇〇	九〇〇〇
一七〇〇	二一五〇
一六〇〇	二〇〇〇
二二〇〇	二九〇〇

〔機械〕

十三、オオタ部品

D一三〇	デイストリビューターコンデンサー	三〇〇〇	〔機械〕
FU一八	フニールボシブダイヤフラム(三枚一組)	一五〇〇	一九〇〇

(一) シリンダーブロックの部

一〇〇〇〇	エンジンアッセンブリー	二八、二五〇	円
一一二〇	シリンダーブロック	三、〇〇〇	円
一一二〇	シリンダーヘッド	七〇〇	円
一一二〇	シリンダーヘッドガスケット	一一〇	円
一一〇六	ヴァルブガイドアッセンブリー	二五〇	円
一一〇七	ヴァルブサイドカバー	二一〇	円
一一一〇	シリンダーヘッドホルト	一六〇	円
一一四一	シリンダーライナ	一七〇	円

名

製造業者販賣価格の統制額 販賣業者販賣価格の統制額

(二) オイルパンの部

一一二二	オイルパン	八〇〇	円
一一二四	オイルパンバッキング	六三〇	円
一六一〇五	オイルスプラツシユパン	四八五	円
一六一〇七	オイルファイラー	四〇〇	円
一六一〇八	オイルファイラーキャツプ	一五〇	円

(三) クランクシャフトの部

一一三二〇	クランクシャフト	一、一五〇	円
一一三〇二	クランクシャフトギヤ	一二〇	円
一一三二一	クランクシャフトブリー	二六五	円

一、一五〇	一、四五〇
一二〇	一五〇
二六五	三三五

一三三三〇	ラジエーターコマリアッセンブリ	二、四〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
一三三二四	ラジエーターファイラーキャップ	二七・五〇	三四・五〇
(一一) キャブレーターコントロールの部			
一四一一〇	キャブレーターアッセンブリ	六二〇・〇〇	七八〇・〇〇
一四三二〇	アクセルレターベタル	一五〇・〇〇	一九〇・〇〇
一四三二四	アクセルレターレバー	一〇〇・〇〇	一二・五〇
一四三二三	アクセルレターブラケット	五〇・〇〇	六・三〇
一四三二五	スロットルコントロールホタン	六二〇・〇〇	七八〇・〇〇
一四三二六	スロットルコントロールホタン	六二〇・〇〇	七八〇・〇〇
一四三二九	チヨークコントロールホタン	六二〇・〇〇	七八〇・〇〇
一四一九	アクセルレターベタルリンク	四・五〇	五・七〇
一四一一九	キャブレーターイシシユレター	一六〇・〇〇	二〇〇・〇〇
一四一二五	キャブレーターアツパーホデー	四三〇・〇〇	五四〇・〇〇
一四一二六	キャブレーターローアホデー	一一〇・〇〇	一四〇・〇〇
(一二) フューエルタンクの部			
一四四三一	フューエルタンクアッセンブリ	四一五・〇〇	五二〇・〇〇
一四四三八	フューエルタンクエルホー	二〇〇・〇〇	二五〇・〇〇
一四四四九	フューエルタンクバンド	六三〇・〇〇	七九〇・〇〇
一四四六五	フューエルタンクファイラーキャツア	五二〇・〇〇	六五〇・〇〇
一四四六九	フューエルタンクツーフユエルポンプハイア	四四〇・〇〇	五五〇・〇〇
一四三二九	アクセルレターワイヤーブラケット	四〇・〇〇	五〇・〇〇
(一三) ガスコレーター部の部			
一四四一一	ガスコレーターアツセツ	一一〇・〇〇	一四〇・〇〇
一四四一二	ガスコレーターホデー	四八〇・〇〇	六〇〇・〇〇

〔機械〕

一四四一三	ガスコレーターグラスカツア	五〇・〇〇	六二〇
一四四二七	ガスコレーターツコネクシヨンパイア	六・五〇	八・二〇
一四四二八	ガスコレーターツキヤブレーターパイア	一七〇・〇〇	二一五〇
(一四) フューエルポンプの部			
一四五〇〇	フューエルポンプアツセンブリ	三二〇・〇〇	四〇〇・〇〇
一四五〇一	フューエルポンプロアケース	五〇〇・〇〇	六三〇・〇〇
一四五〇三	フューエルポンプアツパーケース	五〇〇・〇〇	六三〇・〇〇
一四五〇四	フューエルポンプファイルターキャツア	七五〇・〇〇	九五〇・〇〇
一四五一一	フューエルポンプタイヤフラム	一八〇・〇〇	二二五〇

〔機械〕

(一五) マニホールドの部			
一五一〇二	マニホールド	三七〇・〇〇	四六五・〇〇
一五一〇一	マニホールドガスケツト	二二三・〇〇	二九〇・〇〇

(一六) マフラーの部			
一五二〇一	マフラーアツセンブリ	二五〇・〇〇	三一五・〇〇
一五二〇二	マフラーホデー	四二〇・〇〇	五二五・〇〇
一五二一二	マフラーセンタープレート	七〇・〇〇	八・八〇
一五二〇五	マフラーフロントエンドカバー	三〇・五〇	三八・五〇
一五二〇六	マフラーリアーエンドカバー	三〇・五〇	三八・五〇
一五二三一	エキゾーストパイアアツセンブリ	九四〇・〇〇	一二〇〇・〇〇
一五二二三	エキゾーストパイア	六〇〇・〇〇	七五〇・〇〇
一五二二六	テールパイア	二五〇・〇〇	三一五〇

(一七) オイルポンプの部			
一六二一〇	オイルポンプアツセンブリ	三三五・〇〇	四二〇・〇〇

二五二一五	ギヤーシフタープレートアツセンブリー	六七〇〇	八四〇〇
二五二〇九	ギヤーシフターアツバープレート	一〇〇〇	一二・五〇
二五二一〇	ギヤーシフターローアプレート	一五〇〇	一九〇〇
二五二一一	ローレバースシフティングフォーク	一五〇〇	一九〇〇
二五二一二	トツプセコンドシフティングフォーク	一五〇〇	一九〇〇
二五二一九	ギヤーチェンジレバー	六〇〇〇	七五〇〇
二五二一七	ギヤーチェンジレバーアツセンブリー	一四〇〇〇	一七五〇〇
二五二二〇	ギヤーチェンジレバーノブ	一二・五〇	一六〇〇
(二四) ギヤーシャフトの部			
二五三〇〇	カウンタギヤーシャフト	二五〇〇	三一・五〇
二五三二三	カウンタギヤー	六〇〇〇	七五〇〇
二五三〇四	レバースアイドラギヤー	七〇〇〇	八八〇〇
二五三〇三	レバースアイドラギヤーシャフト	一二・〇〇	一五〇〇
二五三二二	メインドライブギヤー	二六五〇〇	三三五〇〇
二五三〇八	メインシャフト	二六五〇〇	三三五〇〇
二五三二四	トツプアンドセコンドスライディングギヤー	一五〇〇〇	一九〇〇〇
二五三二五	ローアンドスライディングギヤー	一三五〇〇	一七〇〇〇
(二五) スピードメーターの部			
二五四一七	スピードメータードライブギヤー	四二〇〇	五三〇〇
二五四二二	スピードメータードライブギヤー	五〇〇〇	六三〇〇
二五四二五	スピードメーターギヤーケース	六〇〇〇	七五〇〇
二五四一九	スピードメーターベアリング	一八〇〇	二二・五〇
(二六) プロペラシャフトの部			
二五五二一	プロペラシャフトアツセンブリー	二五〇〇	三一・五〇
二五五一一	トランスミツションスパイダー	六〇〇〇	七五〇〇
二五五二八	プロペラシャフト	二九〇〇	三六五〇
二五五二二	ユニバーサルジョイントスパイダー	八〇〇〇	一〇〇〇
(二七) リヤアックスルの部			
三二〇三五	リヤアックスルチニューブ	六〇〇〇	七五〇〇
三二〇〇四	リヤベアリングハウジング	二九五〇	三七〇〇
三二〇〇七	デフレンシャルハウジング	三九〇〇	四九〇〇
三二〇二二	リングギヤーナットストツプ	六〇〇	七・五〇
三二〇一六	ドライブピニオンシャフトケース	一二・〇〇	一五〇〇
(二八) デフレンシャルの部			
三二〇一四	デフレンシャルケース	二七〇〇	三四〇〇
三二〇〇一	デフレンシャルピニオン	一〇四〇	一三〇〇
三二〇〇二	デフレンシャルピニオンシャフト	六九〇〇	八七〇〇
三二〇〇四	デフレンシャルサイドギヤー	一九六〇	二四五〇
(二九) リングギヤードライブピニオンの部			
三三〇一七	リングギヤー	八〇〇〇	一、〇〇〇〇
三三〇三〇	ペ、ルピニオンシャフト	六〇五〇	七六〇〇
四二一〇四	リヤアプレーキジヤステングシャフト	一四〇〇	一七・五〇
四二一〇七	リヤアプレーキスタツド	三二〇〇	四〇〇〇
四二〇一一	リヤアプレーキドラムダフトカバー	二八〇〇	三五〇〇
(三〇) フロントブレーキの部			
四三〇一〇	ブレーキクロスシャフトセンターレバー	三九〇〇	四九〇〇

二五五二六	プロペラシャフトアツセンブリー	二五〇〇	三一・五〇
二五五二〇	トランスミツションスパイダー	六〇〇〇	七五〇〇
二五五二八	プロペラシャフト	二九〇〇	三六五〇
二五五二二	ユニバーサルジョイントスパイダー	八〇〇〇	一〇〇〇
(二七) リヤアックスルの部			
三二〇三五	リヤアックスルチニューブ	六〇〇〇	七五〇〇
三二〇〇四	リヤベアリングハウジング	二九五〇	三七〇〇
三二〇〇七	デフレンシャルハウジング	三九〇〇	四九〇〇
三二〇二二	リングギヤーナットストツプ	六〇〇	七・五〇
三二〇一六	ドライブピニオンシャフトケース	一二・〇〇	一五〇〇
(二八) デフレンシャルの部			
三二〇一四	デフレンシャルケース	二七〇〇	三四〇〇
三二〇〇一	デフレンシャルピニオン	一〇四〇	一三〇〇
三二〇〇二	デフレンシャルピニオンシャフト	六九〇〇	八七〇〇
三二〇〇四	デフレンシャルサイドギヤー	一九六〇	二四五〇
(二九) リングギヤードライブピニオンの部			
三三〇一七	リングギヤー	八〇〇〇	一、〇〇〇〇
三三〇三〇	ペ、ルピニオンシャフト	六〇五〇	七六〇〇
四二一〇四	リヤアプレーキジヤステングシャフト	一四〇〇	一七・五〇
四二一〇七	リヤアプレーキスタツド	三二〇〇	四〇〇〇
四二〇一一	リヤアプレーキドラムダフトカバー	二八〇〇	三五〇〇
(三〇) フロントブレーキの部			
四三〇一〇	ブレーキクロスシャフトセンターレバー	三九〇〇	四九〇〇

四三〇〇一	フロントブレーキエンドレバー	四〇〇〇	五〇〇〇
四三〇〇二	ブレーキペダル	九五〇〇	一一五〇〇
四三〇〇三	クラッチペダルシヤフト	一三〇〇	一六五〇
四三〇〇四	ブレーキクロスシヤフト	二七〇〇	三四〇〇
四三〇〇五	センターブラケット	二六〇〇	三二五〇
四三〇〇六	ブレーキシヤフトリンククロッツ	二五〇〇	三一五〇
四三〇〇七	ブレーキシヤフトエンドレバー	四九〇〇	六二〇〇
四三〇〇八	ブレーキシヤフトレバースプリング	六二〇〇	七八〇
四四〇〇七	ハンドブレーキクォードランド	三七〇〇	四六五〇
四四〇〇八	ハンドブレーキレバーアツセンブリ	二一五〇〇	二七〇〇〇
(三二) フロントアクスルの部			
五〇〇一五	フロントアクスルアツセンブリ	八〇〇〇	一、〇〇〇〇
五〇〇〇〇	フロントアクスルロンク	七一〇〇	八九〇〇
五〇〇〇一	ナツクル	三二〇〇	四〇〇〇
五〇〇〇七	ナツクルキングピン	四二〇〇	五三〇〇
五〇〇一三	ナツクルアーム右	二〇〇〇	二五〇〇
五〇〇一四	ナツクルアーム左	一六〇〇	一四五〇
(三三) タイロットの部			
五二〇一〇	タイロットアツセンブリ	二五〇〇	三一五〇
五二〇一一	タイロットアンドドラックリングクネット	四〇〇〇	五〇〇〇
五二〇一五	ドラックリングニツクナツト	一一〇〇	一五〇〇
五二〇一七	タイロットアンドチエツクナツト	一三〇〇	一六五〇
五二〇二一	ナツクルボールシート	九〇〇	一一五〇

〔機械〕

(三三) ステヤリングの部

五四〇〇四	ドラックリングアツセンブリ	一三五〇〇	一七〇〇〇
(三四) ステヤリングの部			
五三〇三二	ステヤリングアツセンブリ	六五〇〇	八二〇〇
五三〇三四	ステヤリングセクタ	九〇〇〇	一一五〇
五三〇二七	セクタローラー	二五〇〇	三一五〇
五三〇二五	セクタシヤフトハウジング	七〇〇〇	八八〇〇
五三〇一五	ステヤリングウオーム	一八〇〇	二二五〇
五三〇一七	ステヤリングケース	九〇〇〇	一一五〇
五三〇二八	ステヤリングピツトマンアーム	二二〇〇	一五〇〇
五三〇五四	ステヤリングメインシヤフト	六三〇〇	七九〇〇
五三〇四八	ステヤリングホイール	四九〇〇	六二〇〇
五三〇五一	ステヤリングホイールキヤツプ	二五五〇	三二〇〇
五三〇五六	ステヤリングコラム	三〇〇〇	三七五〇

〔機械〕

(三四) ホイールの部

五五〇五〇	デスクホイール	三四五〇〇	四三五〇〇
五五〇五一	ホイールテーニングプレート	三九〇〇	四九〇〇
五五〇五二	フロントホイールリヤリテーニングオールド	二〇〇〇	二五〇〇
五五〇五三	フロントホイールリヤリテーニングナツト	一三〇〇	一六五〇
五五〇五六	フロントホイールハブ	三三四〇〇	四二〇〇〇
五五〇六〇	ホイールハブキヤツプ	八二〇〇	一〇五〇〇
五五〇五四	ホイールハブキヤツプキヤリヤ	七〇〇〇	八八〇〇
五五〇一四	ホイールハブベアリングスベナー	一七五〇	二二〇〇
五五〇二三	リヤアプリーキドラム	一二五〇〇	一五五〇〇

五五〇二四	リヤールホイールドラムハブ付	一、〇〇〇・〇〇	一、二五〇・〇〇
(三五) フレームメンバーの部			
六〇〇〇三	フレームアツセンブリ	一、四〇〇・〇〇	一、八五〇・〇〇
六二二〇〇	フロントスプリングフロントブラケット	五六・〇〇	七〇・〇〇
六二二二〇	フロントスプリングリヤールブラケット	三七・五〇	四七・〇〇
六二二〇四	リヤールスプリングフロントブラケット	五六・〇〇	七〇・〇〇
六二二〇六	リヤールスプリングリヤールブラケット	六八・〇〇	八五・〇〇
六二〇二四	ボデーアンドランニングホードブラケット	七六・〇〇	九五・〇〇
六二〇二六	ボデーブラケット	四九・〇〇	六二・〇〇
五三〇七一	ステヤリングコラムクランプ	一二・〇〇	一五・〇〇
五二〇五九	ステヤリングコラムブラケット	三五・〇〇	四四・〇〇
(三六) フロントスプリングの部			
六三一〇四	フロントスプリングアツセンブリ	五一〇・〇〇	六四〇・〇〇
六三一二四	フロントスプリングニューボルト	一八・〇〇	二二・五〇
六三一二八	フロントスプリングシヤツクルボルト	一八・〇〇	二二・五〇
六三〇一四	フロントスプリングメインリーフ	一二八・〇〇	一六〇・〇〇
(三七) リヤールスプリングの部			
六四五〇四	リヤールスプリングアツセンブリ	七五〇・〇〇	九四〇・〇〇
六四〇一七	リヤールスプリングニューボルト	二二・〇〇	二七・五〇
六四〇二一	リヤールスプリングシヤツクルボルト	一九・〇〇	二四・〇〇
六四〇二五	リヤールスプリングシヤツクルボルト	二六・〇〇	三二・五〇
六四〇一八	リヤールスプリングクリツパー	一六・〇〇	二〇・〇〇
六四五〇四	リヤールスプリングメインリーフ	一八八・〇〇	二三五・〇〇

(機械)

(三八) スピードメーターの部

八二〇四〇	スピードメーター	四七五・〇〇	六〇〇・〇〇
八二二〇四	アムメーター	八〇・〇〇	一〇〇・〇〇
八二二〇五	オイルプレツシヤージ	一五〇・〇〇	一九〇・〇〇
八二〇六一	スピードメーターフレキシブルシヤフト	八〇・〇〇	一〇〇・〇〇

(機械)

(三九) ライトコントロールの部

八二〇一九	ホーンボタン	二二・〇〇	二九・〇〇
(四〇) キャブアツセンブリの部			
七五〇二〇	ドアアツセンブリ	三八〇・〇〇	四八〇・〇〇
七五〇三三	ドアロックハンドル	三八・〇〇	四五・〇〇
七五〇七四	ドアインサイドハンドル	一五・〇〇	一九・〇〇
七二一四一	ウインドレギレター	一六五・〇〇	二一〇・〇〇
七二一四二	ウインドレギレターハンドル	二〇・〇〇	二五・〇〇
七四〇四六	ラジエーターシエル	四二〇・〇〇	五三〇・〇〇
七二〇四六	ボンネットスカートエプロン	二三・〇〇	二九・〇〇
七二〇四〇	ボンネットカバー	六五・〇〇	八一・〇〇
七二〇七一	フロアーボート	一二九・〇〇	一六五・〇〇
七二〇五七	ダツシユバネルアツセンブリ	一三〇・〇〇	一六五・〇〇
七一〇三七	ボンネットアツセンブリ	三〇〇・〇〇	三七五・〇〇
七五〇六〇	アンダーカバー	六三・〇〇	七九・〇〇
七一〇二一	ボンネットヒンジ	四一・〇〇	五二・〇〇
七二〇五九	キツクホール	一三〇・〇〇	一六五・〇〇
七二〇五二	ダツシユセンターカバー	三五・〇〇	四四・〇〇

七五〇三八	バンパーアツセンブリ	四〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
(四一) 七二〇二〇	フロントフェンダーブラケット	二九・〇〇	三六・五〇
七二〇四二	フロントフェンダー	一二五・〇〇	一五五・〇〇
七二〇四六	リヤフェンダー	一〇五・〇〇	一三五・〇〇
(四二) 八一〇二〇	エレクトリカルイクイップメントの部	四八〇・〇〇	六〇〇・〇〇
八一〇二五	ヘッドランプ	八三・〇〇	一〇五・〇〇
八一〇六四	ヘッドランププリフレクター	一・九〇	二・四〇
八一〇二一	ヘッドランプスプリング	五二・〇〇	六五・五〇
八一〇二三	ヘッドランプレンズ	一四・五〇	一八・〇〇
八一〇一八	ヘッドランプヴァルブ	一二〇・〇〇	一五〇・〇〇
八一〇一八	イグニッションスイッチ	一八九・〇〇	二四〇・〇〇
八二〇四八	コンセントブロック	一二〇・〇〇	一五〇・〇〇
	テールランプ	一八四・〇〇	二三〇・〇〇
	エヤーホーン		

十四、小型自動車共通部品

品番	品名	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
----	----	--------------	--------------

小型自動三輪車単気筒用第三刷子式ダイナモ	二、〇〇〇・〇〇	二、五〇〇・〇〇
小型自動三輪車二気筒用第三刷子式ダイナモ	二、一〇〇・〇〇	二、六五〇・〇〇
小型自動三輪車單氣筒用定電壓式ダイナモ	二、三〇〇・〇〇	二、九〇〇・〇〇
小型自動三輪車二気筒用定電壓式ダイナモ	二、四〇〇・〇〇	三、〇〇〇・〇〇
小型自動車用イグニッションコイル	三八〇・〇〇	四七五・〇〇
小型自動車用スパークプラグ	四二・〇〇	五三・〇〇

(機械)

小型自動車用ヘッドランプ(電球を除く)	四五〇・〇〇	五七〇・〇〇
小型自動車用テールランプ(電球を除く)	一二〇・〇〇	一五〇・〇〇
小型自動車用コンビネーションスイッチ	一八〇・〇〇	二二五・〇〇
小型自動三輪車用アンメーター	七〇・〇〇	八八・〇〇
小型自動三輪車用アマール式キャブレター(アイヤール及びレバーを除く)	五八〇・〇〇	七三〇・〇〇
小型自動車用スロットルレバー(亜鉛製)	七〇・〇〇	八八・〇〇
小型自動三輪車用タイミンギシフター(亜鉛製)	七〇・〇〇	八八・〇〇
小型自動三輪車用牛草サドル	五三〇・〇〇	六七〇・〇〇
小型自動三輪車用豚草サドル	四五〇・〇〇	五七〇・〇〇
小型自動三輪車用擬草サドル	三五〇・〇〇	四四〇・〇〇
小型自動三輪車用ピストンリング(各寸法)	一七〇・〇〇	二一五・〇〇
小型自動三輪車用オイルリング(各寸法)	二〇〇・〇〇	二五〇・〇〇
小型自動三輪車用スピードメーター(トータル付)	四〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇
小型自動三輪車用スピードメーター(ケーブル付)	一〇〇・〇〇	一二五・〇〇
小型自動三輪車用オイルポンプ	三六〇・〇〇	四五〇・〇〇
小型自動三輪車用オイルツコク強時	三五〇・〇〇	四四〇・〇〇
小型自動三輪車用ガンリソコツク強時	二八〇・〇〇	三五〇・〇〇
小型自動車用四四〇—一九テスクホイール	四一五・〇〇	五二〇・〇〇
小型自動車用四四〇—一八テスクホイール	三六五・〇〇	四六〇・〇〇

(機械)

十五、中古品は前各表の統制額の六割とする。
 十六、製造業者販賣価格の統制額は賣主の工場渡し価格とし、小分包装費を含む。
 十七、販賣業者販賣価格の統制額は賣主の店先渡し価格とする。

○貨物自動車シャシー (昭和二十二年十一月二十七日)

(物價廳告示第六十一號)

物價統制令第四條の規定によつて、貨物自動車シャシーの販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年八月物價廳告示第四百八十號「貨物自動車シャシー」の販賣價格の統制額指定の件は、これを廢止する。

第一 統制額表

種別	使用タイヤ寸法	使用タイヤコード	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
ニッサン號一八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	人絹コード	一九九、五二二	二二二、〇二二
トヨタ號BM型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	綿コード	一八二、四九四	一九三、九九四
いすゞ號TX八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	人絹コード	一九九、五二二	二二二、〇二二
いすゞ號TX八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	綿コード	一八二、四九四	一九三、九九四
前表の販賣價格の統制額は左記のフレーム番號以降製造の貨物自動車シャシーに、適用する。		人絹コード	二三八、三一八	二五二、三一八
		綿コード	二一七、六〇〇	二三一、六〇〇
種別	使用タイヤ寸法	フレーム番號		
ニッサン號一八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	NG八六七	一六八、八九四	
トヨタ號BM型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	七BM	一二四、三七	
いすゞ號TX八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ		七二、一三五	
前項のフレーム番號以前に製造の貨物自動車シャシーは左記の販賣價格の統制額によるものとする。				
種別	使用タイヤ寸法	コード	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
ニッサン號一八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	人絹コード	一九九、五二二	二二二、〇二二
トヨタ號BM型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	綿コード	一八二、四九四	一九三、九九四
いすゞ號TX八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	人絹コード	一九九、五二二	二二二、〇二二
いすゞ號TX八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	綿コード	一八二、四九四	一九三、九九四
いすゞ號TX八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	人絹コード	二三八、三一八	二五二、三一八
いすゞ號TX八〇型貨物自動車シャシー	三二×六インチ一〇プライ	綿コード	二一七、六〇〇	二三一、六〇〇

第二 販賣條件その他

- この表の販賣價格の統制額は別表に定める附屬品を付した價格とし、その一部を付さないときは、その差額をこの表の販賣價格の統制額から減額するものとする。
- この表の販賣價格の統制額は前記タイヤを基準としそれと異なるタイヤを具備したときはタイヤの統制額の差額をこの表の販賣價格の統制額に加算するものとする。
- 製造業者販賣價格の統制額は賣主の工場渡し價格とする。
- 販賣業者販賣價格の統制額は賣主の店先渡し價格とする。但し製造業者の工場から販賣業者の店先に至る運賃(保険料を含む)の統制額をこの表の販賣價格の統制額に加算することが出来る。

別表

品名	ニッサン號 (箇數)	トヨタ號 (箇數)	いすゞ號 (箇數)
空氣警報器	—	—	—
尾燈車輛番號札支組合せ	—	—	—
工具	一式	一式	一式
内評	—	—	—
工具袋	—	—	—
ジャッキ(ハンドル付)	—	—	—
タイヤポンプ	—	—	—
タイヤテコ	—	—	—

○ふそうT一型貨物自動車シャシー

(昭和二十二年十月一日)

(物三第五一九號)

(沿革) 昭和二二、一二物三第六〇九號改正

物價統制令第四條の規定によつて、ふそうT一型貨物自動車シャシーの販賣價格を次のように指定する。

右は物價統制令第四條の規定によつて告示に代えて通知する。

第一 統制額表

(單位一臺)

品名	統制額
グリースポンプ	—
油差	—
入槌	—
プライヤ	—
ネチ廻 小	—
自在スバナ	—
兩口スバナ	—
車輪スバナ(ハンドル付)	—
點火栓スバナ	—
タペットスバナ	—
車輪シリンドラ空氣抜スバナ	—
車輪シリンドラ空氣抜管(接手付)	—
始動ハンドル	—
油受油抜栓スバナ	—

品 種

ふそうT一型
貨物自動車シャシー

人絹コード
綿コード

販賣価格の統制額
二二七、五二二圓
二一〇、四九四圓

この表の統制額はフレーム番號 三六五以降製造のものから適用する。

第二 販賣条件その他

(一) この表の統制額は左記タイヤを具備し別表に定める附屬品を附けたものの価格とする。

前輪

一〇アライ

三二×六インチ

二本

後輪

一〇アライ

三二×六インチ

四本

前項のタイヤは人絹コードタイヤを基準とし、それと異なるタイヤを具備したときはタイヤの統制額の差額をこの表の統制額に加除するものとする。

(二) この表の統制額は最終販賣価格であつて、三菱重工業株式會社京都機器製作所渡しとする。

○ふそうB一型自動車シャシー

(昭和二十三年一月六日)
物三第六七四號

物價統制令第四條の規定によつて、ふそうB一型自動車シャシーの販賣価格の統制額を次のように指定する。

右は物價統制令施行規則第四條但書の規定によつて、告示に代えて通知する。

第一 統制額表

品 種

ふそうB一型
自動車シャシー

使用タイヤコード
人絹コード
綿コード

販賣価格の統制額
四六〇、四八〇圓
四二一、六六六圓

この表の統制額はフレーム番號 四七―G A二一―五六以降製造のものより適用し、それ以前のものには次の統制額とする。

品 種

ふそうB一型
自動車シャシー

使用タイヤコード
人絹コード
綿コード

販賣価格の統制額
三九八、六一四圓
三九四、〇〇〇圓

第二 販賣条件その他

(一) この表の統制額は左記タイヤを具備したものの価格とし、これと異なるタイヤを具備したときは、タイヤの統制額の差額を加除するものとする。

前輪

一二アライ

三六×八インチ

二本

後輪

一二アライ

三六×八インチ

四本

(二) この表の統制額は最終販賣価格であつて、三菱重工業株式會社川崎機器製作所渡しとの価格とする。

○自動車整備料金

(昭和二十二年九月九日)
物價統制告示第五百九十九號

物價統制令第四條の規定によつて、自動車整備料金の統制額を次のように指定し、昭和二十二年七月物價統制告示第三百八十一號(自動車整備料金の統制額指定の件)は、これを廢止する。

一、大型シャシーの部

(機械)

(一) エンジンの部

エンジンオーバーホール(フライ イールまで)

一臺分 三、四五〇〇〇

エンジンオーバーホールの際シリンダーボーリング
仕上

一本 八七、〇〇

スリープ入れホーニング仕上

一本 二〇七、〇〇

コンネクチングロットメタル盛

一本 一三八、〇〇

クランクシャフト研磨

一本 一三八、〇〇

クランクシャフト附屬加工

全部 一、三八〇、〇〇

クラッチ分解修理

一臺分 一七三、〇〇

ミツシヨン分解修理

一臺分 二〇七、〇〇

エンジン塗装

一臺分 一七三、〇〇

エンジン調整

一臺分 一三八、〇〇

タベツト調整

一臺分 六九、〇〇

カブレター分解修理

一箇 六九、〇〇

デイストリビュター分解修理

一箇 六九、〇〇

バルブ摺合

全部 五六〇、〇〇

バルブリング取替

全部 八六五、〇〇

統

要

(機械)

エンジン脱着、ピストンリング取替、バルブ摺合、コン
ネクチングロット及びメーリング摺合調整、スパン
クアプ、エアクリナー掃除及び調整並びにエンジンボ
再整備調整但し新品メタル摺合及びボーリングをしない上
新品ピストン取替の場合はロットメタル、メーリングア
ンク各一本につき二〇圓増、ピストン一箇につき一四圓
増

但しピストン摺合を含む
但し研磨機使用の場合

材料ラッカー使用の場合

點火位置調整、イグニッションコイル及びコンデンサー
點検、デイストリビュター、スパークプラグ、フェー
ルポンプ、カブレター、ファンベルト調整
但しニッサン及び同機装置車は八七圓

バルブスプリング取替	一本	一三八・〇〇	一本増毎に二八圓増
バルブリングの深メーンベアリング調整	全部	一七三・〇〇	
バルブカバーガスケット取替	一枚	三五・〇〇	
フェールポンプ分解組立調整	一臺分	六九・〇〇	
オイルポンプ分解修理	一臺分	一七三・〇〇	オイルパン分解の際
ピストン取替	一本	四一四・〇〇	一本増毎に四五圓増、但しニッサン及び同様装置車は二一四圓、一本増毎に二八圓増
マニフールド掃除	一本	一三八・〇〇	
シリンドーヘッドスタットホールト折込修理	一本	一七三・〇〇	
ヘッドガスケット取替	一枚	一三八・〇〇	
エンジンサツポートラバークツション取替(前)	一箇	一三八・〇〇	
エンジンサツポートラバークツション取替(後)	一枚	六九・〇〇	
マニフールドガスケット取替	一本	一〇四・〇〇	
コンネクチングロットベアリング取外組立	一本分	四一四・〇〇	一本増毎に四五圓増、ニッサン及び同様装置車は二四九圓、一本増毎に二八圓増
タイミンクチェーン及びギヤ取外組立	一臺分	三四五・〇〇	何れか一方取替は二二一圓
タイミンクケースサツポート新品取替	一箇	四一四・〇〇	
クランクシャフトラチモツト取外組立	一臺分	一〇四・〇〇	
オイルパンガスケット取替	一臺分	一〇四・〇〇	
(一) クラッチの部			
クラッチ分解修理	一臺分	四八三・〇〇	フェーシング取替、スラストベアリング調整、メタル調整を含む
クラッチペダル修理	一臺分	一七三・〇〇	
クラッチプレツシャープレーター研磨	一箇	一〇四・〇〇	

〔機械〕

フライホイール取替	一臺分	四八三・〇〇	
フライホイール削正	一箇	一七三・〇〇	
フライホイールリングギヤ取替	一臺分	五五五・〇〇	
(三) トランスミツションの部			
トランスミツション分解修理	一臺分	四八三・〇〇	
オイル入替料	一臺分	三五・〇〇	オイル代を含まない
チェンデレバピン修理	一臺分	一三八・〇〇	
(四) アロベラシャフトの部			
前部アロベラシャフト取外組立(トヨタ)	一箇	一三八・〇〇	ニッサン及び同様装置車は七三圓
後部アロベラシャフト取外組立(トヨタ)	一箇	二七六・〇〇	ニッサン及び同様装置車は四五圓
ユニバーサルジョイント取外組立	一箇	一〇四・〇〇	
アロベラシャフトセンターベアリング取替	一箇	一三八・〇〇	ニッサン及び同様装置車は七三圓
(五) リヤアクスルの部			
リヤアクスルハウジング取外組立及びギア調整	一箇	五五五・〇〇	
リヤアクスルシャフト取外組立	片方	一〇四・〇〇	
リヤアクスルベアリング取替	一箇	一三八・〇〇	
デフレンシャル分解修理	一箇	六二五・〇〇	
デフレンシャルカバーガスケット取替	一枚	三五・〇〇	
オイル入替料	一臺分	一八・〇〇	オイル代を含まない
(六) プレーキの部			
フロントブレーキライニング張替調整	兩側	二四二・〇〇	
リアブレーキライニング張替調整	兩側	三一・〇〇	
センターブレーキライニング張替調整	一箇	一〇四・〇〇	

〔機械〕

フートブレーキ調整

マスターシリンダー分解修理及び調整

ホイールシリンダ分解修理及び調整

(七) ステアリングの部

ステアリングギア分解修理

ステアリングホイール取替調整

ステアリング調整

ドラツプリングスプリング取外組立

(八) フロントアクスルの部

キングピン及びブツシユ取替

フロントアクスル取外組立

タイロツトエンド取外組立

トイン調整

キヤスタ調整

キヤンベ調整

(九) 照明装置及び計器類の部

スピードメーターケーブル取替

スピードメーターヘッド取替

スピードメーターウオムギヤ取替

オイルプレツシヤゲージ取替

ヘッドライトスイッチ取替

アンメーター取替

テールランプ取替

一 一分 一三八・〇〇
一 一分 二〇七・〇〇
一 一分 一三八・〇〇

一 一分 二〇七・〇〇
一 一分 三五・〇〇
一 一分 六九・〇〇
一 一分 三五・〇〇

一 一分 二〇七・〇〇
一 一分 二四二・〇〇
一 一分 六九・〇〇

一 一分 三五・〇〇
一 一分 三五・〇〇
一 一分 六九・〇〇
一 一分 三一・〇〇

一 一分 三五・〇〇
一 一分 三五・〇〇
一 一分 一三八・〇〇
一 一分 三五・〇〇
一 一分 三五・〇〇
一 一分 五二・〇〇
一 一分 三五・〇〇
一 一分 三五・〇〇

〔機械〕

(一〇) 冷却装置の部

ラヂエーター取外組立

ラヂエーターシエル取外組立

ラヂエーターホース取替

ファンベルト取替

ウオーターポンプ分解修理

サーモスタツト取外組立調整

(一一) スプリングの部

フロントスプリングダツシユ取替(片側)

フロントスプリングアツセンブリ取外組立

フロントスプリングリーフ増

フロントスプリングセンタールト取替

フロントスプリングハンガープラケツト取外組立

リヤースプリングアツセンブリ取外組立

リヤースプリングリーフ増又は取替

リヤースプリングセンタールト取替

リヤースプリングハンガールト取替

リヤースプリングアツセンブリ取外組立

補助スプリングアツセンブリ取外組立

補助スプリングリーフ増

一 一分 一〇四・〇〇
一 一分 六九・〇〇
一 一分 一五六・〇〇
一 一分 一五六・〇〇
一 一分 六九・〇〇
一 一分 一五六・〇〇
一 一分 一五六・〇〇
一 一分 一三六・〇〇
一 一分 一三八・〇〇
一 一分 二四二・〇〇
一 一分 一〇四・〇〇
一 一分 一三八・〇〇
一 一分 一五六・〇〇
一 一分 一〇四・〇〇
一 一分 六九・〇〇
一 一分 一〇四・〇〇

〔機械〕

(一二) フェンダーの部	一本	一〇四・〇〇
フェンダー取外組立		
(一三) ホイールの部	一箇	六九・〇〇
フロントホイールベアリング取替	一本	六九・〇〇
リヤシャフトキヤップボルト折込修理		
(一四) その他の部	一臺分	二〇七・〇〇
ワイヤーハーネス取替	一臺分	五二・〇〇
ピン廻り給油	片側	五二・〇〇
ワイカー修理	一臺分	一、〇四〇・〇〇
エンジン載せ替調整	一本	六九・〇〇
タイヤ入替		

附則

- 一、この表の料金の統制額は自動車及びその部分品（附属品を含む）の修繕を行う業者又はその契約を行う業者に適用する最高料金とする。
- 二、この表で自動車とは自動車取締令第二條普通自動車と小型自動車中總氣筒容積七五〇cc以上のものをいう。（二衝程機関の場合は五〇〇cc以上のものをいう）
- 三、この表の料金の統制額には部分品、附属品及び單價の算出ができる材料代を含まない。
- 四、この表の料金の統制額でエンジンの部は六氣筒車を標準としたものでフォード八氣筒車は一分五厘増、フォード四氣筒車は二割引とする。
- 五、石油代用燃料使用装置車の修繕はこの表の料金の統制額に對し次の割増金を請求することができる。
 - (1) エンジンオーバーホールは二割増
 - (2) エンジン調整は八割増（但し代用燃料ガスを使用する場合に限る）
 - (3) バルブ摺合せは四割増
 - (4) バルブ摺合せリング取替は三割増
 - (5) ニフオールド掃除は四割増

〔機械〕

六、この表の料金の統制額は大衆車を基準としたもので、高級車及び中級車はこの表の料金の統制額に對し次の割増金を請求することができる。

〔機械〕

- (1) 高級車（リンカーン、バッカード、キャデラック、タイムラー、ピアスロー、ラサール、マンツ級）にあつてはエンジンの部は四割増、その他の部は二割増。
- (2) 中級車（ビツク、ヘドソン、ナツシュ、クライスラー、マーキユリー、デノート、ファイアット、アリムス、ボンテアック、アドラー、いすゞタツヂ、マツダ、フエテラル、フアーゴ、G・M・C、ダイヤモンド級）にあつてはエンジンの部は二割増、その他の部は一割増

- 七、次の事項を必要とする場合には次の料金を請求することができる。
 - (1) 車検料一臺三〇〇圓
 - (2) 修理見積書作成一件二〇〇圓（但し修理を行はない場合に限る）
 - (3) 出張費實費
- 八、この表の料金の統制額は運搬費を含まない。

二、小型自動車の部

(一) 四輪車

作業項目	単位	整備料金の統制額	摘	要
(1) エンジンの部				
エンジンオーバーホール（フライホイールまで）	一臺分	二、四二〇・〇〇	エンジン脱着、ピストンリング取替、バルブ摺合せ、コン	
エンジンオーバーホール（フライホイールまで）	一臺分	二、四二〇・〇〇	ネクシングロッド及びメンベアリング摺合せ調整、スパー	
シリンドーボーリング仕上	一本	八七・〇〇	クアラグ、カブレター、フェルボン、オイルポン	
スリーブ入ホーニング	一本	一七三・〇〇	エアークリーナー掃除調整並びにエンジン仕上再調整	
クランクシャフト研磨	一本	七六〇・〇〇	但し京三車は一、六一〇圓	
クランクシャフト附属加工	全部	一〇四・〇〇	但し研磨機使用の場合	

クラッチ分解修理	一臺分	一三八〇〇	
ミツシヨン分解修理	一臺分	一七三〇〇	
エンジン塗裝	一臺分	八七〇〇	
エンジン調整	一臺分	一〇四〇〇	但し材料ラツカ使用の場合 点火位置調整、イグニツシヨンコイル及びコンデンサー 點檢、アイストリビューター、スパークプラグ、フェー ルポンプ、カブレレーターフアンベルド調整
タベツト調整	一臺分	六九〇〇	
カブレター分解修理	一箇	六九〇〇	
デストリビューター分解修理	一箇	六九〇〇	
バルブ摺合	全部	四一四〇〇	
バルブリング取替	全部	六九〇〇〇	
バルブスプリング取替	一本	一〇四〇〇	
バルブリングの隙メーンベアリング調整	全部	一〇四〇〇	
バルブカバーガスケット取替	一枚	三五〇〇	
フェールポンプ分解組立調整	一臺分	六九〇〇	
オイルポンプ分解修理	一臺分	一三八〇〇	但しオオタ車は二九〇〇圓
ピストン取替	一本	二〇七〇〇	一本増し毎に三八圓
マニフールド掃除	一本	一〇四〇〇	
シリンドラー、ヘッドスタットボール折込修理	一本	一三八〇〇	
ヘッドガスケット取替	一枚	八七〇〇	
エンヂンサツポート ラバークツシヨン取替(前)	一箇	一三八〇〇	
エンヂンサツポート ラバークツシヨン取替(後)	一箇	六九〇〇	オオタ車は三八〇圓
マニフールドガスケット取替	一枚	三五〇〇	
コンネクティングロットベアリング取外組立	一本	二四二〇〇	一本増し毎に三八圓

〔機械〕

(2) クラッチの部

タイミングギア取外組立
 タイミングケースサツポート新品取替
 クラッチシャフトラチエツト取外組立
 オイルベンガスケット取替

一臺分 三一〇〇
 一臺分 二〇七〇〇
 一箇 一〇四〇〇
 一臺分 六九〇〇

ダットサン及び同機裝備車以外三二圓

〔機械〕

クラッチ分解修理

クラッチベタル修理
 クラッチプレツシャフトフレート研削
 フライ イール取替
 フライ イール削正

一臺分 二八〇〇
 一箇 一〇四〇〇
 一臺分 四一四〇〇
 一箇 一一一〇〇

(3) トランスミツシヨンの部

トランスミツシヨン分解修理
 オイル入替料
 チエンデレバーピン修理

一臺分 四一四〇〇
 一臺分 一八〇〇
 一臺分 一〇四〇〇

オイル代を含まない。

(4) アロペラシャフトの部

アロペラシャフト取外組立(前後)
 ユニバーサルジョイント取外組立

一臺分 一〇四〇〇
 一臺分 六九〇〇

(5) リアアクスルの部

リアアクスルシャフト取外組立
 リアアクスルハウジング取外組立及びギア修理
 リアアクスルベアリング取替
 テフレンシャル分解修理

片側 六九〇〇
 一箇 五二〇〇〇
 一箇 一〇四〇〇
 一箇 五二〇〇〇

● フレンシヤールカバーガスケツト取替
オイル入替料

(6) プレーキの部

フロントブレーキライニング張替調整
リアブレーキライニング張替調整
センターブレーキライニング張替調整
フートブレーキ調整

(7) ステアリングの部

ステアリングギア分解修理
ステアリングホイール取替調整
ステアリング調整
ドラックリングスプリング取外組立

(8) フロントアクスルの部

キングピン及びブツシユ取替
フロントアクスル取外組立
タイロッドエンド組立
トイン調整
キヤスタキヤンバー調整

(9) 照明装置及び計器類の部

スピードオーターケーブル取替
スピードメーターヘッド取替
スピードメーターウオームブアー取替
オイルプレツシヤージェ取替

一枚
一藪分
一〇四・〇〇
一八・〇〇

オイル代を含まない。

兩側
兩個
一藪分
二〇七・〇〇
二〇七・〇〇
一〇四・〇〇
三五・〇〇

一藪分
一藪分
一藪分
一七三・〇〇
三五・〇〇
三五・〇〇
三五・〇〇

兩側
一本
片側
一藪分
一藪分
二〇七・〇〇
二〇七・〇〇
六九・〇〇
三五・〇〇
二七六・〇〇

一藪
一藪
一藪
一藪
一藪
三五・〇〇
三五・〇〇
一〇四・〇〇
三五・〇〇

(10) 冷却装置の部

ラヂエーター取外組立
ラヂエーターシエル取外組立
ラヂエーターホース取替
ファンベルト取替
ウオーターポンプ分解修理

(11) スプリングの部

フロントスプリングブツシユ取替
フロントスプリングアツセンブリ取替組立
フロントスプリングリーフ増又は取替
フロントスプリングセンターボールト取替
リアスプリングアツセンブリ取外組立
リアスプリングリーフ増又は取替
リアスプリングセンターボールト取替
リアスプリングハンガー取外組立
ブツシユ組立

(12) フェンダーの部

フェンダー取外組立

一筒
一筒
一筒
一藪分
一藪分
五二〇・〇〇
三五・〇〇
三五・〇〇
三五・〇〇

一藪分
一藪分
一本
一本
一筒
八七・〇〇
八七・〇〇
一八・〇〇
一八・〇〇
六九・〇〇

片側
片側
片側
片側
一本
片側
片側
片側
一本
片側
一〇四・〇〇
一七三・〇〇
六九・〇〇
一二一・〇〇
一三一・〇〇
一三八・〇〇
一三八・〇〇
八七・〇〇

作業項目	種別	二輪車				三輪車	
		單氣筒	二氣筒	四氣筒	單氣筒	二氣筒	
(13) ホイールの部							
アウターベアリング取替	一筒	五二〇〇					
インナーベアリング取替	一筒	六九〇〇					
(14) その他の部							
ワイヤーハーネス取替	一蓋分	一七三〇〇					
ピン廻り給油	一蓋分	三五〇〇					
タイヤ入替	一本	三五〇〇					
ウインカー修理	片側	五二〇〇					
エンジン替調整	一蓋分	七六〇〇					
(11) エンジンの部							
エンジンオーバーホール(クランクシャフト取付まで)	單空水	一、〇六八〇〇〇	一、〇八八〇〇〇	一、〇八八〇〇〇	一、〇八八〇〇〇	一、〇八八〇〇〇	
カーボン掃除、バルブ摺合、リング取替	空水	三九〇〇〇	七二〇〇〇	七二〇〇〇	九八〇〇〇	二、七五〇〇〇	
カーボン掃除、バルブ摺合	空水	二四六〇〇	三三六〇〇	三三六〇〇	七〇〇〇〇	二、七五〇〇〇	
シリンドラーボーリング、ピストン摺合	空水	九三〇〇〇	一、一六八〇〇	一、一六八〇〇	三三六〇〇	二、九四〇〇〇	
エンジン調整	空水	四四〇〇〇	六三〇〇〇	六三〇〇〇	六三〇〇〇	七八〇〇〇	
カブレーター分解組立調整	空水	三三〇〇〇	六三〇〇〇	六三〇〇〇	六三〇〇〇	七八〇〇〇	

作業項目	種別	二輪車				三輪車	
		單氣筒	二氣筒	四氣筒	單氣筒	二氣筒	
(1) エンジンの部							
メカニカルオイルポンプ分解組立	特普	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	
エンジンカム室分解調整	特普	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	
(2) トランスミッションの部							
トランスミッション分解組立調整	特普	三六三〇〇	三六三〇〇	三六三〇〇	三六三〇〇	三六三〇〇	
ミッションスポロケットギヤ取替	特普	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	
キックスタター分解組立	特普	一二三〇〇	一二三〇〇	一二三〇〇	一二三〇〇	一二三〇〇	
(3) クラッチの部							
クラッチ分解組立	單普	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇	
クラッチライニング取替	單普	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇	
(4) プロペラシャフト及びチェーンの部							
プロペラシャフト取外組立	特普	一二三〇〇	一二三〇〇	一二三〇〇	一二三〇〇	一二三〇〇	
チェーン取替調整(前後輪同)	全ケース	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	
(5) リアアクスルの部							
デフレンシヤール分解組立	特普	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	
リアーシヤフト取外組立	特普	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	
リアースポロケット取替	特普	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	
(6) ステヤリング及びフロントアクスルの部							
ステヤリング又はヘット分解組立	特普	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	
キングピン又はロックアーム組立	特普	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	七八〇〇〇	

(機械)

(7) ブレーキの部					
ブレーキライニング張替	〔前〕	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇
ブレーキ調整(前後サイド共)	〔後〕	七八・〇〇	七八・〇〇	七八・〇〇	七八・〇〇
(8) スプリングの部		二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	四五・〇〇
フロントスプリング分解組立	〔普〕	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇
リアースプリングアッセンブリー取替	〔特〕	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇
クリーフ増		一六八・〇〇	一六八・〇〇	一六八・〇〇	一六八・〇〇
クアツシュ取替		九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇
クビン取替		一二三・〇〇	一二三・〇〇	一二三・〇〇	一二三・〇〇
クセンターボールト取替		六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇
(9) ホイールの部					
前輪ハブ分解組立		七八・〇〇	七八・〇〇	七八・〇〇	七八・〇〇
後輪		七三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇	六三・〇〇
ホイールベアリング取外取付取替		九七・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇	四五・〇〇
ホイール取付取外		一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇
スポーク取替(車輪一個につき)		四七・〇〇	四七・〇〇	四七・〇〇	四七・〇〇
バンク直シ(但シーク所を増す毎に一〇圓増)		四四・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇
タイヤ取替(一本につき)	〔前〕	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇
	〔後〕	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇
(10) シヤシーの部					
シヤシー分解組立		一、三二〇・〇〇	一、三二〇・〇〇	一、三二〇・〇〇	一、三二〇・〇〇
荷箱取外及び組立		一、三二〇・〇〇	一、三二〇・〇〇	一、三二〇・〇〇	一、三二〇・〇〇

〔機械〕

照明装置電氣廻り及び計器類の部

マグネット又はダイナモ取外分解組立調整		一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇	一八〇・〇〇
ストツプスイッチ取替		三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
テールスイッチ取替		九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇	九〇・〇〇
スイッチボツクス分解組立		七八・〇〇	七八・〇〇	七八・〇〇	七八・〇〇
ヘッドランプ分解組立		二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇
テールランプ取替		二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇
スピードメーターヘッド取替		二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇
アンメーター取替		二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇
配線取替		二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇	二一・〇〇
(12) その他の部					
タンク取外取替		四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇
フエンダー取外取付	〔前〕	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇	六三・〇〇
	〔後〕	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇	四五・〇〇
ラヂエーター取外取付		三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
マフラー分解(エキゾーストパイプ掃除共)		三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
コントロールワイヤー取替(一枚に付)		三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
ステツプ取外及び取付		三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
車輪狂直し(一輛につき)		九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇
パイプ取替		九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇

〔機械〕

附則

一、この表で小型自動車とは自動車取締令第二條小型自動車中気筒容積七五〇(二衝程機の場合五〇〇)未満のものをいふ。
 二、この表の料金の統制額には部分品、附屬品及び單價の算出ができる材料代を含まない。

三、石油代用燃料使用装置設置車の修繕にこの表の料金の税制額に對し、次の割増金を請求することができる。

- (1) エンジンオーバーホールは二割増
- (2) エンジン調整は八割増(但し、代用燃料ガスを使用する場合に限る)
- (3) バルブ摺合リング取替は三割増
- (4) バルブ摺合は四割増
- (5) マニフールド掃除は四割増

四、次の事項を必要とする場合には次の料金を請求することができる。

- (1) 車検料一臺一〇〇圓
- (2) 修理見積書作製一件五〇圓(但し修理を行はない場合に限る)
- (3) 出張費等

五、この表の料金の税制額は、運搬費を含まない。

三、トラックボデーの部

作 業 項 目	整備料金の税制額	備 考
前柱取替	六八〇・〇〇	一本につき
中柱取替	三五四・〇〇	一本につき
ドア柱取替	四〇八・〇〇	一本につき
横桁取替	六八〇・〇〇	一本につき
運搬臺屋根取替	七一〇・〇〇	一本につき
階板取替	九二五・〇〇	外板鐵板全部取替
運搬臺各部修付	二四五・〇〇	一臺分
土臺取替	八二〇・〇〇	一臺分
運搬臺鐵板取替	七九〇・〇〇	全部
	二、〇四〇・〇〇	全部 但し塗装は別

(機 械)

運搬臺編組の

クツション及びシート張替	二、八九〇・〇〇	但し塗装は別
寄掛取替	三五四・〇〇	
運搬臺ドア取替	六三〇・〇〇	但し簡式のものは一箇につき三八一圓
天上及び柱廻り張替	一三六・〇〇	片側
前面ガラス太枠取替	六三〇・〇〇	ウインド柱廻りを同時に張替える場合は一二八圓
荷受取替	二一八・〇〇	但し附屬品を含まない
荷臺板張替	八二〇・〇〇	一臺分
縦根太取替	二一八・〇〇	一臺分
横根太取替	三二七・〇〇	但し中央一本増毎に八八圓増
縦根太取替	七六五・〇〇	一本
グツシニ板取替	六七〇・〇〇	
床板全部張替	一、九九〇・〇〇	但しアイジャック張りとする
扉板取替	一、九六〇・〇〇	木板にけ三方取替
編織板取替	一、一五〇・〇〇	三方取替で五枚入鐵板を使用
運搬臺全部取替	二、九七〇・〇〇	五枚入鐵板を使用し附屬品全部新品取替
後部ナンハースター取替取付共	一〇九・〇〇	一枚分但し六輪貨物車は九八〇圓
リヤーフエンドター取替取付共	五二〇・〇〇	四本
リヤーフエンドター取替	一九一・〇〇	
荷臺擴張	二、八一〇・〇〇	縦根太全部取替、後部扉板及び荷受取替
フレーム補強	二、〇四〇・〇〇	一臺分、運搬臺取外取付共
荷臺取外取付	四六三・〇〇	但し工賃だけ
塗装上級	二、二九〇・〇〇	一臺分、三回塗
塗装中級	一、七五〇・〇〇	一臺分、二回塗

(機 械)

第二集 第一機械 五、車輛

コンミテーター削リ
ブッシュ取替
ベンデックススプリング取替
分解手入

附則

- 一、この表の料金の統制額は部分品、附属品及び單價の算出ができる材料代は含まない。
- 二、作業項目が二つ以上になる場合で作業内容が密接不可分のときは、それらの項目の料金の統制額の合算額の一割引とする。
- 三、この表の料金の統制額は運搬費を含まない。

五、ラヂエーターの部

作業項目	種別	單位	整備料金の統制額	摘	製
甲 オーパーホール	國產貨車	一分	八二〇〇	一本	二八〇〇
	國產乗用車	一分	八二〇〇		
	小國產車	一分	八二〇〇		
乙 オーパーホール	國產貨車	一分	六八〇〇	一箇	一六四〇〇
	國產乗用車	一分	六八〇〇		
	小國產車	一分	六八〇〇		
甲 水漏り修理	國產貨車	一分	四九〇〇	一箇	一三六〇〇
	國產乗用車	一分	四九〇〇		
	小國產車	一分	四九〇〇		
乙 水漏り修理	國產貨車	一分	三六〇〇	一箇	一六四〇〇
	國產乗用車	一分	三六〇〇		
	小國產車	一分	三六〇〇		

(機械)

丙 水漏り修理	種別	單位	整備料金の統制額	摘	製
ラヂエータータンク取替(上部)國產貨車	國產貨車	一分	一〇九〇〇	黄銅製	片面積二五平方を增至毎に一四圓増
	國產乗用車	一分	八二〇〇		
	小國產車	一分	八二〇〇		
ラヂエータータンク取替(下部)國產貨車	國產貨車	一分	四九〇〇	黄銅製	片面積二五平方を增至毎に一四圓増
	國產乗用車	一分	四三六〇〇		
	小國產車	一分	四三六〇〇		
パイプ切継ぎ	多管式	片面積二五平方	二八〇〇	片面積二五平方を增至毎に一六圓増	
	細管式	片面積二五平方	二八〇〇		
	(オーパーホールを含まない)	平方二付	二八〇〇		

附則

- 一、甲オーパーホールとは次の作業(パイプ切継ぎを除く)をいう。
 - (1) 上下水槽を取外し苛性曹達溶液で油槽及び油垢を取除き、各パイプの流水を可能にして、自然破損箇所及び補強鐵板の破損を修理する。
 - (2) 取外した上下水槽及び補強鐵板等を「リベット」又は半田付で組立仕上をする。
 - (3) 組立後簡単な振動試験をした後空気に一、五圧平方(二封度平方程度)以上の壓力をかけ水で耐壓試験をする。
 - (4) 検査合格後半田付の隙溶液或いは塵垢を苛性曹達溶液及び熱湯又は冷水で洗滌する。
- 二、乙オーパーホールとは次の作業(パイプ切継ぎを除く)をいう。
 - (1) 上又は下各一方の水槽を取外し、油槽及び油垢を取除き各パイプの流水を可能にして、自然破損箇所及び補強鐵板の破損を修理する。
 - (2) 取り外した上又は下各一方の水槽及び補強鐵板等を「リベット」又は半田付で組立仕上をする。
 - (3) 以下「甲オーパーホール」(3)、(4)と同じ作業をする。
- 三、甲水漏り修理とは次の作業をいう。
 - (1) 「コアー」部各四角及び上下タンク等の自然破損箇所又は同じ程度の修理及び補強鐵板の修理をする。
 - (2) 以下「甲オーパーホール」(3)、(4)と同じ作業をする。
- 四、乙水漏り修理とは次の作業をいう。
 - (1) 「コアー」部二角及び上又は下各一方のタンクの自然破損箇所又は同じ程度の修理及び補強鐵板の修理をする。

- (2) 以下「甲オートバイホール」(3)、(4)と同じ作業をする。
- 五、丙水漏り修理とは自然破損箇所の緊急修理作業をいう。
- 六、この表の料金の統制額は部分品、附属品及び単價の算出ができる材料代を含まない。
- 七、この表の料金の統制額は運送費を含まない。

○石油代用燃料使用装置及び同部品 (昭和二十二年八月十二日 物價廳告示第四百七十七號)

〔沿革〕 昭和二三・一物告第四三號改正

物價統制令第四條の規定によつて、石油代用燃料使用装置及び同部品の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年五月大藏省告示第三百五十號(石油代用燃料使用装置及び同部品の最高販賣價格指定の件)は、これを廢止する。

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額	(單位一式)
一、石油代用燃料使用装置			
日燃式新瓦斯發生炉裝置	一四、八〇〇	一六、二八〇	
日燃式木炭瓦斯發生炉裝置	一一、九〇〇	一三、〇九〇	
日燃式乗用車用木炭瓦斯發生炉裝置	一〇、八〇〇	一一、八八〇	
日燃式小型車用木炭瓦斯發生炉裝置	六、八〇〇	七、四八〇	
二、石油代用燃料使用装置部品			
部品名	日燃式新瓦斯發生炉裝置	日燃式木炭瓦斯發生炉裝置	日燃式乗用車用木炭瓦斯發生炉裝置
製造業者販賣價格の統制額	七、五七〇	八、三二〇	五、八一〇
販賣業者販賣價格の統制額	八、三二〇	五、八一〇	六、三八〇
製造業者販賣價格の統制額	二六〇	二六〇	二六〇
販賣業者販賣價格の統制額	二九〇	二九〇	二九〇
製造業者販賣價格の統制額	四六〇	四六〇	四六〇
販賣業者販賣價格の統制額	五一〇	五一〇	五一〇
製造業者販賣價格の統制額	二七〇	二七〇	二七〇
販賣業者販賣價格の統制額	三〇〇	三〇〇	三〇〇

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額	(單位一式)
第一清淨器	一、〇八〇	一、一九〇	一、〇八〇
第二清淨器	一、一二〇	一、二三〇	一、一二〇
冷却器	九〇〇	九九〇	九〇〇
水溜器	二四〇	二六〇	二四〇
送風器	六五〇	七二〇	六五〇
混合器	三九〇	四三〇	三九〇
工具	一一〇	一三〇	一一〇
配管部品	一、四五〇	一、五九〇	一、四五〇
取付材料	五六〇	六二〇	五六〇
取付料金の統制額	三、一四〇	三、八五〇	三、一四〇
日燃式新瓦斯發生炉裝置取付料金(貨物自動車に取付けた場合)	三、一四〇	三、八五〇	三、一四〇
日燃式木炭瓦斯發生炉裝置取付料金(貨物自動車に取付けた場合)	三、一四〇	三、八五〇	三、一四〇
日燃式乗用車用木炭瓦斯發生炉裝置取付料金	二、九〇〇	三、八五〇	二、九〇〇
日燃式小型車用木炭瓦斯發生炉裝置取付料金	一、五七〇	三、八五〇	一、五七〇

- 四、この表の統制額は、運輸省の定めた仕様書による石油代用装置で運輸省の検査に合格したものの價格である。
- 右の検査に合格しないものの價格は、一及び二の表の統制額の八割とする。
- 五、製造業者販賣價格の統制額は、賣主の店先渡しの價格とする。
- 六、販賣業者販賣價格の統制額は、賣主の店先渡しの價格とする。
- 七、石油代用燃料使用装置取付料金の統制額は、取付業者の工場において取付けた場合の料金とする。

○蒸電池車

(昭和二十二年十一月十一日 物價廳告示第九百八十八號)

物價統制令第四條の規定によつて、蒸電池車の販賣價格の統制額を指定し、これを同令施行規則第四條但書の規定により告示に代えて當該生産業者に對して通知するとともに、昭和十九年八月軍需省告示第五百五十八號(蒸電池車の最高販賣價格指定の件)は、これを廢止した。

蒸電池車 (昭和二十二年十月二十三日 物三第 四八〇號)

物價統制令第四條の規定によつて、蒸電池車の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和十九年八月軍需省告示第五百五十八號はこれを廢止する。

右は物價統制令第四條但書の規定によつて告示に代えて通知する

一、蒸電池車

種	類	販賣價格の統制額
高二型		一、二〇、〇〇〇圓

○自轉車、リヤカー、同部分品及び附屬品 (國內向)

(昭和二十二年八月十二日 物價廳告示第四百七十四號)

〔沿革〕 昭和二三二物告第九九號改正

物價統制令第四條の規定によつて、自轉車、リヤカー、同部分品及び附屬品の統制額を次のように指定し、昭和二十二年五月物價廳告示第二百二十六號(自轉車、リヤカー、同部分品及び附屬品の統制額指定の件)中輸出向以外の部分の項を削る。

一、自轉車及びリヤカー

(一) 自轉車

(單位一臺)

〔機械〕

高三、五型	一、六八、〇〇〇
高二型	一、二〇、〇〇〇
長二型	一、三五、〇〇〇
長三、五型	一、七六、〇〇〇
低昇二型	一、六八、〇〇〇
高昇二型	一、九二、〇〇〇
けん三―五型	一、二八、〇〇〇
けん四―一〇型	一、九二、〇〇〇
二、この統制額は臨時日本標準規格第六一四號により製作したものの價格とし警報器、フェーズ、注油器、制ぎよ器用錠前、充電せんと及びせん受を含むものとする。	
但し蒸電池、木箱、吸込比重計、溫度計及び設備品は含まないものとする。	
三、この表の統制額は最終販賣價格であつて製造業者の工場課渡し價格とし荷造費及び運賃を含まないものとする。	

品

種

製造業者販賣價格の統制額

卸賣業者販賣價格の統制額

小賣業者販賣價格の統制額

國內向自轉車(二六吋)

三、〇三〇・〇〇

三、二二二・〇〇

三、五三三・〇〇

三菱製輕合金自轉車(二六吋)

四、三七五・〇〇

四、六三五・〇〇

五、一〇〇・〇〇

岡本製輕合金自轉車(二六吋)

四、五五〇・〇〇

四、八二〇・〇〇

五、三〇〇・〇〇

(イ) この表の統制額は、荷臺、スタンド、バル、握りを取付けたものの價格とする。

(ロ) 製造業者及び卸賣業者販賣價格の統制額は、未組立のもの價格で、完成組立をなすときには組立料四三圓を加算することができ、小賣業者販賣價格の統制額は、組立料を含むものとする。

(ハ) 製造業者が特に店舗を設けて直接需要者に小賣販賣する場合は小賣業者販賣價格の統制額によることが出来る。

(ニ) この表の製造業者販賣價格の統制額は、荷造付工場渡しで、卸賣業者販賣價格の統制額は、買主最寄課渡しの價格であり、小賣業者販賣價格の統制額は、賣主店牛渡しの價格とする。

(二) リヤカー

品

種

製造業者販賣價格の統制額

卸賣業者販賣價格の統制額

小賣業者販賣價格の統制額

リヤカー(一號)

二、〇二〇・〇〇

二、二四一・〇〇

二、三三五・〇〇

リヤカー(二號)

二、〇六〇・〇〇

二、一八四・〇〇

二、四〇二・〇〇

リヤカー(三號)

二、一〇〇・〇〇

二、二二六・〇〇

二、四四八・〇〇

リヤカー(四號)

二、一四〇・〇〇

二、二六八・〇〇

二、四九五・〇〇

(イ) この表の統制額は、二吋半コードタイヤ及びチューブ付のもの價格で、その他のタイヤ及びチューブ付のもの價格は、二吋半コードタイヤ及びチューブとその他のタイヤ及びチューブの統制額との差額を増減するものとする。

(ロ) 製造業者及び卸賣業者販賣價格の統制額は、未組立のもの價格で、完成組立をなすときには組立料二四圓を加算することができ、小賣業者販賣價格の統制額は、組立料を含むものとする。

(ハ) 製造業者が特に店舗を設けて直接需要者に小賣販賣する場合は、小賣業者販賣價格の統制額によることが出来る。

(ニ) この表の製造業者販賣價格の統制額は、荷造付工場渡しで、卸賣業者販賣價格の統制額は、買主最寄課渡しの價格であり、小賣業者販賣價格の統制額は、賣主店牛渡しの價格とする。

賣價格の統制額は、賣主店先渡しの價格とする。
二、部分品及び附屬品
國內向

品名	單位	製造業者販賣價格の統制額	卸賣業者販賣價格の統制額	小賣業者販賣價格の統制額
(一) フレーム フレーム(後泥除取付小ネヂナット付) 同(リヤカー用)(一號)	一臺	七三七・〇〇	八〇三・〇〇	九二三・〇〇
同(同)(二號)	同	八一・〇〇	八九八・〇〇	一、〇一六・〇〇
同(同)(三號)	同	八五一・〇〇	九三六・〇〇	一、〇五八・〇〇
同(同)(四號)	同	八九一・〇〇	九八〇・〇〇	一、一〇七・〇〇
同(同)(五號)	同	九三一・〇〇	一、〇二四・〇〇	一、一五七・〇〇
(二) ハンドル ハンドル(兩ブレイキレバー付)	一本	二二二・〇〇	二二二・〇〇	二六五・〇〇
(三) ブレーキ ブレーキ(短棒付)	一組	一一二・〇〇	一一三・〇〇	一五二・〇〇
(四) ギヤクランク ギヤクランク	一組	一七八・〇〇	一九四・〇〇	二二三・〇〇
(五) ハブ ハブ	一組	一六七・〇〇	一八二・〇〇	二〇九・〇〇
リヤカーハブ	同	二二七・〇〇	二四一・〇〇	二七三・〇〇
(六) ベタル ベタル	一組	一一二・〇〇	一三三・〇〇	一五二・〇〇
(七) 泥除 泥除(厚〇・五耗ステアー及びステアー小ネヂ付)	一組	一〇九・〇〇	一一九・〇〇	一三六・〇〇
(八) リム リム	一組	二四九・〇〇	二七一・〇〇	三一・〇〇
同(リヤカー用)	同	二四七・〇〇	二七〇・〇〇	三〇九・〇〇
(九) スポーク スポーク	一臺分	九三・〇〇	一〇一・〇〇	一一六・〇〇
同(リヤカー用)	同	一六六・〇〇	一八三・〇〇	二〇八・〇〇
(一〇) フリーホイール フリーホイール	一箇	一〇六・〇〇	一一六・〇〇	一三三・〇〇

(機械)

(一一) チェン チェン(一〇六ピッチ) (一ピッチを増減する毎に一ピッチに付き一圓三〇錢を増減するものとする。)	一本	一四八・〇〇	一六一・〇〇	一八五・〇〇
(一二) サドル サドル	一箇	二六五・〇〇	二八九・〇〇	三三二・〇〇
(一三) クランクピン クランクピン	一臺分	八・〇〇	八・五〇	一〇・〇〇
(一四) チェン引 チェン引	一臺分	八・〇〇	八・五〇	一〇・〇〇
(一五) ベル 引ベル	一箇	二四・〇〇	二六・〇〇	二九・〇〇
(一六) 荷臺 荷臺	一箇	五〇・〇〇	五四・五〇	六二・〇〇
(一七) スタンド スタンド	一箇	五二・〇〇	五七・〇〇	六五・〇〇
(一八) 空気弁 空気弁(蓋なし) 同(蓋付)	一箇	一一・五〇	一二・五〇	一四・五〇
同(リヤカー用蓋なし)	同	一一・五〇	一二・五〇	一五・五〇
(一九) チェンケース チェンケース(二分の一型) 同(四分の一型)	一箇	四〇・〇〇	四三・五〇	五〇・〇〇
同(四分の一型)	同	三二・〇〇	三四・五〇	四〇・〇〇
(二〇) 空気ポンプ 空気ポンプ(足踏大型ホー) (スロ金なし) 同(足踏小型ホースロ金なし)	一本	一一〇・〇〇	一三〇・〇〇	一五〇・〇〇
(二一) リヤカー連結器 リヤカー連結器	一箇	七二・〇〇	七八・〇〇	九〇・〇〇
同	同	三六・〇〇	三九・〇〇	四五・〇〇

○自轉車、同部分品及び附屬品 (輸出向)

(昭和二十二年五月十二日) 物價統制令第二二六號

(沿革) 昭和二二・八物告第四七四號
物價統制令第四條の規定によつて、自轉車、同部分品及び附屬品

の統制額を次のように指定し、昭和二十一年三月大蔵省告示第二百二十六號(自轉車(リヤカーを含む)、同部分品及び附屬品の統制額指
定の件)は、これを廢止する。

一、自轉車及びリヤカー

品 種	製造業者 統制額 円	卸賣業者 統制額 円	小賣業者 統制額 円
輸出向(自轉車(二六吋) 同(二八吋))	二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇

(イ) 本表統制額は、荷臺、スタンド、ベル、握りを取付けたもの
の價格とする。

(ロ) 製造業者及び卸賣業者統制額は、未組立のもの價で、完成
組立をなすときには組立料二五圓を加算することができ、小賣
業者統制額は、組立料を含むものとする。

(ハ) 本表製造業者統制額は、荷造附工場渡して、卸賣業者統制額
は、買主最寄驛渡しの價格であり、小賣業者統制額は、賣主店
先渡しの價格とする。但し、輸出向で特別の荷造をする場合は
別途加算することができる。

二、部分品及び附屬品

品 名	單位	製造業者統制額 円
(一) フレーム	一臺	五二八・〇〇
フレーム(二六吋)(後泥除取付小 ネヂナット付)	一臺	五二八・〇〇

(一) ピッチを増減する毎に一ピッチ
に付き八〇錢を増減するものとする)

(二) サドル	サドル(牛皮)	一箇	一五五・〇〇
(三) クランピン	クランピン	一台分	六・〇〇
(四) チェン引	チェン引	一台分	六・〇〇
(五) ベル	ベル	一箇	二〇・〇〇
(六) 荷台	荷台(二六吋)	一箇	三三・〇〇
	同(二八吋)	同	三六・〇〇
(七) スタンド	スタンド(二六吋)	一箇	三四・〇〇
	同(二八吋)	同	三八・〇〇

本表統制額は、荷造附工場渡しの價格とする。但し、特別の荷造
をする場合は、別途加算することができる。
前各表の自轉車及びリヤカー並びに部分品、附屬品の規格は、商
工省機械局長の承認あるものとする。承認なき規格外品は、前各表
統制額の二割下げとする。

同(二八吋)(同)	同	五八四・〇〇	
(二) ハンドル	ハンドル(二六吋)(兩ブレーキレバー付)	一本	一三三・〇〇
	同(二八吋)(同)	同	一五二・〇〇
(三) ブレーキ	ブレーキ(二六吋)(短棒付)	一組	八七・〇〇
	同(二八吋)(同)	同	九二・〇〇
(四) ギヤクランク	ギヤクランク(二六吋)	一組	一一一・〇〇
	同(二八吋)(同)	同	一四一・六〇
(五) ハブ	ハブ	一組	一一四・〇〇
(六) ベタル	ベタル(二六吋)	一組	八三・〇〇
	同(二八吋)	同	八八・〇〇
(七) 泥除	泥除(二六吋)(厚さ〇・五耗ス テール及びステー小ネジ付)	一組	七八・〇〇
	同(二八吋)(同)	同	八八・〇〇
(八) リム	リム(二六吋)	一組	一五三・〇〇
	同(二八吋)	同	一六八・〇〇
(九) スポーク	スポーク(二六吋)	一臺	五四・〇〇
	同(二八吋)	同	六〇・〇〇
(一〇) フリーホイール	フリーホイール(二六吋)	一箇	七七・〇〇
	同(二八吋)	同	七九・〇〇
(一一) チェン	チェン(二六吋)(二六ピッチ)	一本	九四・〇〇
	同(二八吋)(二六ピッチ)	同	一〇七・〇〇

〔機械〕

○横轉式運搬車

(昭和二十二年九月二十八日
物價廳告示第七百五十二号)

物價統制令第四條の規定によつて、横轉式運搬車の販賣價格の統
制額を次のように指定する。

一、統制額表

寸 度 規 格	製造業者販賣 價格の統制額 円	販賣業者販賣 價格の統制額 円
軌間六一〇ミリメートル	一〇、四五〇	一七、〇〇〇
〇・六立方メートル		
軌間六一〇ミリメートル	二、六五五	三、三六〇
〇・七五立方メートル		
軌間六一〇ミリメートル	一四、七〇六	一五、四八〇
一・〇〇立方メートル		

二、販賣條件その他

製造業者及び販賣業者販賣價格の統制額は、製造業者の工場標渡
し價格とする。

六 内燃機関

○陸用内燃機関

〔昭和二十二年九月九日
物價廳告示第六百六號〕

物價統制令第四條の規定によつて、陸用内燃機関の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年六月大藏省告示第五百二十九號（陸用内燃機関統制額指定の件）は、これを廢止する。

（單位一臺）

算定馬力	販賣價格の統制額
三	一八、三〇〇
四	二四、〇〇〇
五	二九、五〇〇
六	三五、〇〇〇
七	四〇、〇〇〇
八	四六、〇〇〇
九	五二、〇〇〇
一〇	五七、〇〇〇
一一	六三、〇〇〇
一二	六九、〇〇〇
一三	七四、〇〇〇
一四	八〇、〇〇〇

一五	一〇一、〇〇〇
一六	一〇七、〇〇〇
一七	一一三、〇〇〇
一八	一二〇、〇〇〇
一九	一二七、〇〇〇
二〇	一三四、〇〇〇
二一	一四一、〇〇〇
二二	一四九、〇〇〇
二三	一五七、〇〇〇
二四	一六五、〇〇〇
二五	一七三、〇〇〇
二六	一八一、〇〇〇
二七	一八九、〇〇〇
二八	一九七、〇〇〇
二九	二〇五、〇〇〇
三〇	二一三、〇〇〇
三一	二二一、〇〇〇
三二	二二九、〇〇〇
三三	二三七、〇〇〇
三四	二四五、〇〇〇
三五	二五三、〇〇〇
三六	二六一、〇〇〇
三七	二六九、〇〇〇
三八	二七七、〇〇〇
三九	二八五、〇〇〇
四〇	二九三、〇〇〇
四一	三〇一、〇〇〇
四二	三〇九、〇〇〇
四三	三一七、〇〇〇
四四	三二五、〇〇〇
四五	三三三、〇〇〇
四六	三四一、〇〇〇
四七	三四九、〇〇〇
四八	三五七、〇〇〇
四九	三六五、〇〇〇
五〇	三七三、〇〇〇
五一	三八一、〇〇〇
五二	三八九、〇〇〇
五三	三九七、〇〇〇
五四	四〇五、〇〇〇
五五	四一三、〇〇〇
五六	四二一、〇〇〇
五七	四二九、〇〇〇
五八	四三七、〇〇〇
五九	四四五、〇〇〇
六〇	四五三、〇〇〇
六一	四六一、〇〇〇
六二	四六九、〇〇〇
六三	四七七、〇〇〇
六四	四八五、〇〇〇
六五	四九三、〇〇〇
六六	五〇一、〇〇〇
六七	五〇九、〇〇〇
六八	五一七、〇〇〇
六九	五二五、〇〇〇
七〇	五三三、〇〇〇
七一	五四一、〇〇〇
七二	五四九、〇〇〇
七三	五五七、〇〇〇
七四	五六五、〇〇〇
七五	五七三、〇〇〇
七六	五八一、〇〇〇
七七	五八九、〇〇〇
七八	五九七、〇〇〇
七九	六〇五、〇〇〇
八〇	六一三、〇〇〇
八一	六二一、〇〇〇
八二	六二九、〇〇〇
八三	六三七、〇〇〇
八四	六四五、〇〇〇
八五	六五三、〇〇〇
八六	六六一、〇〇〇
八七	六六九、〇〇〇
八八	六七七、〇〇〇
八九	六八五、〇〇〇
九〇	六九三、〇〇〇
九一	七〇一、〇〇〇
九二	七〇九、〇〇〇
九三	七一七、〇〇〇
九四	七二五、〇〇〇
九五	七三三、〇〇〇
九六	七四一、〇〇〇
九七	七四九、〇〇〇
九八	七五七、〇〇〇
九九	七六五、〇〇〇
一〇〇	七七三、〇〇〇

一一〇	五二七、〇〇〇
一一五	五三四、〇〇〇
一二〇	五五四、〇〇〇
一二五	五九一、〇〇〇
一三〇	六三一、〇〇〇
一四〇	六七〇、〇〇〇
一五〇	七〇九、〇〇〇
一六〇	七四八、〇〇〇
一七〇	七八五、〇〇〇
一八〇	八一三、〇〇〇
一九〇	八四五、〇〇〇
二〇〇	八七四、〇〇〇
二一〇	九〇三、〇〇〇
二二〇	九三一、〇〇〇
二三〇	九六〇、〇〇〇
二四〇	九八九、〇〇〇
二五〇	

(一) この表の統制額は、普通の四行程單動式陸用ディーゼル機関を含まない。

(二) この表の統制額は、左の附屬品を付したものの價格とする。

(三) 十六馬力以下の機關では手柄起動器、十七馬力以上の機關では空氣起動器

(一) 二十馬力以下の機關ではベルト車

(二) 十六馬力以下の機關で販賣業者を経由して販賣する場合はこの表の統制額の一割増とする。

(三) この表の統制額は、製造業者の工場渡しの價格で荷造費を含まないものとする。

(四) 算定馬力は左記に基いて算定するものとする。

記

$$\text{算定馬力} = \frac{CD^2N}{1000}$$

C = 常數であつて右表による
D = シリンダの内徑(cm)
N = シリンダの數

Dが10cm未満のときは	C = 45
Dが10cm以上12cm未満のときは	C = 53
Dが12cm以上15cm未満のときは	C = 60
Dが15cm以上18cm未満のときは	C = 68
Dが18cm以上22cm未満のときは	C = 73
Dが22cm以上26cm未満のときは	C = 76
Dが26cmを超えるときは	C = 80

二、陸用汎用横型石油機関

算定馬力

(單位一臺)
販賣價格の統制額
〔機械〕

一一〇	八、七二〇
一一五	一一、〇〇〇
一二〇	一三、二〇〇
一二五	一五、五〇〇
一三〇	一七、八〇〇
一三五	二〇、〇〇〇
一四〇	二二、三九〇
一四五	二四、二〇〇
一五〇	二六、一〇〇
一五五	二八、〇〇〇
一六〇	二九、九〇〇
一六五	三一、九〇〇
一七〇	三三、七〇〇
一七五	三五、六〇〇
一八〇	三七、五〇〇
一八五	三九、五〇〇
一九〇	四一、四〇〇
一九五	四三、三〇〇
二〇〇	四五、二〇〇

(一) この表の統制額は、四行程單動式の陸用汎用横型石油機関の價格で、特殊の陸用石油機関を含まない。

(二) この統制額は左の附屬品を付したものの價格とする。

(三) 機關の分解、組立及び起動に必要な附屬品一式

(一) ベルト車

(二) 十馬力以下の機關で販賣業者を経由して販賣する場合はこの表の統制額の一割増とする。

(三) この表の統制額は、製造業者の工場渡しの價格で荷造費を含まないものとする。

(四) 算定馬力は左記に基いて算定するものとする。

記

$$\text{算定馬力} = \frac{D^2LN}{C}$$

D = シリンダの内徑(cm)
L = 行程(cm)
N = 毎分回轉數
C = 常數で7馬力以下の機關では276,000,8馬力以上の機關では350,000

三、重牽用陸用ガンリン機関

算定馬力

(單位一臺)
販賣價格の統制額
〔機械〕

一一〇	四七、〇〇〇
一一五	六一、〇〇〇
一二〇	七四、〇〇〇
一二五	八六、〇〇〇
一三〇	九八、〇〇〇
一三五	一一、〇〇〇

五〇	一二三、〇〇〇
五五	一三五、〇〇〇
六〇	一四八、〇〇〇

(一) この表の統制額は、普通の四行程単動式四シリンダ重牽用陸用ガンリン機関の価格で、特殊の重牽用陸用ガンリン機関を含まないものとする。

(二) この統制額は、左の附屬品を付したものの価格とする。

(三) 機関の分解、組立及び起動に必要な附屬品一式

(四) この表の統制額は、製造業者の工場渡しの価格で、荷造費を含むものとする。

(五) 算定馬力は、左記に基いて算定するものとする。

記

$$\text{算定馬力} = \frac{ND^2LN}{C}$$

N=シリンダの數

D=シリンダの内徑(cm)

L=行程 (cm)

N=毎分回轉數

C=定數であつて 227,000

四、輕量陸用ガンリン機関

(單位一臺)

算定馬力	九	八	七	六	五	四	三	二	一
販賣價格の統制額	五、二〇〇	七、〇〇〇	八、九〇〇	一一、〇〇〇	一三、七〇〇	一六、四〇〇	一九、二〇〇	二一、九〇〇	二四、七〇〇
	二八、〇〇〇	三一、〇〇〇	三四、〇〇〇	三七、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四四、〇〇〇			

(一) この統制額は、左の附屬品を付したものの価格とする。

(二) 機関の分解、組立及び起動に必要な附屬品一式

(三) この表の統制額は、製造業者の工場渡しの価格で、荷造費を含むものとする。

(機械)

(四) 算定馬力は、設計毎分回轉數における全負荷正味馬力の近似整數とする。

○船舶用内燃機関

(昭和二十二年九月七日 物價廳告示第六百號)

物價統制令第四條の規定によつて船舶用内燃機関の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年五月大藏省告示第四百十一號(船舶用内燃機関の統制額指定の件)は、これを廢止する。

一、船舶用燒玉機關

(單位一臺)

算定馬力	三	五	八	一〇	一二	一五	二〇	二五	三〇	四〇	五〇	六五	七五
販賣價格の統制額	一三、五〇〇	二五、八一〇	三六、〇〇〇	四九、一三〇	五七、二二〇	六九、六六〇	九一、一二〇	一一二、五八〇	一三三、〇〇〇	一七五、〇〇〇	二一四、〇〇〇	二六八、〇〇〇	三二一、〇〇〇

二、船舶用ディーゼル機關

算定馬力

販賣價格の統制額

九〇	三七〇、〇〇〇
一一五	四五〇、〇〇〇
一四〇	五四〇、〇〇〇
一八〇	六五〇、〇〇〇
二〇〇	七一〇、〇〇〇
二四〇	八一〇、〇〇〇
	一三〇、〇〇〇
	一五〇、〇〇〇
	一七〇、〇〇〇
	一九〇、〇〇〇
	二一〇、〇〇〇
	二三〇、〇〇〇
	二五〇、〇〇〇
	二七〇、〇〇〇
	二九〇、〇〇〇
	三一〇、〇〇〇
	三三〇、〇〇〇
	三五〇、〇〇〇
	三七〇、〇〇〇
	三九〇、〇〇〇
	四一〇、〇〇〇
	四三〇、〇〇〇
	四五〇、〇〇〇
	四七〇、〇〇〇
	四九〇、〇〇〇
	五一〇、〇〇〇
	五三〇、〇〇〇
	五五〇、〇〇〇
	五七〇、〇〇〇
	五九〇、〇〇〇
	六一〇、〇〇〇
	六三〇、〇〇〇
	六五〇、〇〇〇
	六七〇、〇〇〇
	六九〇、〇〇〇
	七一〇、〇〇〇
	七三〇、〇〇〇
	七五〇、〇〇〇
	七七〇、〇〇〇
	七九〇、〇〇〇
	八一〇、〇〇〇
	八三〇、〇〇〇
	八五〇、〇〇〇
	八七〇、〇〇〇
	八九〇、〇〇〇
	九一〇、〇〇〇
	九三〇、〇〇〇
	九五〇、〇〇〇
	九七〇、〇〇〇
	九九〇、〇〇〇

(一) この表の規格は、運輸省海運總局の定めた燒玉機關及びディーゼル機關の仕様書によるものとする。

(二) この表の統制額は、ピストン、スビード毎秒六メートル以下のもので燒玉機關は二サイクル單動式、ディーゼル機關は四サイクル單動式のものとする。

(三) 算定馬力は、別表一により算定するものとする。

(四) この表の統制額は、推進軸、推進器、船尾管及び燃料槽を除いたものの價格とし、左記の附屬品を付けるものとする。

- (い) 機分解、組立及び始動に要する小道具一式
- (ろ) 壓縮空氣をもつて始動するものについてはこれに要する空氣槽
- (は) 十五馬力以上のものについてはビルジポンプ一箇
- (5) 推進軸、推進器、船尾管等船尾廻り一式の價格はこの表の統制額の一刻五分以内とする
- 但し、上下装置付は二割以内とする。
- (6) この表に記載のない機種の統制額は、その下位にある馬力の機種の價格とする。
- 但し、運輸省海運總局の認可を得た機種の統制額は、その下位にある馬力の機種の一馬力當りの單價にその馬力數を乗じた價格とする。
- (7) この表の統制額は、製造業者の二場渡し價格とし、荷造費及び運賃を含まない。
- (8) 販賣業者の販賣價格の統制額もこの表の統制額によるものとする。

別表一

算定馬力 = $\frac{CDN}{1000}$

式中 D = 氣筒直徑 (單位センチ)

Z = 氣筒の數

C = 常數 (左記による)

機種の種類 常數(C) 氣筒直徑(D)

(機械)

船舶用燒玉 機	船舶用小型 セル機
三七	六二
三七	六六
四二	七〇
四五	

算出された馬力の端數は、五馬力以上二〇馬力未満のものにあつては小數點以下を五捨六入するものとし、二〇馬力以上一〇〇馬力未満のものにあつては五馬力を基準としてその端數を二捨三入するものとし、一〇〇馬力以上のものにあつては第一位の端數を五捨六入するものとする。

七重電機械

(機械)

○電動工具及び同部分品、電磁チャック及び同上用デマガネタイザ

(昭和二十二年九月九日 物價應告示第六百八號)

物價統制令第四條の規定によつて、電動工具及び同部分品、電磁チャック、電磁チャック用デマガネタイザ等の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年八月物價應告示第二十四號(電動工具及び同部分品、電磁チャック、電磁チャック用デマガネタイザ等の統制額指定の件)は、これを廢止する。

一、電氣錐

(單位一箇)

型式	鑽孔能力	電源	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
攜帶用	二ミリ	交流兩用	一、六三一	一、七九四
"	三・三 (1/8) インチ	"	一、七三六	一、九〇九
"	四 (3/16)	"	一、八四一	二、〇二五
"	六・五 (1/4)	"	一、九七三	二、一七〇
"	六・五 (1/4)	"	二、三一五	二、五四六
"	八 (5/16)	"	二、六三〇	二、八九三
"	一〇 (1/2)	"	三、五七七	三、九三四
"	一六 (3/8)	"	四、六〇三	五、〇六三
"	二〇 (7/8)	"	四、八六六	五、三五二
"	二六 (1)	"	五、六二九	六、一九二
"	三二 (1 1/4)	"	六、三九一	七、〇三〇
"	三二 (7/8)	"	八、六二七	九、四九〇
"	三三 (7/8)	三相交流用	五、四一八	五、九六〇

販賣業者販賣価格の統制額は、この表の製造業者販賣価格の統制額の一割増とし、圓位未満は切捨てるものとする。

種別	型式	容量	電源	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
卓上用	1/2馬力	三	三相交流用	三、六一六	三、九七七
				五、一〇九	五、六一九
床上用	1/2	2	"	六、八六五	七、五五一
				五、五二九	六、〇八一
床上用	1	2	"	六、九九六	七、六九五
				八、七七七	九、六五四

(い) 附属品表(但し、表中の数字は附属品の箇数を示す。)

種別	型式	容量	電源	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
角型	100x250	100x360	"	三、五三七	三、八九〇
				四、二四五	四、六六九
角型	150x300	150x450	"	五、九四八	六、五四二
				六、五七七	七、二三四
角型	175x600	"	"	九、七七三	一〇、七五〇
				七、四六七	八、二一三
丸型	150	200	交流用	九、一四四	一〇、〇五八
				七、四六七	八、二一三
丸型	200	250	"	一一、八四二	一二、〇二六
				二一、三八〇	二二、五一八
角型	100x250	100x360	"	六、一〇五	六、七一五
				六、八一二	七、四九三
角型	150x360	150x450	"	一〇、九五二	一一、〇四七
				二一、三八〇	二二、五一八

この表の統制額は、次の附属品表に掲げる附属品を附けたものの価格とする。

種別	名称	箇数
丸型	コーンブラシ及びコニ子保持器又は集塵器	1
	フミラ	1
角型	コーンブラシ及びコニ子保持器又は集塵器	1
	フミラ	1
丸型	コーンブラシ及びコニ子保持器又は集塵器	1
	フミラ	1

(ろ) 電氣ボリツシャー部品製造業者販賣価格の統制額

種別	型式	容量	電源	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
卓上用	1/2馬力	三	三相交流用	九四四	七三四
				一、三三七	一、〇七五
床用上	1/2	2	"	一、七三〇	一、五二〇
				九四四	七三四
床用上	1	2	"	一、三三七	一、〇七五
				一、七三〇	一、五二〇

販賣業者販賣価格の統制額は、この表の製造業者販賣価格の統制額の一割増とし、圓位未満は切捨てるものとする。

種別	型式	容量	電源	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
角型	100x250	100x360	"	四〇五	三、四三二
				一〇〇x360	四、〇〇九
角型	150x360	150x450	"	二五〇	五、五八一
				一五〇x450	五、九四八
丸型	150	200	交流用	一七五x600	六、六八一
				一五〇	一五、〇六五

この表の統制額は、次の附属品表に掲げる附属品を附けたものの価格とする。

種別	名称	箇数
丸型	電磁チャック用デマグネタイザー	1
	容量	1
角型	電磁チャック用デマグネタイザー	1
	容量	1
丸型	電磁チャック用デマグネタイザー	1
	容量	1

十〇、(一) この表の電動工具及び同部分品、電磁チャック並びに電磁チャック用テマグネタイザーは一般用標準型であつて次の規格に適合するものとする。

- (い) 絶縁抵抗は五〇〇ホルトのメガーをもつて測定し二メガオーム以上とする。
- (ろ) 絶縁耐力は一〇〇ホルトの電圧に一分間以上耐えるものとする。
- (は) 温度上昇は全負荷をもつて一時間連続使用し外枠表面の温度上昇が攝氏五〇度以下とする。
- (に) スピツチは一、〇〇〇回以上定格電壓定格交流の開閉を行つても機構及び接觸部に異状ないものとする。
- (は) 齒車は特殊鋼を用い機械仕上の上熱処理及び精密なる表面仕上げを施したものである。
- (へ) コードは通信省型式承認済キャブタイヤ電線を使用するものとする。
- (と) 巻線はすべて絶縁塗料を真空注入によつて充分浸透させ乾燥処理を施したものである。
- (ち) ドリルチャックは次の表に示すような試験棒を取り付け、その先端における許容最大振れが携帯用電氣錐の場合は〇・七五%以下、卓上及び床上用電氣錐の場合は〇・〇三五%以下とする。但し、右の振れはインデゲーター讀みの三分の一の數値とする。

チャック径
(最大推挽能力)

長さ	試験棒
二・〇m/m	二・〇m/m
三・三	三・〇
五・〇	四・五
六・五	五・〇
八・〇	五・五
一〇・〇	六・〇
一三・〇	六・〇
一六・〇	八・〇
	一〇・五

(二) この表の電動工具及び同部及品電磁チャック並びに電磁チャック用テマグネタイザーの使用電壓及び周波數は次の通りとする。

- (い) 交直兩用は單相交流一〇〇ホルト五〇サイクル單相交流二〇〇ホルト五〇サイクル單相交流二〇〇及び二二〇ホルト六〇サイクル直流二〇〇及二二〇ホルト共用のもの。
- (ろ) 單相交流用は一〇〇ホルト五〇サイクル一〇〇及び一〇〇ホルト六〇サイクル共用のもの又は二〇〇ホルト五〇サイクル二〇〇及び二二〇ホルト共用のもの。
- (は) 三相交流用は二〇〇ホルト五〇サイクル二〇〇及び二二〇ホルト六〇サイクル共用のもの。
- (に) 直流用は一〇〇又は一一〇ホルト用のもの或は二二〇又は二二〇ホルト用のもの。

(機械)

(三) 中古品の販賣價格の統制額はこの表の八割以下とする。

(四) 一、二、三、四、五、六、七、八及九の統制額は、左記によるものの額とする。

(い) 製造業者販賣價格の統制額は、製造業者工場又は製造業者工場最寄の倉庫渡しとし荷造費を含むものとする。

(ろ) 販賣業者販賣價格の統制額は、販賣業者店先であつて、いづれも荷造費を含むものとする。

(は) 製造業者が特に設けた營業所において直接需要者に販賣する場合、買主最寄省線貨車乗渡しとし、製造業者販賣價格の統制額の七分増しとする。但し、圖位未滿は切捨てるものとする。

(五) 荷造りが必要としない場合の販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額の三分引とし圖位未滿は切捨てるものとする。

〇汎用三相交流誘導電動機及び汎用單相交流誘導電動機

(昭和二十二年九月六日
物價廳告示第五百六十三號)

物價統制令第四條の規定によつて、汎用三相交流誘導電動機及び汎用單相交流誘導電動機の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年五月物價廳告示第二百四十號(汎用三相交流誘導電動機及び汎用單相交流誘導電動機の統制額指定の件)は、これを廢止する。

一 汎用三相交流誘導電動機

(一) 出力キロワットによるもの

(機械)

種別	型式	極數	出力 キロワット	製造業者販賣 價格の統制額 円	販賣業者販賣 價格の統制額 円
開放型普通 籠型低壓	開放型普通 籠型低壓	二	一・四	三、二〇〇	三、四七二
		二	二	四、〇〇〇	四、三四〇
		二	二	五、二八〇	五、七二〇
		二	二	二、〇八〇	二、二五七
		二	二	二、八八〇	三、一一五
		二	三	三、六八〇	三、九九三
		二	四	四、八〇〇	五、二〇八
		二	六	六、〇八〇	六、五九七
		二	八	八、六四〇	九、三七五
		二	一〇	一二、〇〇〇	一三、〇二〇
開放型特殊 籠型低壓	開放型特殊 籠型低壓	一	〇・四	一四、四〇〇	一五、六二四
		一	一	三、八四〇	四、一六七
		一	一	四、八〇〇	五、二〇八
		一	一	六、五六〇	七、一一八
		一	一	八、〇〇〇	八、六八〇
		一	一	一〇、三六〇	一一、三二六
		一	一	一五、六八〇	一七、〇一三
		一	一	一八、八八〇	二〇、四八五
		一	一	六六五	

第二集 第三機械 七、重電機

種別	型式	極數	出力 (馬力ワット)	製造業者販賣 価格の統制額	
				製造業者販賣 価格の統制額	販賣業者販賣 価格の統制額
2・ベース又はレール	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	二四〇	三二	四〇
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	四〇〇	四八	五六
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	二四〇	三二	四〇
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	四〇〇	四八	五六
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	二四〇	三二	四〇
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	四〇〇	四八	五六
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	二四〇	三二	四〇
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	四〇〇	四八	五六
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	二四〇	三二	四〇
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	四〇〇	四八	五六

六八〇

種別	型式	極數	出力 (キロワット)	製造業者販賣 価格の統制額	
				製造業者販賣 価格の統制額	販賣業者販賣 価格の統制額
(イ) 出力キロワットによるもの	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	〇・二	六四	七二
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	〇・四	一四四	一四四
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	〇・二	六四	七二
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	〇・四	一四四	一四四
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	〇・二	六四	七二
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	〇・四	一四四	一四四
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	〇・二	六四	七二
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	〇・四	一四四	一四四
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	二	〇・二	六四	七二
	閉鎖通風型又は防滴型分相式低壓	四	〇・四	一四四	一四四

種別	型式	極數	出力 (馬力ワット)	製造業者販賣 価格の統制額	販賣業者販賣 価格の統制額
全閉外被通風型分相式低壓	"	"	四分ノ一	六四	七二
			三分ノ一	六四	七二
			二分ノ一	九六	一〇四

〔機械〕

- 五、(一)一及び三の統制額は臨時日本標準規格第五五號JEC-三七(JEC-三七)に規定のない部分にJEC-三七)によつて製作された一般用標準型のもので、三相低圧は二〇〇ボルト又は二二〇ボルト、三相高圧は三、〇〇〇ボルト又は三、三〇〇ボルト、単相分相式は一〇〇ボルト又は一一〇ボルト、反撥式は一〇〇ボルト又は一一〇ボルト或は二〇〇ボルト又は二二〇ボルトとし、いづれも五〇サイクル又は六〇サイクルの一般配電回路に常規使用状態(周囲温度攝氏三五度)で連続使用されるものの価格とする。
- (二)七馬力半及び五キロワット以上の電動機を普通籠形とした場合には、乾式スターデルタスイッチ一箇を附屬したものをもつて、一及び三の特殊籠形の統制額を適用するものとする。
- (三)一及び三の統制額には左記の品を含む。
- プリー
- 一箇
- ベース又はレール
- 一箇

なお巻線型のものには手動式起動抵抗器一箇を附屬するものとする。プリー、ベース、レール又は乾式スターデルタスイッチを附屬しない電動機の統制額は、一及び三の電動機の統制額

第二集 第三機械 七、重電機

○天井走行電氣起重機用標準型三
相交流誘導電動機及び同附屬品

(昭和二十二年九月十七日)
物價廳告示第六百七十五號

物價統制令第四校の規定によつて、天井走行電氣起重機用標準型

第二集 第三機械 七、重電機械

三相交流誘導電動機及び同附屬品の販賣の統制額を次のように指定し、昭和二十一年八月物價騰貴告示第五號（天井走行電氣起重機用標準型三相交流誘導電動機及び同附屬品の統制額指定の件）は、これを廢止する。

型 式	容 量 (キロワット)	極 數	製造業者及び販賣業者 の販賣價格の統制額 (單位一箇)
一 全閉巻線型三相交流誘導電動機			
一般用標準型三十分定格のもの	二	六	一二、四二六円
〃	三	〃	一四、一七〇
〃	三・七	〃	一五、二六〇
〃	五	〃	二〇、五〇八
〃	七・五	〃	二三、七六二
〃	一〇	〃	二七、二五〇
〃	一五	〃	三四、二二六
〃	二〇	〃	四一、二〇二
〃	三〇	〃	五五、一五四
〃	四〇	〃	六九、七六〇
〃	五〇	〃	八二、八四〇
〃	六〇	〃	九五、九二〇
〃	七五	〃	一一七、七二〇
〃	一〇〇	〃	一五〇、四二〇
一 一般用標準型一時間定格のもの	三	六	一三、二九八
〃	二	〃	一五、二六〇

日本製鐵標準型一時間定格のもの

〃	〃	〃	一六、一三二
〃	〃	〃	二二、〇一八
〃	〃	〃	二五、七二四
〃	〃	〃	二九、四三〇
〃	〃	〃	三七、〇六〇
〃	〃	〃	四四、六九〇
〃	〃	〃	五九、五一四
〃	〃	〃	七五、二一〇
〃	〃	〃	八九、三八〇
〃	〃	〃	一〇四、六四〇
〃	〃	〃	一二六、四四〇
〃	〃	〃	一六一、三二〇
〃	〃	〃	一四、六〇六
〃	〃	〃	一六、七八六
〃	〃	〃	一七、六五八
〃	〃	〃	二四、一九八
〃	〃	〃	二八、三四〇
〃	〃	〃	三二、七〇〇
〃	〃	〃	四〇、九八四
〃	〃	〃	四九、四八六
〃	〃	〃	六六、四九〇
〃	〃	〃	八二、八四〇
〃	〃	〃	一〇〇、二八〇

六八二

〔機械〕

二、全閉巻線型三相交流誘導電動機用附屬品
(一) 可逆制御器

型 式	容 量 (キロワット)	極 數	製造業者及び販賣業者 の販賣價格の統制額 (單位一箇)
〃	六〇	〃	一一五、五四〇
〃	七五	〃	一三九、五二〇
〃	一〇〇	〃	一七六、五八〇
〃	二	六	五、〇一四
〃	三	〃	五、〇一四
〃	三・七	〃	五、〇一四
〃	五	〃	五、〇一四
〃	七・五	〃	五、〇一四
〃	一〇	〃	五、八八六
〃	一五	〃	六、五四〇
〃	二〇	〃	七、一九四
〃	三〇	〃	一〇、二四六
〃	四〇	〃	一二、四二六
〃	五〇	〃	一五、四七八
〃	二	八	二一、一四六
〃	三	〃	二六、三七八
〃	四	〃	三四、四四四
〃	五	〃	四〇、七六六
〃	六	〃	四四、九〇八

第二集 第三機械 七、重電機械

一次間接制御式のもの

型 式	容 量 (キロワット)	極 數	製造業者及び販賣業者 の販賣價格の統制額 (單位一箇)
〃	七五	〃	四四、九〇八
〃	四〇	〃	六六、〇五四
〃	五〇	〃	七四、一一〇
〃	六〇	〃	七四、一一〇
〃	七五	〃	九八、一〇〇
〃	四〇	〃	七九、三五二
〃	五〇	〃	九一、五六〇
〃	六〇	〃	九一、五六〇
〃	七五	〃	九一、五六〇
〃	一〇〇	〃	一一七、七二〇
〃	二	六	二、一八〇円
〃	三	〃	二、三九八
〃	三・七	〃	二、六一六
〃	五	〃	二、八三四
〃	七・五	〃	三、二七〇
〃	一〇	〃	三、四八八
〃	一五	〃	三、九二四
〃	二〇	〃	五、〇一四

六八三

〔機械〕

- ベールハンドル付機構のものを除くものとする。
- (1) 直接制御式のものには乾式手動操作ドラム型であつて、電動機の一側側及び二次側を直接に制御するものとする。
 - (2) 一次間接制御式のものには乾式手動操作ドラム型制御器及び一次切換用電磁接觸器よりなり電動機の一側側を間接に二次側を直接に制御するものとする。
 - (3) 交流限流繼電器付間接制御式のものには乾式手動操作ドラム型主幹制御器及び一次切換用電磁接觸器、二次抵抗短絡用電磁接觸器並びに交流限流繼電器を取付けた制御盤よりなり電動機の一側側及び二次側を間接に制御するものとする。
 - (4) 直流限時繼電器付間接制御式のものには乾式手動操作ドラム型主幹制御器、直流電源用整流器及び一次切換用電磁接觸器、二次抵抗短絡用電磁接觸器並びに直流限時繼電器を取付けた制御器よりなり電動機の一側側及び二次側を間接に制御するものとする。
 - (は) 抵抗器は開放型であつてグリッド抵抗片を使用しその温度上昇限度は日本電機製造協會標準 (T.E.M.) 第四一號によるものとする。
 - (に) 電磁制動機は電磁石及制動機構よりなり電流遮断の場合電動器軸端に取り付られるべき制動輪又はカップリングを締付けるものであつて、電動機的全負荷回転力の一五〇パーセントの回転力に適當する荷重を加えた場合においても制動ができるものとする。但し、電動機軸端に取り付られる制動輪は附屬するが制

- 動兼用カップリングは附屬しないものとする。
- (ほ) 制限閉閉器は鐵製函入で乾式とし操作桿機構により開閉する一組の接點又は螺旋機構により開閉する二組以下の接點があり、いづれも捲揚、捲却、横行、縦行のいづれかを制限するための主回路遮断器の補助回路を開閉するものとする。
 - (へ) 共用配電盤は壁掛型又は壁支持型で一號型は主回路用三極型閉閉器、二極氣中遮断器又は電磁接觸器及び各電動機保護用ヒューズを具備するものとし、二號型は主回路用三極型閉閉器、三極氣中遮断器又は電磁接觸器及び電動機保護用繼電器を具備するものとする。
 - 共用配電盤用感電防止装置は運轉手が桁上に行こうとするとき自動的に主回路を遮断して感電を防止するものであつて電磁接觸器及び足踏閉閉器よりなるものとする。
 - (三) 中古品の販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額の八割以下とする。
 - (四) この表の統制額は、製造業者工場渡しとし荷造費を含むものとする。
 - (五) 荷造費を含まないものの販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額よりその三分に相當する額を差引いた價格とし、圓位以下は切捨てるものとする。

〔機械〕

○中容量三相交流誘導電動機

(昭和二十二年九月十七日)
物價廳告示第六百八十號

物價統制令第四條の規定によつて、中容量三相交流誘導電動機の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年十一月物價廳告示第二百五號(三相交流誘導電動機の統制額指定の件)は、これを廢止する。

種別	式	極數 (出)	力 (キロワット)	製造業者及び販賣業者の販賣價格の統制額 (單位一箇)
三相交流誘導電動機	開放型低壓	二	四	七、五九〇
		二	五	九、二〇〇
		二	七・五	一一、一九〇
		二	一〇	一四、九五〇
		二	一五	一九、五五〇
		二	二〇	二三、九二〇
		二	二五	二八、〇六〇
		二	三〇	三一、九七〇
		二	四〇	三九、三三〇
		二	五〇	五〇、一四〇
開放型高壓	開放型高壓	二	四〇	五二、九〇〇
		二	五〇	五〇、一四〇
		二	四〇	三九、三三〇
		二	三〇	三一、九七〇
		二	二五	二八、〇六〇
		二	二〇	二三、九二〇
		二	一五	一九、五五〇
		二	一〇	一四、九五〇
		二	七・五	一一、一九〇
		二	五	九、二〇〇

種別	式	極數 (出)	力 (キロワット)	製造業者及び販賣業者の販賣價格の統制額 (單位一箇)
三相交流誘導電動機	開放型低壓	二	四	七、五九〇
		二	五	九、二〇〇
		二	七・五	一一、一九〇
		二	一〇	一四、九五〇
		二	一五	一九、五五〇
		二	二〇	二三、九二〇
		二	二五	二八、〇六〇
		二	三〇	三一、九七〇
		二	四〇	三九、三三〇
		二	五〇	五〇、一四〇
開放型高壓	開放型高壓	二	四〇	五二、九〇〇
		二	五〇	五〇、一四〇
		二	四〇	三九、三三〇
		二	三〇	三一、九七〇
		二	二五	二八、〇六〇
		二	二〇	二三、九二〇
		二	一五	一九、五五〇
		二	一〇	一四、九五〇
		二	七・五	一一、一九〇
		二	五	九、二〇〇

〔機械〕

全閉外扇型低壓
全閉外扇型高壓

Table with 2 columns of numbers. The first column contains values like 200, 175, 150, etc. The second column contains values like 91,080, 103,960, etc.

全閉外扇型低壓
全閉外扇型高壓

Table with 2 columns of numbers. The first column contains values like 7.5, 4, 2.5, etc. The second column contains values like 314,410, 17,940, etc.

全閉外扇型高壓

Table with 2 columns of numbers. The first column contains values like 150, 125, 100, etc. The second column contains values like 36,800, 44,850, etc.

Table with 2 columns of numbers. The first column contains values like 322, 291, 245, etc. The second column contains values like 11,900, 14,700, etc.

(一) この表の電動機には調車、起動装置及びベース又はレールを含まないものとし、軸受には推力を受ける装置なく軸端にはキのみぞだけを加工したものとす。
(二) 堅型のもの
(三) この表の閉鎖通風型電動機には、風道換氣型及び風道循環型のものを含まないものとす。
(単位一箇)

Table with 3 columns: 型式 (Type), 出力 (出力) (Output in kW), and 製造業者及び販賣業者販賣價格の統制額 (Manufacturer and sales price control amount). Rows include '開放型普通' and '開放型特殊'.

低圧にあつては二〇〇ホルト又は二二〇ホルト、高圧にあつては三、〇〇〇ホルト又は三、三〇〇ホルトとし、五〇サイクル又は六〇サイクルの回路に使用するものとする。

(ろ) 定格
連続定格とする。

(は) 特性

JEC八六(二、六〇三) JEC三七(二、六〇三) JEMZ
三七・三八・三九・四〇・五〇・五一及びJEA三〇一Zによるものとする。

(二) 前各表の販賣価格の統制額は、次の仕様又は用途のものに適用しないものとする。

(い) 日鐵型その他の特殊寸法指定のもの

(ろ) 紡績用で高能率のもの。

(は) 艦船用のもの。

(に) 水冷型、水中型、防水型、防浸型、防爆型(安全増防爆型を除く)。

(ほ) つば型及び傾斜して取付けるため、特別の構造をもつもの
(三) 左記特殊仕様又は構造をもつ電動機の販賣価格の統制額は、前各表の販賣価格の統制額に次に定める率の額を加算したものとする。

(い) 周囲温度を攝氏四〇度として製作したものは、前各表の販賣価格の統制額の一割。

(ろ) 四〇〇ホルト又は五〇〇ホルト用のものは、前各表の低圧用電動機販賣価格の統制額の一割。

(は) 二、〇〇〇ホルト又は二、〇〇〇ホルトと三、〇〇〇ホルト兩用のものは、前表の高圧用電動機販賣価格の統制額の一割。

(に) 工作機械用であつてバランスについて精密を要するもの(直徑方向及び軸方向の振れ〇・〇一ミリ以下)は、前各表の販賣価格の統制額の一割。

(ほ) 安全増防爆型のもの、前各表の販賣価格の統制額の一割
(へ) 防しよく型のもの、前各表の販賣価格の統制額の一割。

(と) 第三軸受型のもの、前各表の販賣価格の統制額の一割、
但し、ベース及びレールを含むものとする。

(四) 出力の單位を馬力をもつて表示したものの販賣価格の統制額は次によるものとする。
馬力數をキロワット數に換算し各表のキロワット數に一致するときは、その電動機の價格によるものとする。換算したキロワット數が各表記載のキロワットの中間のキロワットとなつたものの價格(M)は、最も近い上位のキロワットのもの價格(A)と、最も近い下位のキロワットのもの價格(B)との差を最も近い上位のキロワット數(a)と、最も近い下位のキロワット數(b)との差で除したものに、當該キロワット數(m)と最も近い下位のキロワット數(b)との差を乗じた價格を、最

〔機械〕

〔機械〕

も近い下位のキロワットのもの價格(B)に加え算出した價格とする。但し、圓位未満の端數は、四捨五入するものとする。

$$M = B + \frac{A-B}{a-b} (m-b)$$

(五) 中古品の販賣価格の統制額は、前各表の販賣価格の統制額の一割以下とする。

○計器用變壓器

(昭和二十二年九月十七日
物價廳告示第六百七十二號)

物價統制令第四條の規定によつて、計器用變壓器の販賣価格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年八月大藏省告示第六百二十九號(計器用變壓器の統制額指定の件)は、これを廢止する。

一、計器用變壓器

種別	仕様	單相式のもの	三相式のもの
定 格 電 壓 (ホルト)	(負 担)		
一次四〇〇、五〇〇、一〇〇〇	乾式屋内ヒューズなし	七〇八円	
〇、二〇〇〇、三〇〇〇	// 付	八八五	
二次一〇〇〇	// なし	一、〇六二	
//	// 付	一、二一四	
//	乾式屋外ヒューズなし	二、二五一	
//	// 付	二、四〇三	
//	油入屋内	五、三一三	
//	// 屋外	六、五七八	
			一〇、八七九

製造業者及び販賣業者販賣価格の統制額

三相式のもの

- (イ) 製造業者販賣価格の統制額は、製造業者工場又は製造業者工場最寄の倉庫渡しとし荷造費を含むものとする。
- (ロ) 販賣業者販賣価格の統制額は、買主最寄省線運貨車乗り渡しの額とする。但し、需要者が製造業者工場、製造業者工場最寄の倉庫において引取る場合は、製造業者販賣価格の統制額の六分五厘増しとし、圓位未満は切捨てるものとする。
- (ハ) 製造業者が特に店舗を設け直接需要者に販賣する場合は買主最寄省線運貨車乗り渡しとし、製造業者販賣価格の統制額の六分五厘増しとする。但し、圓位未満は切捨てるものとする。
- (ニ) 荷造を必要としない場合の統制額は、一、二及び三の統制額の二分五厘引きとし圓位未満の端数を切捨てるものとする。

○A型十五馬力軌道用モーター (認可)

(昭和二十二年八月十一日) 物三第三三四號

物價統制令第五條第一項の規定によつて兼用型十五馬力軌道用モーターの販賣価格の統制額を次の様に認可し同令施行規則第六條第三項の規定によつて告示に代へて通知する。

- 一、認可を申請した者 産業車輛工業會
- 二、認可した價格表の額
- 三、販賣先及び臺數

兼用型十五馬力軌道用モーター	販賣價格の統制額
	一〇九、七〇〇圓

- 運 送 省 三五臺
- 四、實施の日 認可の日
- 五、販賣條件 通常附屬品を含み工場渡し標値段とする。

○交流電弧熔接機

(昭和二十二年九月十七日) 物價統制令第六百七十四號

物價統制令第四條の規定によつて、交流電弧熔接機の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年十月物價統制令第九十八號(交流電弧熔接機の統制額指定の件)は、これを廢止する。

- 一、交流電弧熔接機 (單位一箇) 製造業者及び販賣業者の販賣價格の統制額

種 別	統制額
二〇〇アンペア	一九、七二二圓
二五〇アンペア	二一、五〇四圓
三〇〇アンペア	二三、〇〇〇圓
四〇〇アンペア	二五、〇八八圓

- 二、高周波交流電弧熔接機 製造業者及び販賣業者の販賣價格の統制額

種 別	統制額
一五〇アンペア	二五、六〇〇圓
二五〇アンペア	二九、一八四圓
三〇〇アンペア	三〇、七二〇圓

- 三、(一) この表の電弧熔接機は一般用標準型であつて、試験規格は臨時日本標準規格(JES臨第五百八號及びJES臨第五百四九號) (機械)

(イ) によるものとする。

(2) 交流電弧熔接機の販賣價格の統制額は、左記のもの價格とする。

(イ) 可搬型手動交流電弧熔接機とし、電流計及び電壓計を付けないものとする。

(ロ) 一次電壓は單相交流二二〇ボルト、二〇〇ボルト及び一八〇ボルト、周波数は五〇サイクル又は六〇サイクルとし、二次負荷電壓は三〇ボルトとする。

(ハ) 二次電流調整範囲は定格電流の三〇パーセント乃至一〇〇パーセントとし、二次最高無負荷電壓は第一種八〇ボルト以下第二種一七〇ボルト以下とする。

(3) 高周波交流電弧熔接機の販賣價格の統制額は、左記のもの價格とする。

(イ) 可搬型手動高周波交流電弧熔接機とし、電流計及び電壓計を付けないものとする。

(ロ) 一次電壓は單相交流二二〇ボルト、二〇〇ボルト及び一八〇ボルト、周波数は五〇サイクル又は六〇サイクルとし、二次負荷電壓は三〇ボルトとする。

(ハ) 二次電流調整範囲は定格二次電流の十五パーセント乃至一〇〇パーセントとし、二次最高無負荷電壓は第一種八〇ボルト以下とする。

(4) この表の販賣價格の統制額は、熔接機用附屬品を含まないものの價格とする。

(5) 中古品の販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額の八割以下とする。 (機械)

(6) この表の販賣價格の統制額は、荷造費を含むものとする。

(7) 荷造費を含まない場合の販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額から、その二・五分に相當する額を差引いた價格とし、圓位以下は切り捨てるものとする。

○鳥居印電氣發破器及び中外瞬間電氣發破器

(昭和二十二年九月十七日) 物價統制令第六百六十二號

物價統制令第四條の規定によつて、鳥居印電氣發破器及び中外瞬間電氣發破器の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年九月物價統制令第九十號(鳥居印電氣發破器及び中外瞬間電氣發破器の統制額指定の件)は、これを廢止する。

品 名	(單位一箇) 製造業者及び販賣業者の販賣價格の統制額
鳥居印電氣發破器TBE型十發掛	一、五四〇圓
中外瞬間電氣發破器MI五型五發掛	一、一〇〇圓

この表の販賣價格の統制額は、製造業者工場渡し價格とする。

○電氣計測器

(昭和二十二年九月十六日)

物價統制令第四條の規定によつて、電氣計測器の統制額を次のように指定し、同令施行規則第四條但書の規定によつて告示に代へて通知する。

一、電氣計器

(單位一箇)

(一) 配電盤用大型計器

(1) 直流電流計

一アンペア未満	製造業者販賣價格の統制額
一以上一〇〇アンペア迄	九二四・〇〇円
一〇〇を超え二〇〇アンペア迄	八七七・〇〇
二〇〇を超え三〇〇アンペア迄	九五八・〇〇

(2) 直流電壓計

一五〇ボルト未満	製造業者販賣價格の統制額
一五〇以上三〇〇ボルト迄	八七七・〇〇円
三〇〇を超え六〇〇ボルト迄	九五八・〇〇
一、二一九・〇〇	

(3) 交流電流計

五アンペア未満	製造業者販賣價格の統制額
五以上五〇アンペア迄	六八六・〇〇円
五九五・〇〇	

五〇を超え一〇〇アンペア迄	六三〇・〇〇
一〇〇を超え五〇〇アンペア迄	六五八・〇〇
一五〇を超え二〇〇アンペア迄	六八六・〇〇
二〇〇を超え二五〇アンペア迄	七三五・〇〇
二五〇を超え三〇〇アンペア迄	七八四・〇〇

(4) 交流電壓計

五〇ボルト未満	製造業者販賣價格の統制額
五〇以上一五〇ボルト迄	七七〇・〇〇
一五〇を超え二五〇ボルト迄	六八六・〇〇
二五〇を超え三〇〇ボルト迄	七二一・〇〇
三〇〇を超え五〇〇ボルト迄	七七〇・〇〇
八四七・〇〇	

(5) 整流型交流電流計

一以上五〇ミリアンペア	製造業者販賣價格の統制額
一、一一二・〇〇	

(6) 整流型交流電壓計

三以上一五〇ボルト迄	製造業者販賣價格の統制額
一、二〇六・〇〇	

(7) 高周波電流計

一〇ミリアンペア	製造業者販賣價格の統制額
一、七五五・〇〇	
一、五〇〇・〇〇	

〔機械〕

一を超え五〇アンペア迄	一、四三三・〇〇
五〇を超え八〇アンペア迄	一、九二九・〇〇
八〇を超え一〇〇アンペア迄	二、三〇四・〇〇

(8) 高周波電壓計

五〇以上一五〇ボルト迄	一、五八一・〇〇
一五〇を超え三〇〇ボルト迄	一、六六一・〇〇

(9) 三相指示電力計

一〇〇ボルト	製造業者販賣價格の統制額
五乃至二五アンペア迄	二、六一八・〇〇
二五乃至五〇アンペア迄	二、七五八・〇〇
二二〇ボルト	二、七五八・〇〇
五乃至二五アンペア迄	
二五を超え五〇アンペア迄	

(一〇) この表に掲げるものは日本電氣工業委員會指示電氣計器標準規程による普通級のものであつて、左の仕様のものとする。

- (1) 直流計器は可動線輪型とする
- (2) 交流計器は可動鐵片型とする
- (3) 整流型交流計器は整流型とする
- (4) 高周波計器は熱電對型とする
- (5) 三相指示電力計は電流計型とする

〔機械〕

- (6) 電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする
- (7) 表面形前面總硝子、底徑一八〇乃至一九〇耗とする
- (8) この表に掲げるものであつて、底徑を變更するものはこの表の統制額に左の價格を増減する
 - (1) 直流計器
 - 底徑二一〇乃至二三〇耗のもの 三〇一圓増
 - 底徑一三〇乃至一五〇耗のもの 一〇〇圓減
 - (2) 交流計器
 - 底徑二一〇乃至二三〇耗のもの 二五二圓増
 - 底徑一三〇乃至一五〇耗のもの 一一二圓減
 - (3) 整流型交流計器
 - 底徑一三〇乃至一五〇耗のもの 一〇〇圓減
 - (4) 高周波計器
 - 底徑一三〇乃至一五〇耗のもの 一〇〇圓減
 - (5) この表に掲げるものであつて、埋込形とするものの價格はここの表の統制額の七〇圓増
 - (6) この表に掲げるものであつて、線形とするものの價格は本表の統制額の二五五圓増
 - (7) この表に掲げるものであつて、角形とするものの價格はここの表の統制額の五五圓増
 - (8) この表に掲げるものであつて、目盛面硝子とするものの價格は、この表の統制額の三〇圓増
 - (9) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの價格と

する

(二) 配電盤用小型計器

(1) 直流電流計

定 格 容 量	製造業者販賣価格の統制額
五〇以上二〇〇マイクロアンペア迄	八三〇・〇〇
三〇〇を超え五〇〇マイクロアンペア迄	七四三・〇〇
五〇〇マイクロアンペアを超え一ミリアンペア未満	六七〇・〇〇
一ミリアンペア以上五アンペア迄	五二二・〇〇
五を超え一〇アンペア迄	五四二・〇〇
一〇を超え二〇アンペア迄	五七六・〇〇

(2) 直流電圧計

定 格 容 量	製造業者販賣価格の統制額
三〇ボルト未満	五二二・〇〇
三〇以上一〇〇ボルト迄	五二二・〇〇
一〇〇を超え一五〇ボルト迄	五四二・〇〇

(3) 交流電流計

定 格 容 量	製造業者販賣価格の統制額
五〇〇ミリアンペア以上三〇アンペア迄	五三二・〇〇

(4) 交流電圧計

定 格 容 量	製造業者販賣価格の統制額
一五以上一五〇ボルト迄	五六七・〇〇

(5) 整流型交型電流計

定 格 容 量

一以上三〇ミリアンペア迄

製造業者販賣価格の統制額
八三〇・〇〇

(6) 整流型交流電圧計

定 格 容 量

一二以上五〇ボルト迄

製造業者販賣価格の統制額
九三八・〇〇

五〇を超え一〇〇ボルト迄

九七一・〇〇

一〇〇を超え一五〇ボルト迄

一、〇四五・〇〇

(7) 高周波電流計

定 格 容 量

一〇ミリアンペア

製造業者販賣価格の統制額
一、一九二・〇〇

一〇ミリアンペアを超え一アンペア迄

一、〇一八・〇〇

一を超え五〇アンペア迄

九五八・〇〇

五〇を超え八〇アンペア迄

一、三三三・〇〇

八〇を超え一〇〇アンペア迄

一、七〇一・〇〇

(8) 高周波電圧計

定 格 容 量

五〇以上一五〇ボルト迄

製造業者販賣価格の統制額
一、〇一八・〇〇

一五〇を超え三〇〇ボルト迄

一、一一二・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工務委員会指示電氣計器標準規格による標準通級のものであつて、左の仕様のものとする

(1) 直流計器は可動線輪型とする

(2) 交流計器は可動鏡片型とする

〔機械〕

〔機械〕

規程による振動片型周波計であつて左の仕様のものとする

(1) 測定範囲四五乃至五五サイクル、五五乃至六五サイクル、四五乃至六五サイクル

(2) 振動片数 二一本以下

(3) 使用回路電圧六〇ボルト迄

(4) 表面形 底徑一八〇乃至一九〇耗のもの

(ろ) この表に掲げるものであつて、埋込形とするものの価格はこの表の統制額の六〇圓増

(は) この表に掲げるものであつて角形とするものの価格はこの表の統制額の四六圓増

(に) この表に掲げるものであつて、線形とするものの価格はこの表の統制額の二〇七圓増

(四) 配電盤用中型周波計

製造業者販賣価格の統制額

(い) この表に掲げるものは日本電氣工務委員会指示電氣計器標準規格による振動片型周波計であつて、左の仕様のものとする

(1) 測定範囲 四七乃至五三サイクル、五七乃至六三サイクル

(2) 振動片数 一三本以下

(3) 使用回路電圧 六〇ボルト迄

(4) 表面形 底徑一三〇乃至一五〇耗のもの

(ろ) この表に掲げるものであつて埋込形とするものの価格はこの表の統制額の六〇圓増

(五) 配電盤用指針型周波計

製造業者販賣価格の統制額

(い) この表に掲げるものは日本電氣工務委員会指示電氣計器標準規格による指針型周波計であつて、左の仕様のものとする

(1) 測定範囲 四七乃至五三サイクル、五七乃至六三サイクル

(2) 振動片数 一三本以下

(3) 使用回路電圧 六〇ボルト迄

(4) 表面形 底徑一三〇乃至一五〇耗のもの

(ろ) この表に掲げるものであつて埋込形とするものの価格はこの表の統制額の六〇圓増

(五) 配電盤用指針型周波計

製造業者販賣価格の統制額

(い) この表に掲げるものは日本電氣工務委員会指示電氣計器標準規格による指針型周波計であつて、左の仕様のものとする

(1) 測定範囲 四七乃至五三サイクル、五七乃至六三サイクル

(2) 振動片数 一三本以下

(三) 配電盤用大型周波計

製造業者販賣価格の統制額 一、五九四・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工務委員会指示電氣計器標準規格による指針型周波計であつて、左の仕様のものとする

(1) 測定範囲 四七乃至五三サイクル、五七乃至六三サイクル

(2) 振動片数 一三本以下

(3) 使用回路電圧 六〇ボルト迄

(4) 表面形 底徑一三〇乃至一五〇耗のもの

(ろ) この表に掲げるものであつて埋込形とするものの価格はこの表の統制額の六〇圓増

(五) 配電盤用指針型周波計

製造業者販賣価格の統制額

製造業者販賣価格の統制額

六、六五〇・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による指針型周波計であつて左の仕様のものとする

(1) 測定範囲 四五乃至六五サイクル

(2) 一目の読み 〇・〇五乃至〇・二サイクル

(3) 使用回路電壓 一一〇ボルト迄

(4) 表面形 底徑一八〇乃至一九〇耗

(ロ) この表に掲げるものであつて、底徑一三〇乃至一五〇耗とするものの価格はこの表の統制額の六七二圓増

(ハ) この表に掲げるものであつて、底徑六〇乃至九〇耗とするものの価格はこの表の統制額の九三八圓増

(ニ) この表に掲げるものであつて、埋込形とするものの価格はこの表の統制額の七七圓増

(ホ) この表に掲げるものであつて、角形とするものの価格はこの表の統制額の六三圓増

(ヘ) この表に掲げるものであつて、線型とするものの価格はこの表の統制額の二八〇圓増

(六) 配電盤用三相検漏器

定 格 容 量 製造業者販賣価格の統制額

三、一〇〇ボルト迄 二、二六八・〇〇

三、三〇〇を超え六、六〇〇ボルト迄 三、三六〇・〇〇

六、六〇〇を超え一一、〇〇〇ボルト迄 三、九四八・〇〇

(九) 標準用交流計器

(1) 交流電流計 製造業者販賣価格の統制額

一以上五アンペア迄 一四、二二九・〇〇

(2) 交流電圧計 製造業者販賣価格の統制額

七五以上一五〇ボルト迄 一四、一三九・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による特別精密級電流計型であつて、電流計は、耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする。

(ロ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(一〇) 標準用单相指示電力計 製造業者販賣価格の統制額

七五以上一五〇ボルト迄及び一以上五アンペア迄 一五、二二五・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による精密級であつて電流計型とする

(ロ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(一一) 携帯用机上型直流計器

第二集 第三機械 七、重電機械

一一、〇〇〇を超え二二、〇〇〇ボルト迄 四、五七八・〇〇

二二、〇〇〇を超え三三、〇〇〇ボルト迄 五、一八〇・〇〇

(イ) この表に掲げるものは静電型とする

(ロ) この表に掲げるものであつて、電流制限抵抗器付のもの価格はこの表の統制額の一、〇二二圓増

(ハ) この表の統制額は附屬品を除いたものの価格とする

(七) 配電盤用同期検定器 製造業者販賣価格の統制額

三、一二二・〇〇

(イ) この表に掲げるものは左の仕様によるものとする

(1) 回転界磁界、表面形、前面總磁子

(2) 使用回路電壓一〇〇乃至一一〇ボルト、四一乃至六〇サイクル

(ロ) この表に掲げるものであつて、埋込形のもの価格はこの表の統制額の七七圓増

(ハ) この表に掲げるものであつて、角形のもの価格はこの表の統制額の六三圓増

(八) 標準用直流電圧計

定 格 容 量 製造業者販賣価格の統制額

一〇〇ミリボルト以上一〇五ボルト迄 七、五三二・〇〇

三三目盛三以上三〇〇ボルト迄 七、九六四・〇〇

六三目盛三以上三〇〇ボルト迄 八、五九三・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による特別精密級であつて、可動線輪型とする

(一) 直流電流計 製造業者販賣価格の統制額

五〇ミリアンペア未満 三、七二〇・〇〇

五〇以上一五〇ミリアンペア迄 三、七二〇・〇〇

一五〇ミリアンペアを超え三アンペア迄 三、一八三・〇〇

三を超え三〇アンペア迄 三、一八三・〇〇

(2) 直流電圧計 製造業者販賣価格の統制額

四五ミリボルト以上一五〇ボルト迄 三、二六一・〇〇

一五〇を超え三〇〇ボルト迄 三、三六六・〇〇

三〇〇を超え五〇〇ボルト迄 三、六六八・〇〇

五〇〇を超え七五〇ボルト迄 三、七九九・〇〇

三三目盛一五〇ボルト迄 三、七四六・〇〇

三三目盛一五〇を超え五〇〇ボルト迄 四、一六五・〇〇

三三目盛五〇〇を超え七五〇ボルト迄 四、二四四・〇〇

四四目盛三〇〇ボルト迄 四、六二四・〇〇

四四目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄 四、七五五・〇〇

四四目盛五〇〇を超え七五〇ボルト迄 五、一八七・〇〇

(3) 直流電圧電流計 製造業者販賣価格の統制額

測定範囲四五ミリボルト、三ボルト、一五ボルト、一五〇ボルト、〇・一五アンペア、一五アンペア 四、七五五・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準

規程による特別精密級であつて、可動線輪型とする

(一) 直流電流計 製造業者販賣価格の統制額

五〇ミリアンペア未満 三、七二〇・〇〇

五〇以上一五〇ミリアンペア迄 三、七二〇・〇〇

一五〇ミリアンペアを超え三アンペア迄 三、一八三・〇〇

三を超え三〇アンペア迄 三、一八三・〇〇

(2) 直流電圧計 製造業者販賣価格の統制額

四五ミリボルト以上一五〇ボルト迄 三、二六一・〇〇

一五〇を超え三〇〇ボルト迄 三、三六六・〇〇

三〇〇を超え五〇〇ボルト迄 三、六六八・〇〇

五〇〇を超え七五〇ボルト迄 三、七九九・〇〇

三三目盛一五〇ボルト迄 三、七四六・〇〇

三三目盛一五〇を超え五〇〇ボルト迄 四、一六五・〇〇

三三目盛五〇〇を超え七五〇ボルト迄 四、二四四・〇〇

四四目盛三〇〇ボルト迄 四、六二四・〇〇

四四目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄 四、七五五・〇〇

四四目盛五〇〇を超え七五〇ボルト迄 五、一八七・〇〇

(3) 直流電圧電流計 製造業者販賣価格の統制額

測定範囲四五ミリボルト、三ボルト、一五ボルト、一五〇ボルト、〇・一五アンペア、一五アンペア 四、七五五・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準

規程による特別精密級であつて、可動線輪型とする

(一) 直流電流計 製造業者販賣価格の統制額

五〇ミリアンペア未満 三、七二〇・〇〇

規程による精密級可動線輪型であつて磁石は臨時日本標準規格
第三種以上に適合する磁鋼を使用したもので、電流型は耐壓交
流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表に掲げるものは外筐付とする
(は) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格と
する

(一三) 携帯用直流計器

(1) 直流電流計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
五ミリアンペア以上一五アンペア迄	一、七二六・〇〇
一五を超え一五〇アンペア迄	一、八三四・〇〇
一五〇を超え二〇〇アンペア迄	一、九五一・〇〇

(2) 直流電壓計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
五〇ミリボルト以上一五〇ボルト迄	一、八三四・〇〇
一五〇を超え三〇〇ボルト迄	一、九五一・〇〇
三〇〇を超え六〇〇ボルト迄	二、二九二・〇〇
二重目盛	
一五〇ボルト以下	一、九五一・〇〇
一五〇を超え三〇〇ボルト迄	二、一七四・〇〇
三〇〇を超え六〇〇ボルト迄	二、五一五・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員會指示電氣計器標準
規程による精密級可動線輪型であつて磁石は臨時日本標準規格

第二種以下に適合する磁鋼を使用したもので、電流計は耐壓交
流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格と
する

(一三) 携帯用交流計器

(1) 交流電流計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
七五ミリアンペア以上一アンペア迄	九三八・〇〇
一を超え二五アンペア迄	九〇四・〇〇
二五を超え七五アンペア迄	九二八・〇〇
七五を超え一〇〇アンペア迄	九八四・〇〇
一〇〇を超え一五〇アンペア迄	一、〇三一・〇〇
一五〇を超え二〇〇アンペア迄	一、〇六五・〇〇
二〇〇を超え三〇〇アンペア迄	一、一五九・〇〇
二重目盛二五アンペア以下	一、一三二・〇〇
二重目盛二五を超え五〇アンペア迄	一、一九二・〇〇
四重目盛一〇〇アンペア迄	二、一九七・〇〇

(2) 交流電壓計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
一五以上三〇ボルト迄	九三八・〇〇
三〇を超え一五〇ボルト迄	九八四・〇〇
一五〇を超え三〇〇ボルト迄	一、〇四五・〇〇
三〇〇を超え五〇〇ボルト迄	一、一二二・〇〇

(機械)

(一五) 携帯用机上型高周波計器

(1) 高周波電流計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
五以上一〇ミリアンペア迄	四、一六五・〇〇
一〇を超え五〇ミリアンペア迄	三、九四三・〇〇
五〇ミリアンペアを超え一〇アンペア迄	三、八三八・〇〇
二重目盛又は三重目盛	
五ミリアンペア以上一アンペア迄	五、三八四・〇〇
四重目盛五ミリアンペア以上一アンペア迄	六、五七六・〇〇

(2) 高周波電壓計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
五〇〇ミリボルト以上五〇ボルト迄	四、二七〇・〇〇
五〇を超え一五〇ボルト迄	四、三七五・〇〇
四重目盛一以上一二五ボルト迄	五、一三五・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員會指示電氣計器標準
規程による精密級熱電對型であつて、磁石は臨時日本標準規格

第三種以上に適合する磁鋼を使用したもので、電流計は耐壓交
流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表に掲げるものは外筐付とす

(は) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格と
する

(一六) 携帯用高周波計器

(1) 高周波電流計

(機械)

五〇〇を超え七五〇ボルト迄

二重目盛一五〇ボルト以下	一、一七九・〇〇
二重目盛一五〇を超え三〇〇ボルト迄	一、一三〇・〇〇
二重目盛一五〇を超え三〇〇ボルト迄	一、一九二・〇〇
二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄	一、三六六・〇〇
二重目盛五〇〇を超え七三〇ボルト迄	一、四七四・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員會指示電氣計器標準
規程による精密級可動線片型であつて五〇又は六〇サイクル用
とする

電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格と
する

(一四) 携帯用整流型交流計器

(1) 交流電流計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
一以上一〇〇ミリアンペア迄	一、九九一・〇〇

(3) 交流電壓計

定 格 容 量	製造業者販賣價格の統制額
三以上一〇〇ボルト迄	二、一七四・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員會指示電氣計器標準規
程による精密級整流型であつて電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボ
ルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格と
する

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇ミリアンペア	二、五一五・〇〇
一〇を超え五〇〇ミリアンペア迄	二、三九七・〇〇
五〇〇ミリアンペアを超え五〇アンペア迄	二、三〇五・〇〇
五〇を超え一〇〇アンペア迄	三、四一九・〇〇
一〇〇を超え二〇〇アンペア迄	四、五一九・〇〇
二〇〇を超え三〇〇アンペア迄	六、〇六五・〇〇

(2) 高周波電圧計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一以上五〇ボルト迄	二、六〇六・〇〇
五〇を超え一五〇ボルト迄	二、七一〇・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電気工業委員会指示電氣計器標準規程による精密級熱電対型であつて、磁石は臨時日本標準規格第二種以上に適合する磁鋼を使用したもので、電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(一七) 携帯用交流電流計

(1) 交直流電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

三〇以上七五〇ミリアンペア迄	三、三九三・〇〇
二重目盛〇・五以上一〇アンペア迄	三、六一〇・〇〇
二重目盛一〇を超え三〇アンペア迄	三、七九九・〇〇

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

二重目盛三〇を超え五〇アンペア迄	三、九〇〇・〇〇
二重目盛五〇を超え六〇アンペア迄	四、〇〇二・〇〇

(2) 交直流電圧計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

二重目盛一五以上一五〇ボルト迄	三、六一〇・〇〇
一五〇を超え三〇〇ボルト迄	三、七九九・〇〇
三〇〇を超え五〇〇ボルト迄	四、〇〇二・〇〇
五〇〇を超え六〇〇ボルト迄	四、一九〇・〇〇
三重目盛七五以上三〇〇ボルト迄	四、〇〇二・〇〇
三〇〇を超え五〇〇ボルト迄	四、一九〇・〇〇
五〇〇を超え六〇〇ボルト迄	四、二九二・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電気工業委員会指示電氣計器標準規程による精密級電流計型であつて、遮磁装置を有し、五〇又は六〇サイクル用で電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表に掲げるものは自在蓋付とする

(は) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(一八) 携帯用指示電力計

(1) 單相指示電力計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

三重目盛迄二〇〇ボルト迄	三、七二二・〇〇
五、一〇アンペア迄	三、七二二・〇〇

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇ミリアンペア	二、五一五・〇〇
一〇を超え五〇〇ミリアンペア迄	二、三九七・〇〇
五〇〇ミリアンペアを超え五〇アンペア迄	二、三〇五・〇〇
五〇を超え一〇〇アンペア迄	三、四一九・〇〇
一〇〇を超え二〇〇アンペア迄	四、五一九・〇〇
二〇〇を超え三〇〇アンペア迄	六、〇六五・〇〇

(2) 三相指示電力計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

二重目盛一〇〇ボルト迄	五、四三二・〇〇
五、一〇アンペア迄	五、七二二・〇〇
二重目盛二〇〇を超え二〇〇ボルト迄	五、七一〇・〇〇
五、一〇アンペア迄	五、五一六・〇〇
二重目盛二〇〇を超え三〇〇ボルト迄	五、七四〇・〇〇
五、一〇アンペア迄	五、七四〇・〇〇
二重目盛二〇〇を超え三〇〇ボルト迄	五、六七〇・〇〇
五、一〇アンペア迄	五、八九四・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電気工業委員会指示電氣計器標準規程による精密級電流計型であつて、遮磁装置を有し、五〇又は六〇サイクル用とする

(ろ) この表に掲げるものは自在蓋付とする

(は) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(一七) 携帯用交流電流計

(1) 交直流電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

三〇以上七五〇ミリアンペア迄	三、三九三・〇〇
二重目盛〇・五以上一〇アンペア迄	三、六一〇・〇〇
二重目盛一〇を超え三〇アンペア迄	三、七九九・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

五、八九四・〇〇

五、一〇アンペア迄

五、七四〇・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

二重目盛三〇〇を超え五〇〇ボルト迄

六、〇四八・〇〇

五、一〇アンペア迄

六、〇四八・〇〇

計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二〇) 携帯用小型整流型交流計器

(一) 交流電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇〇ミリアンペア以上一アンペア迄

七三〇・〇〇

一を超え三〇アンペア迄

七一六・〇〇

(二) 交流電圧計

二重目盛迄一五〇ボルト未満

七九七・〇〇

二重目盛一五〇以上三〇〇ボルト迄

八三〇・〇〇

(二一) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級可動線輪型であつて外形扇型のもので、電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二二) 携帯用小型整流型交流計器

(一) 交流電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一以上一〇ミリアンペア迄

一、三二三・〇〇

一〇を超え五〇ミリアンペア迄

一、五五八・〇〇

(二) 交流電圧計

三以上五〇ボルト迄

一、四四一・〇〇

〔機械〕

五〇を超え一〇〇ボルト迄

一、五五八・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級整流型であつて、外形扇型のもので、電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二二) 携帯用小型高周波計器

(一) 高周波電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇ミリアンペア

一、八三四・〇〇

一〇を超え五〇〇ミリアンペア迄

一、六二四・〇〇

五〇〇ミリアンペアを超え三〇アンペア迄

一、五一九・〇〇

(二) 高周波電圧計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一以上五〇ボルト迄

一、九三八・〇〇

五〇を超え一五〇ボルト迄

一、〇三〇・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級熱電對型であつて、外形扇型のもので、電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二三) 卓上用直流計器

(一) 直流電流計

〔機械〕

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

五ミリアンペア以上二五アンペア迄

九一〇・〇〇

(二) 直流電圧計

六〇〇ミリボルト以上一五〇ボルト迄

九一〇・〇〇

二重目盛一五〇ボルト迄

一、〇六一・〇〇

(二四) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級可動線輪型であつて、外形扇型で、電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二四) 巻示電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一五〇ミリアンペア迄

九八二・〇〇

(二五) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級可動線輪型であつて外形扇型で耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二五) 携帯用小型丸形直流計器

(一) 直流電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇ミリアンペア以上五アンペア迄

七九九・〇〇

(二) 直流電圧計

〔機械〕

一〇〇〇ミリボルト以上一五〇ボルト迄

七九九・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級可動線輪型であつて電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二六) 蓄電池試験用直流電圧計

製造業者販賣価格の統制額

一、〇七四・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級可動線輪型であつて外形丸形とする

(ろ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二七) 電池試験用直流電圧計

製造業者販賣価格の統制額

九八二・〇〇

(い) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程による普通級可動線輪型であつて外形扇型とする

(ろ) この表に掲げるものであつて、外形丸形のものはこの表の統制額の一〇一圓減

(は) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二八) 携帯用单相力率計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇〇、二〇〇ボルト

五、一〇アンペア迄	三、一七五・〇〇
二五、五〇アンペア	三、二六二・〇〇
一五〇、三〇〇ボルト	三、二六二・〇〇
五、一〇アンペア迄	三、三六四・〇〇
二五、五〇アンペア	三、三六四・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程によるものであつて、電流計型とする

(ロ) この表に掲げるものは自在蓋付とする

(ハ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(二九) 携帯用三相力率計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇〇、二〇〇ボルト	二、九七二・〇〇
五、一〇アンペア迄	三、〇七四・〇〇
二五、五〇アンペア	三、〇七四・〇〇
一五〇、三〇〇ボルト	三、〇七四・〇〇
五、一〇アンペア迄	三、〇七四・〇〇
二五、五〇アンペア	三、一七五・〇〇

(三〇) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程によるものであつて電流計型平衡回路用とする

(ロ) この表に掲げるものは自在蓋付とする

(ハ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

する

(三〇) 携帯用三相リアクタンス率計	製造業者販賣価格の統制額
定 格 容 量	
一〇〇、二〇〇ボルト	三、〇七四・〇〇
五、一〇アンペア迄	三、一七五・〇〇
二五、五〇アンペア	三、一七五・〇〇
一五〇、三〇〇ボルト	二、九七二・〇〇
五、一〇アンペア迄	三、〇七四・〇〇
二五、五〇アンペア	三、〇七四・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程によるものであつて、電流計型平衡回路用とする

(ロ) この表に掲げるものは自在蓋付とする

(ハ) この表の統制額は特殊目盛及び附屬品を除いたものの価格とする

(三一) 携帯用周波計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

六〇、一二〇、一八〇、二五〇ボルト	三、六四一・〇〇
四〇乃至六〇サイクル	三、六四一・〇〇
四五乃至六五サイクル	三、六四一・〇〇
五〇乃至七〇サイクル	三、六四一・〇〇
三五乃至七五サイクル	三、六四一・〇〇
二重目盛二〇乃至八〇サイクル	四、四八〇・〇〇

(イ) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会指示電氣計器標準規程によるものである

(機械)

規程によるものであつて、左記仕様のものとする

振動片型	振動片数	四二本以下
耐 壓	交流一、〇〇〇ボルト一分間	

(三二) この表の統制額は附屬品を除いたものの価格とする

(三三) 携帯用計器用差壓器

製造業者販賣価格の統制額

(イ) この表に掲げるものは自在蓋付であつて、左記仕様のものとする

測定範囲	一次電壓	三、三〇〇ボルト三種定格迄
	二次電壓	一一〇ボルト迄
	一次電圧	一一〇ボルト迄
	二次電圧	一一〇ボルト迄

定格二次負荷

一、五ボルトアンペア

〇・二パーセント以内

確度比誤差

位相角誤差

周 波 数

耐 壓

交流一〇、〇〇〇ボルト一分間

(三三) この表の統制額は附屬品を除いたものの価格とする

(三三) 携帯用記録直流計器

(一) 記録直流電流計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

一〇、ミリアンペア以上一アンペア迄	一一、三九〇・〇〇
一を超え五〇アンペア迄	一一、三二八・〇〇
(二) 記録直流電圧計	
五以上一五〇ボルト迄	一一、五四四・〇〇

(機械)

一五〇を超え三〇〇ボルト迄	一一、七九六・〇〇
三〇〇を超え五〇〇ボルト迄	一一、〇四八・〇〇
五〇〇を超え一、〇〇〇ボルト迄	一一、五八〇・〇〇
一、〇〇〇を超え一、五〇〇ボルト迄	一一、〇六六・〇〇
一、五〇〇を超え二、〇〇〇ボルト迄	一一、〇〇六・〇〇

(イ) この表に掲げるものは可動線輪型であつて、手巻式毎時記録速度二〇以上二四〇耗迄四段以下、記録紙巾一三〇乃至一六〇耗、確度最大目盛の二パーセント以内、電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間のものとする

(三四) 携帯用記録交流計器

製造業者販賣価格の統制額

(一) 記録交流電流計	
定 格 容 量	
一以上五アンペア迄	一〇、八二二・〇〇
(二) 記録交流電圧計	
七五以上一五〇ボルト迄	一一、一〇二・〇〇

(イ) この表に掲げるものは可動線輪型であつて、手巻式毎時記録速度二〇以上二四〇耗迄四段以下、記録紙巾一三〇乃至一六〇耗、確度最大目盛の二パーセント以内、電流計は耐壓交流一、〇〇〇ボルト一分間のものとする

(ロ) この表に掲げるものであつて、電流計型とするものはこの表の統制額の一、七五〇圓増とする

(三五) 携帯用記録直流電力計

(ろ) この表の統制額は附屬品として試験用導線(長一米以内)一對及び電池用導線(長五〇厘以内)一對を含み收容箱を除いたものの価格とする

(2) 直流電圧用小型回路試験器
製造業者販賣価格の統制額 六五二・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用のものであつて、左の仕様のものとする
重量 〇・五瓦以下、目盛長六〇乃至七〇耗の可動線輪型計器を内蔵

測定範囲 直流電圧一〇、五〇、五〇〇ボルト、抵抗一〇〇オーム乃至一〇〇キロオーム、一キロオーム乃至一メガオーム

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長一米以内)一對及び電池用導線を含み、收容箱を除いたものの価格とする

(3) 抵抗測定用小型回路試験器
製造業者販賣価格の統制額 五〇七・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用のものであつて、左の仕様のものとする
重量 〇・五瓦以下、目盛長六〇乃至七〇耗の可動線輪型計器を内蔵

測定範囲 抵抗〇オーム乃至五〇キロオーム

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長一米以内)一對を含み、收容箱を除いたものの価格とする

(4) 直流用小型回路試験器

製造業者販賣価格の統制額 六七四・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用のものであつて、左の仕様のものとする
重量 〇・七瓦以下、目盛長六〇乃至七〇耗の可動線輪型計器を内蔵

測定範囲 直流電圧一〇、一〇〇、五〇〇ボルト、直流電流一、一〇、一〇〇ミリアンペア、抵抗一〇〇オーム乃至一〇〇キロオーム

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長八〇厘以内)一對を含み收容箱を除いたものの価格とする

(5) 計器型小形回路試験器
製造業者販賣価格の統制額 七二五・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用のものであつて、左の仕様のものとする
重量 〇・七瓦以下、目盛長九〇乃至一〇〇耗の整流型計器を内蔵

測定範囲 交流又は直流電圧一〇、一〇〇、五〇〇ボルト、直流電流一、一〇、一〇〇ミリアンペア、抵抗五〇オーム乃至一〇〇キロオーム

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長八〇厘以内)一對を含み、收容箱を除いたものの価格とする

(6) 交流兩用標準型回路試験器
製造業者販賣価格の統制額 一一、三〇五・〇〇

(機械)

(い) この表に掲げるものは携帯用のものであつて、左の仕様のものとする
重量 一・五瓦以下、目盛長六〇乃至七五耗の可動線輪型計器を内蔵

測定範囲 直流電流一、五、二五、一〇〇、二五〇、五〇〇、一〇〇〇ボルト、抵抗一、一〇、一〇〇キロオーム、一メガオーム、静電容量〇・〇〇〇五乃至〇・〇〇七、〇・〇〇二乃至〇・五、〇・〇〇三乃至二、〇・五乃至五マイクロフラッド

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長一米以内)一對及び電池用導線(長五〇厘以内)一對を含み、收容箱を除いたものの価格とする

(7) 直流標準型回路試験器
製造業者販賣価格の統制額 一一、〇四四・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用のものであつて、左の仕様のものとする
重量 一・一瓦以下、目盛長六〇乃至七五耗の可動線輪型計器を内蔵

測定範囲 直流電圧一〇、五〇、二五〇、五〇〇、一、〇〇〇ボルト、

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長一米以内)一對を含み、收容箱を除いたものの価格とする

(8) 直流端子切換式回路試験器

(機械)

製造業者販賣価格の統制額 一、八九九・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用のものであつて、左の仕様のものとする
重量 一・五瓦以下、目盛長六〇乃至七五耗の可動線輪型計器を内蔵

測定範囲 直流電圧一五、一五〇ボルト、直流電流一〇、一五〇ミリアンペア、五アンペア、抵抗一〇オーム乃至五キロオーム、一〇〇オーム乃至五〇キロオーム

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長一米以内)一對を含み、收容箱を除いたものの価格とする

(四四) 真空管動作状態試験器
製造業者販賣価格の統制額 一、四四二・〇〇

(い) この表に掲げるものは回路試験器用であつて、左の仕様のものとする
重量 一・七瓦以内、ユニバーサルソケット、電極選換切替器、プラグ付九心電線付

(ろ) この表の統制額は附屬品として、ソケットアダプター一箇、ケーブルアダプター四箇、キャップリード線(長二〇〇厘以内)一本を含み、收容箱を除いたものの価格とする

(四五) 真空管性能試験器
製造業者販賣価格の統制額 一、二九七・〇〇

(い) この表に掲げるものは回路試験器用のものであつて、左の仕様のものとする

重量一・八瓩以下、ユニバーサルソケット、真空管選擇切換器、鐵條電流選擇切換器、電源用ソケット付、コード付

(ろ) この表の統制額は附屬品として、ソケットアダプター一箇、キャップリード線(長二〇〇厘以内)一本を含み、收容箱を除いたものの價格とする

(四六) 傾斜型真空管試験器

製造業者販賣價格の統制額 一、五八五・〇〇

(い) この表に掲げるものは重一・六瓩以下のものであつて、左の仕様のものとする

一八〇乃至一九〇耗の平等目盛及び三色着色目盛を施した垂直型可動線輪型計器、真空管ソケット二五箇以上、各種開閉器、切換器、調整器、電源用ソケット付、コード付

測定範圍、真空管試験、短絡試験、陰極漏洩試験、グリット試験

(ろ) この表の統制額は附屬品として、真空管一覽表を含み、收容箱を除いたものの價格とする

(四一) 無線機器真空管試験器

製造業者販賣價格の統制額 六、九七四・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、左の仕様のものとする

重量七瓩以下、目盛長四〇乃至六〇耗の可動線輪型計器、真空管ソケット七箇、各種開閉器、切換器、調整器、電源用ソケット付、コード付、

クロアンペア以下の交流電壓目盛整流型計器内蔵

耐壓交流 一、〇〇〇ボルト一分間

測定範圍 一・五、六、一五、六〇、一五〇ボルト

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長サ一米以内)一對を含み、收容箱を除いたものの價格とする

(五〇) デシベル目盛出力試験器

製造業者販賣價格の統制額 一、六二四・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、左の仕様のものとする

重量一・五瓩以下、胴径六〇乃至七五耗、消費電流五〇〇マイクログアンペア以下の交流電壓及デシベル目盛整流型計器内蔵

耐壓交流 一、〇〇〇ボルト一分間

測定範圍 交流電壓一・五、六、一五、六〇、一五〇ボルト

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長一米以内)一對を含み、收容箱を除いたものの價格とする

(五一) 靜電容量試験器

製造業者販賣價格の統制額 二、一一七・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、左の仕様のものとする

重量一・五瓩以下、胴径六〇乃至七五耗、消費電流五〇〇マイクログアンペア以下の交流電壓及び靜電容量目盛整流型計器内蔵

測定範圍 交流電壓一〇、五〇、二五〇ボルト靜電容量〇・一

測定範圍 直流電壓一〇、一〇〇、一、〇〇〇ボルト、抵抗一オーム乃至二キロオーム、一〇オーム乃至二〇キロオーム、一〇〇オーム乃至二〇〇キロオーム、一キロオーム乃至二メガオーム

(ろ) この表の統制額によるものは木箱入であつて、附屬品として試験用導線(長サ一米以内)一對を含むものの價格とする

(四八) 標準型真空管試験器

製造業者販賣價格の統制額 四、七四一・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、左の仕様のものとする

重量三瓩以下、目盛長五〇乃至五五耗の可動線輪型計器内蔵、ユニバーサルソケット、各種真空管ソケット、電流測定範圍切換器、電源用ソケット付、コード付各種開閉器付

(ろ) この表の統制額によるものは木箱入であつて、附屬品としてソケットアダプター二箇、キャップリード線(長二〇〇厘以内)一本を含むものの價格とする

(四九) 交流電壓目盛出力試験器

製造業者販賣價格の統制額 一、四一三・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、左の仕様のものとする

重量一・五瓩以下、胴径六〇乃至七五耗、消費電流五〇〇マイクログアンペア以下の交流電壓目盛出力試験器

(機械)

乃至二〇、〇〇一乃至二、〇〇一乃至二〇、〇〇〇一乃至二〇、〇二マイクログラッド

(ろ) この表の統制額は附屬品として、試験用導線(長サ一米以内)一對を含み、收容箱を除いたものの價格とする

(五二) 交流式真空管發振器

製造業者販賣價格の統制額 一、六六七・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、左の仕様のものとする

重量一・八瓩以下、發振真空管、發振周波數調整器、發振周波數範圍切換器、減衰器、電源用ソケット付、コード付、

發振周波數範圍、高周波五五〇乃至一、五〇〇キロサイクル、中間周波一五〇乃至五五〇キロサイクル變調六〇〇サイクル、最大出力〇・二ボルト以上

(ろ) この表の統制額は附屬品として、シールド線(長八〇厘以内)一本を含み、收容箱を除いたものの價格とする

(五三) 無線機萬能試験器

製造業者販賣價格の統制額 一〇、七三〇・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、左の仕様のものとする

重量一三瓩以下、目盛六〇乃至七五耗の可動線輪型及び整流型計器各一箇内蔵、真空管ソケット四箇、各種開閉器、切換器、調整器、變壓器、電線用ソケット付、コード付

測定範圍 直流電壓一二五、二・五、五、一〇、一二・五、

五〇、六二・五、一二五、二五〇、五〇〇、一、〇〇〇ボルト、
 直流電流〇・一、一、一〇、一〇〇、一、〇〇〇ミリアンペア
 交流電圧五、一〇、五〇、二五〇、五〇〇、一、〇〇〇ボルト
 静電容量〇・〇三、〇・三三マイクログラッド、抵抗一〇、一〇
 キロオーム、一メガオーム、真空管試験、性能試験、動作状
 態試験

(ろ) この表の統制額によるものは木箱入であつて、附属品として
 ソケットアダプター一箇、ケーブルアダプター五箇、試験用導
 線(長一米以内)一對、キャップリード線(長二〇〇厘以内)
 一本を含むものの価格とする

(五四) 小型絶縁試験器

定 格 容 量

五〇〇ボルト一〇〇メガオーム迄

四、一三二・一〇〇

(五三) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会絶縁抵抗計標準規
 程による重量三疋程度のものであつて左の仕様のものとする。

定電圧式定格容量 五〇〇ボルト一〇〇メガオーム迄

(五二) この表の統制額は格納絶縁を除いたものの価格とする

(五五) 大型絶縁試験器

定 格 容 量

一、〇〇〇ボルト二、〇〇〇メガオーム迄

一、一、六八七・〇〇

一、〇〇〇ボルト五、〇〇〇メガオーム迄

一、二、九〇五・〇〇

五〇〇ボルト一、〇〇〇メガオーム迄

一〇、五九九・〇〇

(五四) この表に掲げるものは日本電氣工業委員会絶縁抵抗計標準規

程による重量一〇疋程度のものであつて、左の仕様のものとする
 定電圧式

(ろ) この表の統制額は格納絶縁を除いたものの価格とする

(五六) 小型絶縁及導體抵抗試験器

製造業者販賣価格の統制額

一、一、八三二・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用重量四疋程度のものであつて、

左の仕様のものとする

定電圧式 定格容量 五〇ボルト迄

可變抵抗器内蔵

測定範圍 絶縁 一〇〇メガオーム迄

導體 〇・一オーム乃至一メガオーム迄

(ろ) この表の統制額は特殊附属品を除いたものの価格とする

(五七) 大型絶縁及導體抵抗試験器

製造業者販賣価格の統制額

一、五、九五〇・〇〇

(い) この表に掲げるものは携帯用重量一〇疋程度のものであつて

左の仕様のものとする

定電圧式 定格容量 五〇〇ボルト迄

可變抵抗器内蔵

測定範圍 絶縁 一〇〇メガオーム迄

導體 〇・一オーム乃至一メガオーム迄

(ろ) この表の統制額特殊附属品を除いたものの価格とする

(五八) 接地抵抗測定器

製造業者販賣価格の統制額

一、一、四五五・〇〇

[機械]

(い) この表に掲げるものは携帯用であつて、差の仕様のものとし

る手廻し交流發電機、檢流計、可變抵抗器付

測定範圍 〇乃至一、〇〇〇オーム迄

(ろ) この表の統制額は標準附属品として、補助接地棒及び電線一

式を含み、格納絶縁及び特殊附属品を除いた価格とする

二、工業計器

(單位一箇)

(一) 懸垂型熱電高温指示計

製造業者販賣価格の統制額

四、八六〇・〇〇

(い) この表に掲げるものは實驗用のものであつて、白金、白金ロ

ヂウム、熱電對用又はアルメル・クロメル熱電對用のものを謂

ひ、左の仕様のものとする

机上型、攝氏〇度乃至一、六〇〇度、〇度乃至一、二〇〇度、

〇度乃至一、〇〇〇度、〇度乃至八〇〇度、〇ミリボルト乃至

四九ミリボルト若くは〇ミリボルト乃至二〇ミリボルトの單目

盛又は前記温度と前記ミリボルトとの併記目盛のもの

(ろ) この表に掲げるものであつて、全目盛五ミリボルト以上の特

殊目盛又は二重目盛を施したものの統制額は、この表の統制額

の二〇三圓増とする

(は) この表の統制額によるものは格納木箱付であつて、附属品を

除いたものの価格とする

(二) 線型熱電高温指示計

製造業者販賣価格の統制額

三、八一九・〇〇

[機械]

(い) この表に掲げるものは計器盤用のものであつて、アルメル・

クロメル熱電對用のものをいひ、左の仕様のものとする

表面形又は埋込形、攝氏〇度乃至一、二〇〇度、〇度乃至一、

〇〇〇度、〇度乃至八〇〇度の單目盛のもの

(ろ) この表に掲げるものであつて白金、白金ロヂウム熱電對用の

ものは、本表統制額の一八七圓増、全目盛五ミリボルト以上の

特殊目盛又は二重目盛のものは、本表統制額の一八七圓増とす

る

(は) この表の統制額は附属品を除いたものの価格とする

(三) 普通銅管製保護管付アルメル・クロメル熱電對

線徑

線

長

製造業者販賣価格の統制額

四五〇以上五五〇耗迄のもの 六四一・〇〇

七〇〇以上八〇〇耗迄のもの 七五九・〇〇

九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの 八七一・〇〇

一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの 九七五・〇〇

一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの 一、〇八七・〇〇

一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの 一、四〇一・〇〇

二、九五〇以上三、〇五〇耗迄のもの 一、八四七・〇〇

三、九五〇以上四、〇五〇耗迄のもの 二、三八四・〇〇

二・三耗

四五〇以上五五〇耗迄のもの 五六九・〇〇

七〇〇以上八〇〇耗迄のもの 六五五・〇〇

九五〇以上一〇五〇耗迄のもの	七五九・〇〇
一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの	八四四・〇〇
一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの	九四九・〇〇
一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの	一、二二四・〇〇
二、九五〇以上三、〇五〇耗迄のもの	一、六一一・〇〇
三、九五〇以上四、〇五〇耗迄のもの	二、〇六九・〇〇
一・六耗	
四五〇以上五五〇耗迄のもの	四九一・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	五六九・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	六四一・〇〇
一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの	七三三・〇〇
一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの	七九九・〇〇
一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの	一、〇六一・〇〇
二、九五〇以上三、〇五〇耗迄のもの	一、三八八・〇〇
一・〇耗	
四五〇以上五五〇耗迄のもの	四一九・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	四九一・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	五六九・〇〇
一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの	六四一・〇〇
一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの	七〇七・〇〇
一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの	九二二・〇〇
二、九五〇以上三、〇五〇耗迄のもの	一、一九八・〇〇

(三) この表に掲げるものは左の仕様のものとする

端子筐、磁性絶縁管、普通鋼製保護管（直管で先端を熔接密封したもの）付

保護管外徑

線徑 三・二及二・三耗のもの一九乃至二三耗

線徑 一・六及一耗のもの一二乃至一九耗

(ろ) この表に掲げるものの中の線長のもの統制額は短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は導線取付金具及附屬品を除いたものの価格とする

(五) 二號カロライズ被覆アルメル・クロメル熱電對

線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額

三・二耗 四五〇以上五五〇耗迄のもの 一、一〇〇・〇〇

端子筐、磁性絶縁管、普通鋼製保護管（直管で先端を熔接密封したもの）付

保護管外徑 線徑三・二及二・三耗のもの一九乃至二三耗

線徑一・六及一耗のもの一二乃至一九耗

(ろ) この表に掲げるものの中の線長のもの統制額は、短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は導線取付金具及附屬品を除いたものの価格とする

(四) 零號カロライズ被覆アルメル・クロメル熱電對

線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額

三・二耗 四五〇以上五五〇耗迄のもの 八四四・〇〇

七〇〇以上八〇〇耗迄のもの 九八二・〇〇

九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの 一、二二六・〇〇

一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの 一、二六四・〇〇

一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの 一、四〇一・〇〇

一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの 一、八三四・〇〇

二・三耗 四五〇以上五五〇耗迄のもの 七五九・〇〇

七〇〇以上八〇〇耗迄のもの 八八四・〇〇

九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの 一、〇二一・〇〇

一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの 一、一三九・〇〇

一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの 一、二六四・〇〇

(三) この表に掲げるものは左の仕様のものとする

端子筐、磁性絶縁管、普通鋼製保護管（直管で先端を熔接密封したもの）付

保護管外徑

線徑 三・二及二・三耗のもの一九乃至二三耗

線徑 一・六及一耗のもの一二乃至一九耗

(ろ) この表に掲げるものの中の線長のもの統制額は短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は導線取付金具及附屬品を除いたものの価格とする

(五) 二號カロライズ被覆アルメル・クロメル熱電對

線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額

三・二耗 四五〇以上五五〇耗迄のもの 一、一〇〇・〇〇

一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの	一、六三七・〇〇
一・六耗	
四五〇以上五五〇耗迄のもの	六八一・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	七九二・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	九一〇・〇〇
一・〇耗	
四五〇以上五五〇耗迄のもの	六一五・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	七二〇・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	八一八・〇〇
(い) この表に掲げるものは左の仕様のものとする	
端子筐、磁性絶縁管、普通鋼製保護管（直管で先端を熔接密封したもの）付	
保護管外徑	
線徑 三・二及二・三耗のもの一九乃至二三耗	
線徑 一・六及一耗のもの一二乃至一九耗	
(ろ) この表に掲げるものの中の線長のもの統制額は短い線長のものの統制額と同値とする	
(は) この表の統制額は導線取付金具及附屬品を除いたものの価格とする	
(五) 二號カロライズ被覆アルメル・クロメル熱電對	
線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額	
三・二耗 四五〇以上五五〇耗迄のもの 一、一〇〇・〇〇	

端子筐、磁性絶縁管、普通鋼製保護管（直管で先端を熔接密封したもの）付

保護管外徑 線徑三・二及二・三耗のもの一九乃至二三耗

線徑一・六及一耗のもの一二乃至一九耗

(ろ) この表に掲げるものの中の線長のもの統制額は、短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は導線取付金具及附屬品を除いたものの価格とする

(四) 零號カロライズ被覆アルメル・クロメル熱電對

線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額

三・二耗 四五〇以上五五〇耗迄のもの 八四四・〇〇

七〇〇以上八〇〇耗迄のもの 九八二・〇〇

九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの 一、二二六・〇〇

一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの 一、二六四・〇〇

一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの 一、四〇一・〇〇

一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの 一、八三四・〇〇

二・三耗 四五〇以上五五〇耗迄のもの 七五九・〇〇

七〇〇以上八〇〇耗迄のもの 八八四・〇〇

九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの 一、〇二一・〇〇

一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの 一、一三九・〇〇

一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの 一、二六四・〇〇

第二集 第三機械 七、重電機械

線徑 一・六及一耗のもの 一三乃至一九耗

(ろ) この表に掲げるものの中間の線長のものの統制額は短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は、導線取付金具及附屬品を除いたものの價格とする

(六) 磁性保護管付アルメル・クロメル熱電對

線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額

一・六耗	七〇七・〇〇
四五〇以上五五〇耗迄のもの	七九二・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	八七一・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	六四一・〇〇
一・〇耗	七二〇・〇〇
四五〇以上五五〇耗迄のもの	七八六・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	

(い) この表に掲げるものは、左の仕様のものとする

端子筐、磁性絶縁管、磁性保護管(直管で先端を密封したもの) 付

保護管、外径 一〇乃至一八耗

(ろ) この表に掲げるものの中間の線長のものの統制額は短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は導線取付金具及附屬品を除いたものの價格とする

九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	一、九五一・〇〇
一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの	二、三四四・〇〇
一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの	二、七二四・〇〇
一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの	三、五一〇・〇〇
二、四五〇以上二、五五〇耗迄のもの	四、二九六・〇〇
二、九五〇以上三、〇五〇耗迄のもの	五、〇八二・〇〇
三、四五〇以上三、五五〇耗迄のもの	五、八四二・〇〇
三、九五〇以上四、〇五〇耗迄のもの	六、七二〇・〇〇
二・三耗	
四五〇以上五五〇耗迄のもの	一、二七七・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	一、五五八・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	一、八四七・〇〇
一、二〇〇以上一、三〇〇耗迄のもの	二、二一三・〇〇
一、四五〇以上一、五五〇耗迄のもの	二、五八〇・〇〇
一、九五〇以上二、〇五〇耗迄のもの	三、三四〇・〇〇
二、四五〇以上二、五五〇耗迄のもの	四、一〇〇・〇〇
二、九五〇以上三、〇五〇耗迄のもの	四、八三三・〇〇
三、四五〇以上三、五五〇耗迄のもの	五、五六七・〇〇
三、九五〇以上四、〇五〇耗迄のもの	六、三九二・〇〇
一・六耗	
四五〇以上五五〇耗迄のもの	一、一八五・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	一、四八〇・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	一、七二九・〇〇

第二集 第三機械 七、重電機械

七三八

(七) 不透明石英保護管付アルメル・クロメル熱電對

線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額

一・六耗	八〇五・〇〇
四五〇以上五五〇耗迄のもの	八九七・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	九七五・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	七四六・〇〇
一・〇耗	八一八・〇〇
四五〇以上五五〇耗迄のもの	八八四・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	

(い) この表に掲げるものは、左の仕様のものとする

端子筐、磁性絶縁管、不透明石英保護管(直管で先端を密封したもの) 付

保護管外径 一〇乃至一八耗

(ろ) この表に掲げるものの中間の線長のものの統制額は短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は導線取付金具及附屬品を除いたものの價格とする

(八) 高クローム耐熱鋼製保護管付アルメル・クロメル熱電對

線徑 線 長 製造業者販賣價格の統制額

三・二耗	一、三六二・〇〇
四五〇以上五五〇耗迄のもの	一、六五〇・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	

〔機械〕

〔機械〕

一・〇耗	一、一三九・〇〇
四五〇以上五五〇耗迄のもの	一、四〇一・〇〇
七〇〇以上八〇〇耗迄のもの	一、六三七・〇〇
九五〇以上一、〇五〇耗迄のもの	

(い) この表に掲げるものは左の仕様のものとする

端子筐、磁性絶縁管、一八パーセント以上のクロームを含む耐熱鋼製保護管(直管で先端を熔接密封したもの) 付

保護管 外径 線徑 三・二及二・三耗のもの一九乃至二三耗

(ろ) この表に掲げるものの中間の線長のものの統制額は短い線長のものの統制額と同値とする

(は) この表の統制額は、導線取付金具及附屬品を除いたものの價格とする

(九) 光高温計 種 別 製造業者販賣價格の統制額
 1型(光学部分と指示器が一體のもの) 九、〇七一・〇〇
 2型(光学部分と指示器が分離してあるもの) 一〇、五八六・〇〇
 (い) この表に掲げるものは、格納筐、乾電池又は蓄電池を含む、蓄電池充電用整流器を含まないものの價格とする

三 積算電力計

(一) 単相交流二線式積算電力計

定 格 容 量

製造業者販賣価格の統制額

五アンペアのもの	四六〇・〇〇
一〇アンペアのもの	四六〇・〇〇
二〇アンペアのもの	四八六・〇〇
三〇アンペアのもの	五三七・〇〇
五〇アンペアのもの	一、〇一一・〇〇
七五アンペアのもの	一、〇七五・〇〇
一〇〇アンペアのもの	一、一二〇・〇〇

(イ) この表に掲げるものは、電氣測定法第七條の規定による選信省型式承認済普通級のものであつて、左の仕様のものとする。

前面接続型一〇〇乃至一一〇ボルト、五〇又は六〇サイクル

(ロ) この表に掲げるものであつて、二〇〇乃至二二〇ボルト用のものの価格は、五乃至三〇アンペアのものではこの表の統制額の三二圓増、五〇乃至一〇〇アンペアのものではこの表の統制額の七六圓増、變成器接続用のものの価格はこの表の統制額の三二圓増、可逆装置附又は逆轉防止附のものこの表の統制額の五一圓増とする

(ハ) この表の統制額は未だ選信省の検定を受けないものの価格であつて、附屬品を除いたものの価格とする

(ニ) 特殊定格用單相交流二線式積算電力計

五二一・〇〇

(イ) この表に掲げるものは電氣測定法第七條の規定による選信省型式承認済普通級のものであつて、左の仕様のものとする

前面接続式二・五アンペア、二〇〇乃至二二〇ボルト、五〇又は六〇サイクル

(ロ) この表に掲げるものであつて、可逆装置附又は逆轉防止装置附のものこの表の統制額は、この表の統制額の五一圓増とする

(ハ) この表の統制額は未だ選信省の検定を受けないものの価格であつて、附屬品を除いたものの価格とする

(三) 三相交流三線式積算電力計

製造業者販賣価格の統制額

五アンペアのもの	一、〇三〇・〇〇
一〇アンペアのもの	一、〇三〇・〇〇
二〇アンペアのもの	一、〇九四・〇〇
三〇アンペアのもの	一、一五二・〇〇
五〇アンペアのもの	二、〇七三・〇〇
七五アンペアのもの	二、一八八・〇〇
一〇〇アンペアのもの	二、一八八・〇〇

(イ) この表に掲げるものは電氣測定法第七條の規定による選信省型式承認済普通級のものであつて、左の仕様のものとする

前面接続式一〇〇乃至一一〇ボルト又は二〇〇乃至二二〇ボルト、五〇又は六〇サイクル

(ロ) この表に掲げるものであつて、變成器接続用のものの価格は、この表の統制額の六四圓増、可逆装置附又は逆轉防止装置附のものこの表の統制額の五一圓増とする

(ハ) この表の統制額は未だ選信省の検定を受けないものの価格であつて、附屬品を除いたものの価格とする

〔機械〕

あつて、附屬品を除いたものの価格とする

四、前各表に掲げたものを販賣業者が販賣する場合の価格は、前各表統制額の一割二分増とする

五、前各表に掲げたものを、製造者が、特に底舖を設け直接消費者に販賣する場合の価格は、製造業者販賣価格の統制額とする

六、前各表に掲げた製造業者販賣価格の統制額は、賣主の工場渡價格であつて包装費及び荷造費を含まないものとする、販賣業者の販賣価格は、賣主の倉庫又は店先渡價格であつて、包装費及び荷造費を含むものとする。

○電磁開閉器及び同上操作用

押ボタンスイッチ (昭和二十二年九月十七日)

(物價廳告示第六百七十三號)

物價統制令第四條の規定によつて、電磁開閉器及び電磁開閉器操作用押ボタンスイッチの販賣価格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年十一月物價廳告示第二百八號 (電磁開閉器及び電磁開閉器操作用ボタンスイッチの統制額指定の件) は、これを廢止する

一 電磁開閉器 (單位一箇)

(一) 三極乾式非可逆のもの

種 別	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
一キロワツ(二二〇ボルト)	一、五〇八	一、六二一
ト電動機用(二二〇ボルト)	一、五〇八	一、六二一

三〇〇	一、五〇八	一、六二一
五〇〇	一、六二四	一、七四五
七・五〇	二、五五二	二、七四三
一〇〇	二、五五二	二、七四三

(二) 三極乾式可逆のもの

種 別	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
一キロワツ(二二〇ボルト)	二、二〇四	二、三六九
ト電動機用(二二〇ボルト)	二、二〇四	二、三六九
二〇〇	二、二〇四	二、三六九
三〇〇	二、二〇四	二、三六九
五〇〇	二、五五二	二、七四三
七・五〇	三、七一一	三、九九〇
一〇〇	三、七一一	三、九九〇

(イ) この表の電磁開閉器は「EMIF」第四號交流電磁接觸器を準用し、左の仕様によるものとする。

(ロ) 主回路の電壓及び周波數

電 壓 五〇ボルト(最高許容電壓六〇ボルト)

周波數 五〇サイクル又は六〇サイクル

(三) 遮斷及び閉路電流

第一種

(ハ) 開閉頻度及び耐久度

開閉頻度 毎時 一二〇回

機械的耐久度 一五〇萬回

電氣的耐久度

二〇萬回

(2) この表の電磁閉閉器は鐵板製箱入であつて、三極氣中電磁接觸器、二極熱動過電流繼電器を具備した懸掛型のものとし、補助接觸子を必要とするものでは、自己保持用補助接觸子だけを附屬するものとする。

(3) この表の電磁閉閉器は、三相交流誘導電動機の運轉用として一般屋内用を使用するもので、左のような特殊用途用ものはこれを除外する

(イ) 耐爆、防爆、耐腐蝕及び耐震用

(ロ) 船舶用

(ハ) その他特殊用途用

(4) この表の電磁閉閉器の統制額は、銅管端子及び電磁閉閉器操作用押ボタンスイッチを具備しないものの価格とする。但し、電磁閉閉器作用押ボタンスイッチを自藏する構造のものでは第二項の電磁閉閉器操作作用の押ボタンスイッチの販賣價格の統制額以内を加算することができる

(5) この表の電磁閉閉器で交流一〇〇ボルト以上の低壓回路に使用されるものは、昭和十年九月三十日付逓信省令第三十號電氣用品取締規則により、その形式について承認され、その定格電壓を銘板に記載されているもので、最高許容電壓六〇〇ボルトのもの販賣價格の統制額を適用するものとする。

二、電磁閉閉器操作用押ボタンスイッチ

(單位一箇)

種別

型式	電流(アンペア)	點數	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
乾式五〇〇ボルト級のもの	五まで	二	一六二	一七四
〃	〃	三	二三二	二四九

(1) この表の電磁閉閉器操作用押ボタンスイッチで五〇〇ボルト級のものは最高許容電壓六〇〇ボルトのものを示すものとする。

(2) この表の電磁閉閉器操作用押ボタンスイッチは、左の仕様によるものとする。

(イ) 單獨鐵製箱入嵌掛型で自動復歸式機構のものとし、遮斷電流容量五アンペア未満のものとする。

(ロ) 信號燈を具備しないものとする。

(3) (1) 中古品の販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額の八割以下とする。

(2) 製造業者販賣價格の統制額は、製造業者工場又は製造業者最寄倉庫渡しとし、販賣業者販賣價格の統制額は、販賣業者の店先渡し又は最寄倉庫渡しであり、いづれも荷造費を含むものとする。

(3) 製造業者が特に設けた店舗において直接需要者に販賣する場合は、製造業者販賣價格の統制額の五分五厘増しとする。但し圓位未満は切捨てるものとする。

(4) 荷造りが必要としない場合の販賣價格の統制額は、この表の

(機械)

販賣價格の統制額の三分に相當する額を差引いた價格とし、圓以下はこれを切捨てるものとする。

〇油入配電函

(昭和二十二年九月十七日 物價廳告示第六百六十八號)

物價統制令第四條の規定によつて、油入配電函の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年五月大藏省告示第四百十八號(油入配電函の統制額指定の件)は、これを廢止する。

一、六〇〇ボルト油入配電函

(單位一箇)

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
三極一〇〇アンペアまで	八、三四〇	八、九六五
同一〇〇アンペア超え二〇〇アンペアまで	八、八九六	九、五六三

二、三、四五〇ボルト油入配電函

(單位一箇)

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
三極一〇〇アンペアまで	一一、三九八	一二、二五二
同一〇〇アンペア超え二〇〇アンペアまで	一一、五一〇	一二、四四八
同一二〇〇アンペア超え四〇〇アンペアまで	一四、七三四	一五、八三八

三、(一) この表の油入配電函の電壓は、油入閉閉器の定格電壓(使用回路の電壓でない)を示し、電流は油入閉閉器の定格電流を示すものとする。

(機械)

(二) この表の六〇〇ボルト油入配電函は、鐵製箱入りであつて、三極單投手動操作式油入閉閉器(六〇〇ボルトにおける遮斷電流容量一、〇〇〇アンペア以下)自動引外し装置及び電流計を具備するものとし、引出型配電函、引出型配電盤、閉鎖配電盤及びその他の特殊型でないものとする。

(三) この表の三、四五〇ボルト油入配電函は、鐵製箱入りであつて、三極單投手動操作式油入遮斷器(三、四五〇ボルトにおける遮斷電流容量一、七〇〇アンペア以下)自動引外し装置電流計及び計器用變成器を具備するものとし、引出型配電函、引出型配電盤、閉鎖配電盤及びその他の特殊型でないものとする。

(四) この表の販賣價格の統制額は、ケーブルヘッドを含まないものの價格とし、ケーブルヘッド二箇を附屬したものの販賣價格の統制額は、左記ケーブルヘッドの價格を加算するものとする

(單位一箇)

製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
製造業者販賣價格の統制額	一、一一二
製造業者販賣價格の統制額	一、一九五
製造業者販賣價格の統制額	(單位一箇)
製造業者販賣價格の統制額	一、三三四
製造業者販賣價格の統制額	一、四三四

(五) この表の三、四五〇ボルト、油入配電函の販賣價格の統制額は、電壓計を具備しないものの價格とし、電壓計を具備したものの販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額に左記價格を加算した價格とする。

製造業者販賣価格の統制額
販賣業者販賣価格の統制額

一、二八七
一、三八三

(六) この表の油入配電機は、一般屋内用であつて、交流三相三線式五〇サイクル又は六〇サイクルの回路に使用するものとし、左記特殊用途に使用するものでないものとする。

(1) 耐爆、防爆、耐腐蝕及び耐震用

(2) 船舶用

(3) 開閉特に頻繁なもの

(4) その他特殊用途用

(七) 各表の中油入とあるものの販賣価格の統制額は、油を含まないものの価格とする。

(八) 中古品の販賣価格の統制額は、この表の販賣価格の統制額の八割以下とする。

(九)(イ) 製造業者販賣価格の統制額は、製造業者工場又は製造業者工場最寄倉庫渡しとし、販賣業者販賣価格の統制額は、販賣業者店先渡し又は販賣業者倉庫渡しとし、いずれも荷造費を含むものとする。

(ろ) 製造業者が特に設けた店舗において直接需要者に販賣する場合は、製造業者販賣価格の統制額の五分五厘増しとする。但し、圓位未滿は切捨てるものとする。

(十) 荷造りが必要としない場合の販賣価格の統制額は、この表の販賣価格の統制額の三分に相當する額を差引いた価格とし、圓位未滿は切捨てるものとする。

AW	七一六	一、九八四・〇〇	二、四七九・〇〇
〃	八一六	二、二二六・〇〇	二、七八三・〇〇
〃	九一六	二、四七〇・〇〇	三、〇八八・〇〇
〃	一〇一六	二、七一三・〇〇	三、三九一・〇〇
〃	三一二	二、一〇五・〇〇	二、六三一・〇〇
〃	四一一	二、五五〇・〇〇	三、一八八・〇〇
〃	五一二	二、九五五・〇〇	三、六九四・〇〇
〃	六一二	三、三二〇・〇〇	四、一五〇・〇〇
〃	七一二	三、七六四・〇〇	四、七〇五・〇〇
〃	八一二	四、〇四八・〇〇	五、〇六〇・〇〇
〃	九一一	四、六五五・〇〇	五、八一九・〇〇
〃	一〇一一	五、〇六〇・〇〇	六、三二五・〇〇
フォードV八型用		一、一五四・〇〇	一、四四三・〇〇
ダットサン用		一、〇一二・〇〇	一、二六五・〇〇

(2) 自動二三輪車用蓄電池

型	式	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
ML	三一六	三六四・〇〇	四五五・〇〇
〃	四一六	四三六・〇〇	五四五・〇〇
MH	二一六	五四七・〇〇	六八四・〇〇

(3) 極板

AR型極板	一三・六〇	一七・〇〇
AW	一三・六〇	一七・〇〇

蓄電池及び充電料

(昭和二十二年九月一日) 物價廳告示第五百四十九號

〔沿革〕 昭和二三、一物告第六七號改正

物價統制令第四條の規定によつて、蓄電池及び充電料の統制額を指定し、これを同令施行規則第四條の規定により告示に代えて日本蓄電池工業會々報で公示したから昭和二十二年七月物價廳告示第三百六十七號(蓄電池及び充電料の統制額指定の件)は、廢止された。

蓄電池及び充電料

(昭和二十一年九月一日) 物三第三八九號

〔沿革〕 昭和二三、一二物三第六七一號改正

物價統制令第四條の規定によつて、蓄電池及び充電料の統制額を次のように指定し、昭和二十二年六月物價廳公示第二三七號(蓄電池の統制額指定の件)は、これを廢止する。

右は物價統制令施行規則第四條 但書の規定によつて告示に代えて日本蓄電池工業會々報によつて公示しその掲載の日からこれを施行する。

一、自動車用自動二三輪車用蓄電池及びその充電料

(1) 自動車用蓄電池

型	式	製造業者販賣価格の統制額	販賣業者販賣価格の統制額
AR	五一六	一、〇一二・〇〇	一、二六五・〇〇
〃	六一六	一、一五四・〇〇	一、四四三・〇〇
〃	七一六	一、三〇六・〇〇	一、六三三・〇〇

(2) 充電料の統制額

型	式	統制額
フォードV八極板		一七・〇〇
ML型極板		六・三〇
MH		一三・六〇
AW	五一六	五九・〇〇
AR	六一六	六五・〇〇
AR	七一六	七二・〇〇
AW	七一六	七二・〇〇
AW	八一六	七八・〇〇
AW	九一六	八五・〇〇
AW	一〇一六	九一・〇〇
AW	三一二	七二・〇〇
AW	四一一	七八・〇〇
AW	五一二	八五・〇〇
AW	六一二	九一・〇〇
AW	七一二	九一・〇〇
AW	八一二	一〇四・〇〇
AW	九一一	一一一・〇〇
AW	一〇一一	一一七・〇〇
フォードV八用		六五・〇〇
ダットサン用		五九・〇〇
ML	三一六	三九・〇〇

電圧 (V)	容量一〇時間 率アンペア時	製造業者販賣 価格の統制額	販賣業者販賣 価格の統制額
九	一〇八	二、四六六・〇〇	三、〇八二・〇〇
六	九六	二、二二六・〇〇	二、七八三・〇〇
六	八四	一、九八七・〇〇	二、四八四・〇〇
六	七二	一、七五七・〇〇	二、一九七・〇〇
六	六〇	一、五九二・〇〇	一、九九〇・〇〇
六	四八	一、四〇八・〇〇	一、七六〇・〇〇
二	二	二二	二六・〇〇
二	二	二四	二六・〇〇
二	二	三六	二六・〇〇
二	二	四八	三二・五〇
二	二	六〇	三二・五〇
二	二	七二	三二・五〇
二	二	八四	三九・〇〇
二	二	九六	四五・五〇
二	二	一〇八	四五・五〇
四	四	二二	四五・五〇
四	四	二四	五二・〇〇
四	四	三六	五二・〇〇
四	四	四八	五二・〇〇
四	四	六〇	五二・〇〇

五、高圧用蓄電池及びその充電料

(1) 高圧用蓄電池

電圧 (V)	容量一〇時間 率アンペア時	統制額
四	七二	五八・五〇
四	八四	五八・五〇
四	九六	七一・五〇
四	一〇八	七一・五〇
六	二四	五二・〇〇
六	二六	五八・〇〇
六	三六	六五・〇〇
六	四八	七一・五〇
六	六〇	七一・五〇
六	七二	七八・〇〇
六	八四	八四・五〇
六	九六	九一・〇〇
六	一〇八	九一・〇〇

(機城)

電圧 (V)	容量一〇時間 率アンペア時	製造業者販賣 価格の統制額	販賣業者販賣 価格の統制額
五〇	〇・八	一、〇八六・〇〇	一、三五七・〇〇
五〇	一・〇	一、一二二・〇〇	一、四〇三・〇〇
五〇	一・五	一、一九六・〇〇	一、四九五・〇〇
五〇	二・〇	一、三六二・〇〇	一、七〇二・〇〇
五〇	三・〇	一、六三八・〇〇	二、〇四七・〇〇
五〇	四・〇	一、九五〇・〇〇	二、四三八・〇〇
五〇	五・〇	二、二八二・〇〇	三、一八七・〇〇
五〇	六・〇	二、五五八・〇〇	三、九五六・〇〇
五〇	八・〇	三、一六五・〇〇	四、六四六・〇〇
五〇	一〇・〇	三、七七一・〇〇	五、四〇五・〇〇
一〇〇	〇・八	一、八〇三・〇〇	二、二五四・〇〇
一〇〇	一・〇	一、九一四・〇〇	二、三九二・〇〇
一〇〇	一・五	二、二四五・〇〇	二、八〇六・〇〇
一〇〇	二・〇	二、四八四・〇〇	三、一〇五・〇〇
一〇〇	三・〇	三、一六五・〇〇	三、九五六・〇〇
一〇〇	四・〇	三、七七一・〇〇	四、六四六・〇〇
一〇〇	五・〇	四、三二四・〇〇	五、四〇五・〇〇
一〇〇	六・〇	四、九三一・〇〇	六、一六四・〇〇
一〇〇	八・〇	六、〇九〇・〇〇	七、六一三・〇〇
一〇〇	一〇・〇	七、二五〇・〇〇	九、〇六二・〇〇

電圧 (V)	容量一〇時間 率アンペア時	統制額
五〇	〇・八	五八・五〇
五〇	一・〇	五八・五〇
五〇	一・五	七一・五〇
五〇	二・〇	七一・五〇
五〇	三・〇	九一・五〇
五〇	四・〇	一〇四・〇〇
五〇	五・〇	一一七・〇〇
五〇	六・〇	一三〇・〇〇
五〇	八・〇	一六二・〇〇
五〇	一〇・〇	一九五・〇〇
一〇〇	〇・八	一一七・〇〇
一〇〇	一・〇	一一七・〇〇
一〇〇	一・五	一四九・五〇
一〇〇	二・〇	一五〇・〇〇
一〇〇	三・〇	一七六・〇〇
一〇〇	四・〇	二〇八・〇〇
一〇〇	五・〇	二四一・〇〇
一〇〇	六・〇	二六七・〇〇
一〇〇	八・〇	三三二・〇〇
一〇〇	一〇・〇	三九〇・〇〇

(い) 五の表の統制額は充電しないもので電解液を含まないもの

價格であつて充電して販賣する場合は五の(2)の充電料の統制額を加算することが出来る
(ろ) 製造業者販賣價格の統制額は賣主の工場所在地の最寄駅貨車乗渡しの價格とし販賣業者販賣價格の統制額は賣主の店先渡し價格とする。

六、鐵道信號用蓄電池

(單位一箇)

電壓	容量一〇時間 率アンペア時	製造業者販賣 價格の統制額	販賣業者販賣 價格の統制額
二	一〇〇	二二二〇〇	二六五〇〇
二	一五〇	二六七〇〇	三三四〇〇
二	二〇〇	三二二〇〇	四〇三〇〇

七、鐵道合圖燈用蓄電池

(單位一箇)

電壓	容量一〇時間 率アンペア時	製造業者販賣 價格の統制額	販賣業者販賣 價格の統制額
二	五〇	一五六〇〇	一九五〇〇
四	五〇	三二二〇〇	四〇三〇〇
六	五〇	四八八〇〇	六一〇〇〇

(い) 六及び七の表の統制額は充電しないもので電解液を含まないものの價格とする
(ろ) 製造業者及び販賣業者價格の統制額は賣主の指定場所渡し價格とする

同 2 T W	8	五七六	四、九一三〇〇	六、一四一〇〇
同 2 T W	9	六四八	五、六八六〇〇	七、一〇七〇〇
同 2 T W	10	七二〇	六、二三八〇〇	七、七九七〇〇
同 2 T W	11	七九二	七、〇一〇〇〇	八、七六三〇〇
同 4 T W	6	八七〇	七、三六〇〇〇	九、二〇〇〇〇
同 4 T W	7	一、〇一五	八、四六四〇〇	一〇、五八〇〇〇
同 4 T W	8	一、一六〇	九、五六八〇〇	一一、九六〇〇〇
同 4 T W	9	一、三〇五	一〇、六七二〇〇	一三、三四〇〇〇
同 4 T W	10	一、四五〇	一一、九六〇〇〇	一四、九五〇〇〇
同 4 T W	11	一、五九五	一三、〇六四〇〇	一六、三二〇〇〇
同 4 T W	12	一、七四〇	一四、一六八〇〇	一七、七一〇〇〇
同 4 T W	13	一、八八五	一五、四五六〇〇	一九、三二〇〇〇
同 4 T W	14	二、〇三〇	一六、五六〇〇〇	二〇、七〇〇〇〇
同 4 T W	15	二、一七五	一七、六六四〇〇	二二、〇八〇〇〇
同 4 T W	16	二、三二〇	一八、九五二〇〇	二三、六九〇〇〇
同 4 T W	17	二、四六五	二〇、〇五六〇〇	二五、〇七〇〇〇
同 4 T W	18	二、六一〇	二一、一六〇〇〇	二六、四五〇〇〇
同 4 T W	19	二、七五五	二二、二六四〇〇	二七、八三〇〇〇
同 4 T W	20	二、九〇〇	二三、三五二〇〇	二九、四四〇〇〇
同 4 T W	21	三、〇四五	二四、六五六〇〇	三〇、八二〇〇〇
同 4 T W	22	三、一九〇	二五、七六〇〇〇	三二、二〇〇〇〇
同 4 T W	23	三、三三五	二七、〇四八〇〇	三三、八一〇〇〇
同 4 T W	24	三、四八〇	二八、一五二〇〇	三五、一九〇〇〇

八、据置用蓄電池

(單位一箇)

種別	式	容量一〇時間 率アンペア時	製造業者販賣 價格の統制額	販賣業者販賣 價格の統制額
既熔接 T T G	1	一二	二四八〇〇	三一〇〇〇
既熔接 T T G	2	二四	三五九〇〇	四四九〇〇
既熔接 T T G	3	三六	四五二〇〇	五六四〇〇
既熔接 T T G	4	四八	五二四〇〇	六五六〇〇
既熔接 T T G	5	六〇	六四四〇〇	八〇五〇〇
既熔接 T T G	2	七二	九九四〇〇	一二四一〇〇
既熔接 T T G	3	一〇八	一二八八〇〇	一六一〇〇〇
既熔接 T T G	1	一四四	一五八二〇〇	一九一八〇〇
既熔接 T T G	1	一八〇	一七六六〇〇	二二〇八〇〇
既熔接 T T G	1	二一六	二〇六一〇〇	二五七五〇〇
既熔接 T T G	1	二五二	二四一〇〇〇	三〇八〇〇〇
既熔接 T T G	1	二八八	二七三九〇〇	三六〇〇〇〇
既熔接 T T G	1	三六〇	三三三八〇〇	四四八〇〇〇
既熔接 T T G	1	四三二	三八四〇〇〇	五二〇〇〇〇
既熔接 T T G	1	五〇四	四四一六〇〇	五五二〇〇〇
未熔接 T T W	7	五〇四	四、三四二〇〇	五、四二八〇〇

(機械)

同 4 T W	25	三、六二五	二九、四四〇〇〇	三六、八〇〇〇〇
同 4 T W	26	三、七七〇	三〇、五四四〇〇	三八、一八〇〇〇
同 4 T W	27	三、九一五	三一、六四八〇〇	三九、五六〇〇〇
同 4 T W	28	四、〇六〇	三二、七五二〇〇	四〇、九四〇〇〇
同 6 T W	19	四、〇八五	二八、三三六〇〇	三五、四二〇〇〇
同 6 T W	20	四、三〇五	三〇、一七六〇〇	三七、七二〇〇〇
同 6 T W	21	四、五一五	三一、六四七〇〇	三九、五六〇〇〇
同 6 T W	22	四、七三〇	三三、一二〇〇〇	四一、四〇〇〇〇
同 6 T W	23	四、九四五	三四、五九二〇〇	四三、二四〇〇〇
同 6 T W	24	五、一六〇	三六、〇六四〇〇	四五、〇八〇〇〇
同 6 T W	25	五、三七五	三七、五三六〇〇	四六、九二〇〇〇
同 6 T W	26	五、五九〇	三九、三七六〇〇	四九、二二〇〇〇
同 6 T W	27	五、八〇五	四〇、八四八〇〇	五一、〇六〇〇〇
同 6 T W	28	六、〇二〇	四三、三二〇〇〇	五二、九〇〇〇〇
同 6 T W	29	六、二三五	四三、七九二〇〇	五四、七四〇〇〇
同 6 T W	30	六、四五〇	四五、六三二〇〇	五七、〇四〇〇〇
同 6 T W	31	六、六六五	四七、一〇四〇〇	五八、八八〇〇〇
同 6 T W	32	六、八八〇	四八、五七六〇〇	六〇、七二〇〇〇
同 6 T W	33	七、〇九五	四九、三一二〇〇	六一、六四〇〇〇
同 6 T W	34	七、三一〇	五〇、五二〇〇〇	六四、四〇〇〇〇
同 6 T W	35	七、五二五	五二、九九二〇〇	六六、二四〇〇〇
同 6 T W	36	七、七四〇	五四、四六四〇〇	六八、〇八〇〇〇
同 6 T W	37	七、九五〇	五六、三〇四〇〇	七〇、三八〇〇〇

同6TW 38 八、一七〇 五七、七七六・〇〇 七二、二二〇・〇〇
 製造業者販賣価格の統制額は賣主の工場渡し価格とし、荷造費を含むものとし、販賣業者価格の統制額は賣主の店先渡し価格とする。

九、列車點燈用蓄電池

種別	單位	製造業者販賣価格の統制額	
		(單位一箇)	販賣業者販賣価格の統制額
(1) 列車點燈用蓄電池 (完備品)			
TRA 五型	一組	一、四四八・〇〇	一、八一〇・〇〇
〃 七型	一組	一、八七二・〇〇	二、三四〇・〇〇
〃 九型	一組	二、三二七・〇〇	二、九一〇・〇〇
〃 一三型	一組	二、九九五・〇〇	三、七四四・〇〇
(2) 列車點燈用蓄電池 (部品)			
(1) TRA 五型			
陽極板群	一組	三一五・〇〇	三九三・〇〇
陰極板群	一組	三四〇・〇〇	四二六・〇〇
木槽	一箇	二八〇・〇〇	三五〇・〇〇
溝付木製隔離板	一〇枚	五三・〇〇	六七〇・〇〇
平型木製隔離板	一〇枚	四四・〇〇	五五・〇〇
ガラス纖維隔離板	一〇枚	一〇〇・〇〇	一二五・〇〇
エポナイト浮標	一箇	四二・〇〇	五〇・〇〇

種別	單位	製造業者販賣価格の統制額	
		(單位一箇)	販賣業者販賣価格の統制額
(2) TRA 七型			
陽極板群	一組	四三〇・五五	五三八・二〇
陰極板群	一組	四四五・三〇	五五六・六〇
木槽	一箇	三二七・五〇	四〇九・四〇
溝付木製隔離板	一四枚	七三・六〇	九二・〇〇
平型木製隔離板	一四枚	六二・五五	七八・二〇
ガラス纖維隔離板	一四枚	一四〇・〇〇	一七五・〇〇
エポナイト浮標	一箇	四二・三〇	五二・九〇
管	一箇	九・二〇	一一・五〇
パッキン	一箇	八・三〇	一〇・三五
接続ボルト	一箇	七・三五	九・二〇
(3) TRA 九型			
陽極板群	一組	五五二・〇〇	六九〇・〇〇
陰極板群	一組	五五二・〇〇	六九〇・〇〇
木槽	一箇	三六八・〇〇	四六〇・〇〇
溝付木製隔離板	一八枚	九五・七〇	一一九・六〇
平型木製隔離板	一八枚	七七・三〇	九九・六〇
ガラス纖維隔離板	一八枚	一八〇・〇〇	二二五・〇〇

種別	單位	製造業者販賣価格の統制額	
		(單位一箇)	販賣業者販賣価格の統制額
(4) TRA 一三型			
陽極板群	一組	七〇六・五五	八八三・二〇
陰極板群	一組	六八二・六五	八五三・三〇
木槽	一箇	三八四・五五	四八〇・七〇
溝付木製隔離板	二六枚	一三九・八五	一七四・八〇
平型木製隔離板	二六枚	一一四・一〇	一四二・六〇
ガラス纖維隔離板	二六枚	二六〇・〇〇	三二五・〇〇
エポナイト浮標	一箇	四二・三〇	五二・九〇
管	一箇	九・二〇	一一・五〇
パッキン	一箇	八・三〇	一〇・三五
接続ボルト	一箇	一四・七〇	一八・三五
接続ボルト	一箇	一六・五五	二〇・七〇

低圧用進相蓄電池

(昭和二十二年九月十七日)
 (物價廳告示第六百七十號)

物價統制令第四條の規定によつて、低圧用進相蓄電池の販賣価格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年八月大藏省告示第六百二十八號(低圧用進相蓄電池の統制額指定の件)は、これを廢止する。

低圧用進相蓄電池

容量 (マイクロフ)	製造業者販賣価格の統制額	
	(單位一箇)	販賣業者販賣価格の統制額
二〇	九四八	一、〇〇四
三〇	一、二四二	一、三一六
四〇	一、五〇四	一、五九四
五〇	二、一二五	二、二五二
七五	二、七五三	二、九一〇
一〇〇	三、九八九	四、二二八
一五〇	五、二六四	五、五七九
二〇〇		

(一) この表の蓄電池は、臨時日本標準規格(JES 臨第五一三號)の定める所によるもので單相又は三相定格電壓二〇〇ボルトのものとする。

(二) この表の販賣価格の統制額は、電極にすはくを使用したものの價格とする。

(三) 中古品の販賣価格の統制額は、この表の八割以下とする。

(四) 製造業者販賣価格の統制額は、製造業者工場又は製造業者工場最寄倉庫渡しとし、販賣業者販賣価格の統制額は、販賣業者の店先又は倉庫渡しであつていづれも荷造費を含むものとする。

(五) 製造業者が特に設けた店舗において直接需要者に販賣する場合は、製造業者販賣価格の統制額の四分増しとする。但し、圓位未滿は切捨てるものとする。

○蓄電池充電用整流器

(昭和二十二年九月十七日)
物價廳告示第六百九十號

物價統制令第四條の規定によつて、蓄電池充電用整流器の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年八月物價廳告示第二十二號(蓄電池充電用整流器の統制額指定の件)は、これを廢止する
一、一般用 (單位一箇)

型 式	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
HG 一	七五一	六、〇九〇
〃	七五一	八、四〇〇
〃	七五一	一、七六〇
〃	七五一	一三、八六〇
〃	六〇一	二一、四二〇
〃	七五一	二八、一四〇
〃	七五一	三七、五九〇
〃	七五一	一五、五四〇
〃	一六〇一	二〇、七九〇
〃	一六〇一	二四、三六〇
〃	一六〇一	二五、八三〇
〃	一六〇一	三五、二八〇
〃	一六〇一	四七、六七〇
〃	一六〇一	二五、五〇〇
〃	一六〇一	二九、二五〇
MG 一	七五一	二七、七〇〇
〃	七五一	二五、五〇〇

〃	三五一	一九、九五〇	二一、四二〇
〃	三五一	二六、八八〇	二八、一八〇
〃	三五一	三五、七〇〇	三七、五九〇
〃	三五一	一七、四三〇	一八、六九〇
〃	三五一	二一、六三〇	二二、六八〇
〃	三五一	二九、八二〇	三一、二九〇
〃	三五一	三八、八五〇	四〇、七四〇
〃	三五一	二五、五〇〇	二六、七五〇
〃	三五一	二九、五〇〇	三一、〇〇〇
〃	三五一	三三、五〇〇	三五、二五〇
〃	三五一	三〇、五〇〇	三二、〇〇〇
〃	三五一	三六、〇〇〇	三七、七五〇
〃	三五一	四五、七五〇	四八、〇〇〇
〃	三五一	五八、五〇〇	六一、五〇〇
〃	三五一	七二、五〇〇	七六、二五〇
〃	三五一	二九、五〇〇	三一、〇〇〇
〃	三五一	三三、〇〇〇	三四、七五〇
〃	三五一	三七、五〇〇	三九、五〇〇
〃	三五一	三八、七五〇	四〇、七五〇
〃	三五一	四四、二五〇	四六、五〇〇
〃	三五一	五二、二五〇	五五、〇〇〇
〃	三五一	六三、五〇〇	六六、七五〇
〃	三五一	七四、〇〇〇	七七、七五〇

〃	一	七五一	三〇	三一、七五〇	三三、二五〇
〃	〃	七五一	一五	二六、五〇〇	二七、七五〇
〃	〃	七五一	二〇	三〇、〇〇〇	三一、五〇〇
〃	〃	七五一	三〇	三五、二五〇	三七、〇〇〇
〃	〃	七五一	五〇	四四、二五〇	四六、五〇〇
〃	〃	七五一	七五	五六、二五〇	五九、〇〇〇
〃	〃	七五一	一〇〇	六七、五〇〇	七一、〇〇〇
〃	〃	一六〇一	一五	二九、五〇〇	三一、〇〇〇
〃	〃	一六〇一	二〇	三一、七五〇	三三、二五〇
〃	〃	一六〇一	一五	三〇、二五〇	三一、七五〇
〃	〃	一六〇一	一〇	三四、〇〇〇	三五、七五〇
〃	〃	一六〇一	三〇	四〇、二五〇	四二、二五〇
〃	〃	一六〇一	五〇	五三、〇〇〇	五五、七五〇
〃	〃	一六〇一	七五	六三、五〇〇	七二、〇〇〇
〃	〃	一六〇一	一〇〇	八三、〇〇〇	八七、二五〇
二、電動車用					
〃	MV	三二四〇一	三〇	四八、二五〇	五〇、七五〇
〃	〃	三二四〇一	五〇	六三、五〇〇	六六、七五〇
三、電話用					
〃	HT	一	三五一	六、〇九〇	六、五一〇
〃	〃	〃	三五一	七、八七五	八、四〇〇
〃	〃	〃	三五一	一〇、九二〇	一一、七六〇
〃	〃	〃	三五一	一三、〇二〇	一三、八六〇

(機械)

四、(一) この表の販賣價格の統制額は、臨時日本標準規格第三七〇

號によつて製作したものの價格とする。

(二) この表の販賣價格の統制額には、整流管の價格を含まないものとする。

(三) 中古品の販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額の八割以下とする。

(四) この表の製造業者販賣價格の統制額は、製造業者工場又は製造業者最寄倉庫渡しとし、販賣業者販賣價格の統制額は、販賣業者の店先渡しに價格であつて、いづれも荷造費を含むものとする。

(五) 製造業者が特に設けた店舗において直接需要者に販賣する場合は、製造業者販賣價格の統制額の四分増しとする。但し、圓位未滿は切捨てるものとする。

(六) 荷造りが必要としない場合の販賣價格の統制額は、この表の販賣價格の統制額の三分引とし、圓位未滿は切捨てるものとする。

○坑内用蓄電池安全燈及び充電料

(昭和二十二年九月十一日)
物價廳告示第六百二十五號

物價統制令第四條の規定によつて、坑内用蓄電池安全燈の販賣價格及び充電料の統制額を次のように指定し、昭和二十二年七月物價廳告示第三百九十四號(坑内用蓄電池安全燈及び充電料の統制額指定

の件)は、これを廢止する。

品名	製造業者販賣價格の統制額 (單位一箇)
一、坑内用鉛蓄電池安全燈	五九六・〇〇
坑内用鉛蓄電池安全燈 同部分品	二三〇・〇〇
鉛蓄電池(ゴム製保護袋を除く。)	三五〇・〇〇
外箱(電球、燈具、外箱蓋、導線) 及び導線保護管を含む。)	二七〇・〇〇
外箱上部(ク)	八〇・〇〇
外箱下部	一〇四・八〇
燈具	一〇〇・〇〇
外箱蓋	三五・〇〇
導線	一〇〇・〇〇
導線保護管	一六〇・〇〇
ゴム製保護袋	一六〇・〇〇
二、坑内用アルカリ蓄電池安全燈	八六〇・〇〇
坑内用アルカリ蓄電池安全燈 同部分品	五〇〇・〇〇
アルカリ蓄電池	三六〇・〇〇
外箱(電球、燈具、外箱蓋、導線) 及び導線保護管を含む。)	二八〇・〇〇
外箱上部(ク)	八〇・〇〇
外箱下部	一〇四・八〇
燈具	一〇〇・〇〇
外箱蓋	三五・〇〇
導線	一〇〇・〇〇
導線保護管	一〇〇・〇〇

製造業者販賣價格の統制額
(單位一箇)

八 通信機械

○電話機、同附屬品及び電気通氣通信機

用プラグ (昭和二十二年八月二十八日
物價廳告示 第五百十二號)

物價統制令第四條の規定によつて、電話機、同附屬品及び電気通信機用プラグの統制額を次のように指定し、昭和二十二年一月物價廳告示第五號(電話機及び附屬品並びに電気通信機用プラグの統制額指定の件)は、これを廢止する。

品名	製造業者販賣價格の統制額 (單位一箇)	販賣業者販賣價格の統制額
一、磁石式電話機	一、五八五・〇〇	一、六九五・〇〇
三枚磁石式壁掛電話機	一、九〇五・〇〇	二、〇五〇・〇〇
五枚磁石式壁掛電話機	二、一四〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇
磁石式甲號桌上電話機	二、一四〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇
三號M電話機	二、一四〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇
二、共電式電話機	一、二四〇・〇〇	一、三二五・〇〇
二號共電式壁掛電話機	一、二四〇・〇〇	一、三二五・〇〇
共電式壁掛電話機	一、二四〇・〇〇	一、三二五・〇〇
共電式桌上電話機	一、二四〇・〇〇	一、三二五・〇〇

第二集、第三機械 八、通信機械

三、充電料

充電料統制額

二〇・〇〇

- 四、(一)鉛蓄電池安全燈及び鉛蓄電池の販賣價格の統制額は、未充電で電解液を含まない價格であつて、充電して販賣する場合は三の充電料を加算することが出来る。
- (二)アルカリ蓄電池安全燈及びアルカリ蓄電池の販賣價格の統制額は、電解液を含む價格であつて、充電して販賣する場合は三の充電料を加算することが出来る。
- (三)鉛蓄電池安全燈、アルカリ蓄電池安全燈、外箱、外箱上部、燈具及び導線の販賣價格の統制額は、スキッチなしの價格であつてスキッチ附の價格は、鉛蓄電池安全燈、アルカリ蓄電池安全燈外箱及び外箱上部は二〇圓、導線は二圓、燈具は一八圓をそれぞれの統制額に加算できるものとする。
- なお、鉛蓄電池安全燈の外箱がアルマイト製の場合は五〇圓、ステンレス製の場合は四五圓上げとする。
- (四)鉛蓄電池安全燈、アルカリ蓄電池安全燈、外箱、外箱上部及び燈具の販賣價格の統制額は、平板レンズ附のもの價格であつて、凸レンズ附のものは二〇圓、二重レンズ附のものは一五圓をそれぞれ販賣價格の統制額に加算できるものとする。
- (五)この表の販賣價格の統制額は、臨時日本標準規格に該當し、石炭坑爆發豫防試験所の檢定に合格したものの價格とする。
- (六)この表の販賣價格の統制額は、荷造費を含み、賣主の最寄驛渡しの價格とする。

(機械)

三、自動式電話機

(機械)

二號自動式壁掛電話機	一、五八五・〇〇	一、六九五・〇〇
自動式壁掛電話機	一、五八五・〇〇	一、六九五・〇〇
自動式桌上電話機	一、五八五・〇〇	一、六九五・〇〇
四、送話機		
アルベル加入者送話器	一五八・五〇	一六九・五〇
ソリドバッグ加入者送話器	二二五・〇〇	二四〇・〇〇
二三四號送話器	三二〇・〇〇	三四〇・〇〇
交換手送話器(金物付)	四二〇・〇〇	四五〇・〇〇
一號型送話器	七三・五〇	七八・五〇
五、受話器		
共電式加入者受話器	一七五・〇〇	一八七・〇〇
交換手用片耳受話器	一七五・〇〇	一八七・〇〇
六、送受器及び胸掛電話機送受器	四七〇・〇〇	五〇〇・〇〇
胸掛電話器	七〇〇・〇〇	七五〇・〇〇
七、磁石電鈴		
一號磁石電鈴	二六〇・〇〇	二八〇・〇〇
二號磁石電鈴	二九〇・〇〇	三一〇・〇〇
八、轉換器		
一號A型轉換機	二〇〇・〇〇	二一五・〇〇
二號A型轉換機	二〇〇・〇〇	二一五・〇〇
一號型轉換器(除A型)	二六五・〇〇	二八五・〇〇

七五九

第二集、第三機械 八、通信機械

二號型轉換器(除A型)	二六五・〇〇	二八五・〇〇
九、ダイヤル		
電話機用二號ダイヤル	三四五・〇〇	三七〇・〇〇
一〇、プラグ		
單式プラグ	三九・〇〇	四一・五〇
一號受話器プラグ	六四・五〇	六九・〇〇
二號受話器プラグ	七一・五〇	七六・五〇
共電式受話器プラグ	七一・五〇	七六・五〇
四七號Aプラグ	三九・〇〇	四一・五〇
四七號Bプラグ	三九・〇〇	四一・五〇
六〇號プラグ	五〇・五〇	五四・〇〇
一〇九號プラグ	五五・〇〇	五九・〇〇
一一〇號プラグ	四八・五〇	五二・〇〇
一一六號プラグ	七一・五〇	七六・五〇
一三七號プラグ	一〇三・五〇	一一〇・〇〇
一五二號プラグ	一二四・〇〇	一三二・五〇
二一一號プラグ	一二六・五〇	一三五・〇〇
二一七號Aプラグ	二三四・〇〇	二五〇・〇〇
二一七號Bプラグ	二三四・〇〇	二五〇・〇〇
二一七號Cプラグ	二三四・〇〇	二五〇・〇〇
二一七號Dプラグ	二三四・〇〇	二五〇・〇〇
二一七號Fプラグ	二三四・〇〇	二五〇・〇〇
二四一號Aプラグ	一四五・〇〇	一五五・〇〇

二四一號Bプラグ	一四五・〇〇	一五五・〇〇
二四一號Cプラグ	一四五・〇〇	一五五・〇〇
二四七號TAプラグ	一一七・五〇	一二五・五〇

七六〇

○有線機器

自動交換機器、手動交換機器、電信機器、通信用測定器、搬送電信電話機器及び同上部分品

(昭和二十二年九月十六日)
物三第四〇四號

物價統制令第四條の規定によつて、自動交換機器、手動交換機器、電信機器、通信用測定器、搬送電信電話機器及び同上部分品の販賣價格の統制額を次のように指定し、同令施行規則第四條但書の規定によつて告示に代えて通知する。

一、統制額表(別紙)
二、販賣條件、製造業者工場又は倉庫課渡し(税を含まない)

目次

- (機種名)
- 一、ST型自動交換機器
- 二、ST50型自動交換機器
- 三、SH型自動交換機器

(機械)

- 四、手動交換機器
- 五、繼電器各種(新型、舊型)
- 六、塞流線輪、中繼線輪、中繼器改造用品
- 七、蓄電器各種
- 八、電鍵各種(新型、舊型)
- 九、シャツク
- 一〇、端子板
- 一一、ランプ承口、表示器、保安器、抵抗、試験プラグ其ノ他
- 一二、T部品
- 一三、H部品
- 一四、D部品
- 一五、電信機器
- 一六、印刷鍵盤鑽孔器部品
- 一七、印刷自動送信機部品
- 一八、印刷電信受信機部品
- 一九、甲種鍵盤鑽孔機部品
- 二〇、大北部型自動送信機部品
- 二一、大北部型自動受信機部品
- 二二、大北部型甲種鑽孔機部品
- 二三、遞信省型自動送信機部品
- 二四、遞信省型自動受信機部品
- 二五、新興型自動送信機部品
- 二六、新興型自動受信機部品

第二集、第三機械 八、通信機械

- 二七、搬送電信電話機器
- 二八、市外、市内裝荷線輪
- 二九、通信用測定器

品名	統制額
A コンベインドラインスイッチボード	一六、〇五・〇〇
二	一七、〇五・〇〇
三	一八、〇五・〇〇
四	一八、四三・〇〇
五	一七、三六・〇〇
六	一六、七五・〇〇
七	一六、八〇・〇〇
八	一八、〇六・〇〇
九	一八、九三・〇〇
一〇	一七、二〇・〇〇
一一	一六、〇五・〇〇
一二	一五、九四・〇〇
一三	一五、四〇・〇〇
一四	一四、三〇・〇〇
一五	一四、四一・〇〇
一六	一四、九〇・〇〇
一七	一五、三三・〇〇
一八	一五、九〇・〇〇
一九	一五、九〇・〇〇
二〇	一五、九〇・〇〇
二一	一五、九〇・〇〇
二二	一五、九〇・〇〇
二三	一五、九〇・〇〇
二四	一五、九〇・〇〇
二五	一五、九〇・〇〇
二六	一五、九〇・〇〇
二七	一五、九〇・〇〇
二八	一五、九〇・〇〇
二九	一五、九〇・〇〇
出中組二次ラインスイッチボード	一八、九〇・〇〇
レギュラーセレクトター	二五、三三・〇〇

第二集、第三機械 八、通信機械

A	ノルマル線試験機	六、六三〇・〇〇	四
//	ワイパー及ワイパー紐	二、一三三・〇〇	//
//	一度計試験器	四、七五一・〇〇	//
//	インカミングセレクター	三、〇三八・〇〇	//
//	//	三、二四八・〇〇	//
//	//	三、三〇三・〇〇	//
//	//	二、九七二・〇〇	//
//	//	三、三五九・〇〇	//
//	//	五、六三五・〇〇	//
//	//	五、五五五・〇〇	//
//	一切替	六、七四〇・〇〇	//
//	//	三、三五〇・〇〇	//
//	トールトランスミッションセレクター(A・T・M)	七、四〇三・〇〇	//
//	トール次	三、二七〇・〇〇	//
//	トランスミッションセレクター	七、五二四・〇〇	//
//	//	三、二七〇・〇〇	//
//	吸 収	三、四八八・〇〇	//
//	吸収ミツションセレクター	九、三九二・〇〇	//
//	レギュラーセレクターバンク	九、九五〇・〇〇	//
//	//	九、九五〇・〇〇	//
//	//	九、三九二・〇〇	//
//	//	一〇、九九九・〇〇	//
//	ノール	九、七二四・〇〇	//
//	セレクター	九、七二四・〇〇	//
//	バンク	九、七二四・〇〇	//

(機械)

A	十個付 三〇〇接點	四、七五一・〇〇	四
//	//	七、九五六・〇〇	//
//	//	七、九五六・〇〇	//
//	四〇〇接點	八、四一九・〇〇	//
//	//	八、六一九・〇〇	//
//	//	七、七三五・〇〇	//
//	//	七、七三五・〇〇	//
//	//	七、九五六・〇〇	//
//	//	七、九五六・〇〇	//
//	//	七、九五六・〇〇	//
//	//	九、七二四・〇〇	//
//	一二個付三〇〇接點	九、九四五・〇〇	//
//	//	九、一七一・〇〇	//
//	//	九、一七一・〇〇	//
//	//	九、一七一・〇〇	//
//	一個付四〇〇接點	九、一七一・〇〇	//
//	//	九、一七一・〇〇	//
//	//	九、一七一・〇〇	//
//	一個付三〇〇接點	二、四九二・〇〇	//
//	//	二、四九二・〇〇	//
//	//	二、四九二・〇〇	//
//	一個付三〇〇接點	三、三五九・〇〇	//
//	//	一、五三九・〇〇	//
//	//	一、四三三・〇〇	//
//	一個付三〇〇接點	八、二八七・〇〇	//
//	スキツチバンク	八、八四〇・〇〇	//

第二集、第三機械 八、通信機械

A	三個付六〇〇接點 テストリヒコークバンク	六、七四〇・〇〇	A
//	テस्टデバイストリビューターバンク	一六、三五四・〇〇	//
//	//	一八、三三三・〇〇	//
//	//	一三、七七〇・〇〇	//
//	//	一一、四九二・〇〇	//
//	//	一〇、六〇八・〇〇	//
//	//	一三、七三六・〇〇	//
//	//	一〇、六〇八・〇〇	//
//	//	一四、二五四・〇〇	//
//	//	一四、二五四・〇〇	//
//	//	九、三九二・〇〇	//
//	//	八、九五〇・〇〇	//
//	//	八、九五〇・〇〇	//
//	//	九、三九二・〇〇	//
//	五個用	七、五二四・〇〇	//
//	コンネクター	七、五二四・〇〇	//
//	シエルフ	七、五二四・〇〇	//
//	//	四、四一〇・〇〇	//
//	//	四、四一〇・〇〇	//
//	八個用	一、八三三・〇〇	//
//	一個用	一、六四六・〇〇	//
//	一個用	一、六四六・〇〇	//
//	一個用	五、〇〇四・〇〇	//
//	一個用	五、〇〇四・〇〇	//

(機械)

(機械)

二一E	コンネクター	四、八六二・〇〇
三一A	〃	四、五三〇・〇〇
三一B	〃	四、一九九・〇〇
三一C	〃	四、七五一・〇〇
三一G	〃	四、六四一・〇〇
三一H	〃	四、九七三・〇〇
三一L	〃	四、〇〇〇・〇〇
四一A	〃	四、五三〇・〇〇
五一A	〃	四、九七三・〇〇
五一C	〃	五、三〇四・〇〇
五一D	〃	四、〇八八・〇〇
六一A	〃	四、三三〇・〇〇
六一C	〃	四、八六二・〇〇
六一D	〃	二、三五五・〇〇
七一A	〃	三、七九〇・〇〇
一一A	デストリビューター	四、〇三三・〇〇
一一B	〃	四、三五三・〇〇
一一C	〃	四、三五三・〇〇
一一D	〃	四、三五三・〇〇
一一E	〃	三、八六七・〇〇
一一F	〃	四、三三〇・〇〇
一一A	ビーター	一、七〇一・〇〇

一一B	〃	一、九四四・〇〇
一一C	〃	一、八七八・〇〇
一一D	〃	二、一〇〇・〇〇
二一A	〃	二、四九一・〇〇
二一D	〃	二、五九六・〇〇
三一A	〃	二、二五九・〇〇
三一B	〃	一、〇八三・〇〇
三一E	〃	一、三五九・〇〇
三一F	〃	一、〇八二・〇〇
四一B	〃	一、二五九・〇〇
四一E	〃	一、四一四・〇〇
五一A	〃	一、四〇三・〇〇
五一B	〃	一、四〇三・一〇
六一A	〃	一、二〇四・〇〇
六一B	〃	一、二〇四・〇〇
七一A	〃	五、六三五・〇〇
八一A	〃	二、一三三・〇〇
一一A	リレーグループ	一、二七〇・〇〇
二一B	〃	一、七七九・〇〇
二一C	〃	一、五九一・〇〇
二一D	〃	一、七七九・〇〇
二一F	〃	一、五九一・〇〇
三一A	〃	二、三八六・〇〇

三一D	〃	二、三八六・〇〇
五三A	ラインスネッチユニット	一、五五〇・〇〇
五四〃	〃	一、五三三・〇〇
五四〃	ラインフアインターユニット	一、一八二・〇五
五五〃	〃	一、三三三・〇〇
三五三AB	コンネクターユニット	二、七九六・〇〇
三五四〃	〃	三、一〇五・〇〇
三五五〃	〃	三、一〇四・〇〇
四五三〃	〃	二、九三三・〇〇
四五四〃	〃	三、四〇〇・〇〇
四五五〃	〃	三、八六五・〇〇
三五〇A	バンク	九、一七一・〇〇
三五〇B	〃	一〇、三六七・〇〇
四五〇A	〃	一、一七六・〇〇
六五〇〃	〃	一、六三三・〇〇
五〇A	シエルフ	三、〇八二・〇〇
五〇B	〃	三、二八一・〇〇
五〇C	〃	三、三三〇・〇〇
五〇D	〃	三、三三〇・〇〇
五〇E	〃	三、一七一・〇〇
五一A	〃	三、三三〇・〇〇
五一B	シニェルフ	四、三三〇・〇〇
五一C	〃	三、一七六・〇〇

五二一A	〃	四、二七六・〇〇
五三一〃	〃	四、八九五・〇〇
五四一〃	〃	四、六七四・〇〇
五五一〃	〃	四、八九五・〇〇
五六一〃	〃	七、一八二・〇〇
五七一〃	〃	一、五八〇・〇〇
五八一〃	〃	一、四九三・〇〇
五〇〃	セレクターフレーム	三、九三三・〇〇
五二〃	〃	三、九三三・〇〇
五一〃	レビークーフレーム	三、五九一・〇〇
五四〃	〃	八、五九八・〇〇
五〇〃	トラックフアインターユニット	四、六三〇・〇〇
五〇〃	監視信號盤	四、〇八九・〇〇
五〇B	〃	四、三三七・〇〇
五〇A	列監視信號盤	三、三〇五・〇〇
五〇〃	ヒューズ盤	四、三三二・〇〇
〃	ラインフアインター式(配線盤付)	二、四七三・〇〇
〃	五〇回線私設自動交換機	四、二二一・〇〇
〃	(〃)	四、二二一・〇〇
〃	(配線盤付) 一〇〇〇回線	四、二二一・〇〇
〃	(〃)	一、五〇〇・一五〇・〇〇
〃	(配線盤付) 二〇〇〇回線	一、五〇〇・一五〇・〇〇
〃	ラインスネッチタクト(配線盤付) 一〇〇〇回線自動交換機	四、九七三・三五〇・〇〇
〃	(配線盤付) 二〇〇〇回線	一、四〇〇・七〇〇・〇〇

五號 J	101,800.00
五號 K	147,160.00
五號 H	16,400.00
二號	126,000.00
二號	175,160.00
一號	496,665.00
二號	374,975.00
三號	256,115.00
四號	53,550.00
五號	294,785.00
六號	267,115.00
T三	264,605.00
H三	264,605.00
共電式案内台	94,805.00
三號 共電式記録台	101,800.00
二號 案内台	25,935.00
三號	101,800.00
A二	91,975.00
A二	91,975.00
A二	91,975.00
共電式案内兼監督台	104,710.00
二號 小共電式市外交換機	89,145.00
三號 小共電式市外交換機	84,145.00
二線式中継器用八號ジャックパネル	26,390.00

四線式中継器用	九號	12,595.00
四號ジャックパネル	四	29,855.00
五	3,640.00	
一	29,435.00	
一〇	8,348.00	
三	3,495.00	
二	30,564.00	
四	13,159.00	
一	10,180.00	
三	29,435.00	
一	3,580.00	
四	55,890.00	
二	2,655.00	
一	1,400.00	
一	1,080.00	
八	8,490.00	
二	5,330.00	
一	1,358.00	
一	1,130.00	
二	31,870.00	
一	13,580.00	
三	31,300.00	
二	28,740.00	

〔機材〕

二號	着信	35,658.00
二號	着信	17,535.00
ダイヤル速度計	10,740.00	
略試験用電話機	2,730.00	
二〇回線三號ヒューズ盤	1,890.00	
二號 ヒューズ盤	39,337.00	
三	33,300.00	
五	13,310.00	
六	3,366.00	
七	1,130.00	
八	8,348.00	
九	1,570.00	
一〇	1,366.00	
一一	711.00	
一二	1,101.00	
一三	2,830.00	
一四	1,101.00	
一五	1,366.00	
一六	8,733.00	
A一	1,018.00	
二	891.00	
三	3,808.00	
四	13,101.00	

A五號 ヒューズ盤	990.00
六	1,150.00
七	1,245.00
八	7,641.00
九	5,136.00
C一	6,600.00
三	6,650.00
四〇回線試験分線盤彈器板	7,075.00
二〇	3,565.00
一〇	1,890.00
二	56.00
二號 本配線盤試験彈器	10,875.00
一二號 本配線盤	16,414.00
一二號本配線盤(増設用)	7,358.00
座席時計回路用品	3,008.00
ヒューズ盤警報用品	5,660.00
三號 座席ダイヤル回路用品	4,131.00
四	1,669.00
五	2,733.00
一	4,061.00
三	919.00
五	2,107.00
六	1,768.00
七	1,768.00

〔機材〕

五回線	一〇一	割入出中繼線裝置	三〇、五四・〇〇
五回線	一〇一	空番號入中繼線裝置	三、六四〇・〇〇
五回線	一〇二	空番號入中繼線裝置	八、六三・〇〇
五回線	一〇二	空番號入中繼線裝置	八、四八・〇〇
五回線	T 一號	交流ダイヤル着信裝置	三三、〇七四・〇〇
五回線	T 二號	特種番號入中繼線裝置	一一、三三〇・〇〇
五回線	二號	空番號入	八、三〇七・〇〇
五回線	三號	空番號入	八、四九〇・〇〇
五回線	一〇一	局内	一〇、四七一・〇〇
五回線	一〇二	局内	三、七三五・〇〇
一〇回線	一〇一	記錄	一七、五四六・〇〇
一〇回線	一〇一	記錄	一六、五五五・〇〇
一〇回線	二號	公共電話裝置	一五、二六二・〇〇
一〇回線	二號	公共電話裝置	八、四八・〇〇
一〇回線	一〇一號	市外ダイヤル裝置	三六、七九〇・〇〇
一〇回線	一〇一號	發信裝置	一八、八九・〇〇
一〇回線	一〇一號	着信	三三、二五・〇〇
五號	交流ダイヤル發信裝置		四、一三一・〇〇
六號	着信裝置		二、五〇〇・〇〇
T 一號	用 斷續裝置		五、二〇七・〇〇
二號	交流式直通信號着信裝置		四、一三一・〇〇
一號 A	略試驗席回路用品		三、七九二・〇〇

二號	電話用計數器	五四〇・〇〇
一號	スイッチスタンド	九〇五・〇〇
二號	セレクトター架	一、三三二・〇〇
五〇 A	レヒーター架	四、三六・〇〇
五二	ロータリースキッチ架	四、〇五・〇〇
五一	度數計架	三、三九六・〇〇
五三	リレー架	四、三六・〇〇
五〇	配線盤架	四、三六・〇〇
五〇	保留時分記錄器	三、三九六・〇〇
一號	自動報時機	九〇、五六・〇〇
二		一六、二五・〇〇
三		六、五五・〇〇
四		四、七三・〇〇
五		三、六二〇・〇〇
六		三、二七一・〇〇
五一	共電式電話交換機	一四七、一六〇・〇〇
五二	磁石式電話交換機	一六、九七〇・〇〇
六二		一七、八九・〇〇
六五		四、四五〇・〇〇
七二		一八、六七・〇〇
七五		四三、八六五・〇〇
三一	共電式單式交換機	一四七、一六〇・〇〇

(機械)

三二號	共電式複式交換機	一六、九七〇・〇〇
三四	共電式交換機	一六、九七〇・〇〇
特三六	共電式交換機	一六、七五・〇〇
特三六	共電式交換機	一九、三五・〇〇
特三六	共電式交換機	一三、八六・〇〇
特三六	共電式交換機	二、〇九・〇〇
一號	電鍵函 一〇 (一〇)	六、〇八・〇〇
二	電鍵函 二〇 (二〇)	五、七五・〇〇
試驗用電頭受話器 (コンデンサー付)		五、六八・〇〇
自動式用簡易試驗台		四、八七・〇〇
共電式		四、八七・〇〇
自動式用繼電器信號繼續器		二、七五・〇〇
共電式用		八、四九・〇〇
四號	鐵板 (カバー付)	五、六六・〇〇
四號	鐵板 (ナシ)	二、三三・一八〇・〇〇
CBX	甲種加入者台	三、九四・七六五・〇〇
乙種		三、七三・一五五・〇〇
丙種加入者兼中繼台		三、九四・七六五・〇〇
甲種	中繼台	三、七三・一五五・〇〇
乙種		四、三三・一八〇・〇〇
甲種加入者兼中台		四、三三・一八〇・〇〇
乙種		四、三三・一八〇・〇〇

丙種		四六、一〇五・〇〇
甲種中繼		四〇、八六・〇〇
乙種		三、〇一・〇五・〇〇
私 設 台		一九〇、〇七五・〇〇
二〇回線 CBX 加入者台	加入者線リレー一四〇ヶ付	八七、七三〇・〇〇
一〇回線 M A G X 中繼線リレー四〇ヶ付 (甲中繼台用)		七、二一五・〇〇
對自動中繼台		一、九一・〇五・〇〇
CBX 甲加入者補足代		一八、八六〇・〇〇
甲中繼台		一六、〇〇〇・〇〇
乙加入者		一七、五四〇・〇〇
乙中繼台		一七、五四〇・〇〇
丙加入者		九、三三〇・〇〇
ケーブル變更台		一四、二九一・〇〇
CBX 用繼電器架	一號	三、六七・九〇〇・〇〇
	二號	五、一八五・〇〇
	三號	七、五八〇・〇〇
中繼線輪架	一號	一〇、三七〇・〇〇
	二號	二七、九一〇・〇〇
	三號	三三、四〇〇・〇〇
本配線盤	一號	一七、三三〇・〇〇
	二號	二四、三九〇・〇〇
	三號	三三、一三〇・〇〇
中間配線盤	一號	三、三三〇・〇〇

(機械)

